

情報公開・個人情報保護制度運用状況

令和元年度版

さいたま市 総務局 総務部

行政透明推進課

# 目 次

C O N T E N T S

## ◆ 情報公開制度 ◆

---

I	情報公開制度のあらまし	1
II	情報公開制度の運用状況	4
	1 行政情報開示の実施状況概要	4
	2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況	38
III	情報公開コーナー	39
	1 情報公開コーナーの概要	39
	2 情報提供の実施状況	40

## ◆ 個人情報保護制度 ◆

---

I	個人情報保護制度のあらまし	43
II	個人情報保護制度の運用状況	47
	1 個人情報開示等の実施状況概要	47
	2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況	61

## ◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

---

I	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	63
II	情報公開・個人情報保護審査会 答申	68
	答申第 170 号～第 186 号	

## ◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆

---

I	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	145
II	情報公開・個人情報保護審議会 答申	147

## ◆ 会議公開制度 ◆

---

I	会議公開制度の概要	155
II	会議公開制度の運用状況	155
	1 会議公開制度運用状況	155
	2 附属機関、協議会等の会議別開催状況	156

◆ 情 報 公 開 制 度 ◆



## I 情報公開制度のあらまし

### 1 情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、地方公共団体の行政活動の領域も専門化、多様化し、さらに情報化の進展に伴い、市が保有する情報も膨大な量となっています。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で透明な開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市の行政情報について、市民の知る権利が保障される必要があります。そのため、行政の説明する責務と、市民の行政情報の開示を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

### 2 情報公開の総合的な推進

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、その時々々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。

しかし、これは市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の開示を求める権利を実定法上の権利として創設し、請求に基づく義務的な開示制度を規定しました。また、それとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることにより、市民目線に立った情報公開を総合的に推進していくこととしています。さらに、附属機関や外部の意見を取り入れるために設置される協議会等の会議についても、公開するものと規定しています。

### 3 情報公開制度の概要

#### (1) 条例について

本市の情報公開制度は、「さいたま市情報公開条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行）に施行しており、その後、7回の改正が行われ、現行条例は、平成29年10月31日から施行しています。

#### (2) 制度の目的

市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

#### (3) 実施機関

行政情報の開示を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

## 情報公開制度

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

### (4) 対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、次のものは除きます。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの
- ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

### (5) 行政情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができます。

### (6) 開示請求の受付

開示請求は、受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（行政情報開示請求書）を提出することにより行います。

### (7) 行政情報の開示義務

実施機関は、請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

- ア 法令秘情報
- イ 個人に関する情報
- ウ 法人等に関する情報
- エ 審議、検討等に関する情報
- オ 事務事業執行情報
- カ 国等協力関係情報
- キ 公共安全情報

〔不開示情報の例外的取扱い〕

#### ア 公益上の理由による裁量的開示

行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

#### イ 行政情報の存否に関する情報

開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒

否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ 部分開示

行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

(8) 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

ア 決定

(7) 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

(イ) 不開示決定

イ 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ 行政情報の開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

(9) 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

(10) 費用負担

行政情報の開示に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(11) 出資法人等の情報公開

市が出資している出資法人等で規則で定めるものは、保有する情報の公開について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとします。

また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

## Ⅱ 情報公開制度の運用状況

### 1 行政情報開示の実施状況概要

令和元年度の処理件数は、表1-1のとおり727件であり、処理区分の内訳は、開示が411件、一部開示が279件、不開示が37件となっています。なお、内容は、業務委託等に係る設計書が367件（請求件数に対する割合は約47.7%）と特になくなっています。

また、実施機関別の処理件数は表1-2のとおりです。

開示請求の実施状況の詳細は表1-3のとおりです。

表1-1 行政情報開示請求件数・処理件数

請求件数	処理件数	処 理 区 分			
		開示	一部開示	不開示	(不開示区分)
770	727	411	279	37	文書不存在 33
					その他 4

表1-2 実施機関別処理件数

実 施 機 関		処理件数	実 施 機 関		処理件数
市 長	市長公室	2	市 長	桜区役所	2
	都市戦略本部	4		浦和区役所	7
	総務局	25		南区役所	4
	財政局	9		緑区役所	3
	市民局	3		岩槻区	3
	スポーツ文化局	5		消防局	4
	保健福祉局	69		出納室	4
	子ども未来局	17		水道事業管理者	127
	環境局	10	教育委員会	49	
	経済局	11	議会	5	
	都市局	41	選挙管理委員会	1	
	建設局	298	人事委員会	0	
	西区役所	6	監査委員	0	
	北区役所	2	農業委員会	3	
	大宮区役所	2	固定資産評価審査委員会	0	
	見沼区役所	4	未決定	0	
	中央区役所	7	合 計	727	

情報公開制度

表 1 - 3 行政情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
1	浦1	4/1	都市局 南部都市・公 園管理事務所	管理課	さいたま市大崎公園小動物園にお ける平成24年度から平成29年度の 6年間の年度ごとに死亡した動物の 正しい死亡数 他	大崎公園子供動物園における、平 成26年度から平成29年度までの指 定管理者からの月次事業報告書 (飼育動物移動表抜粋)	4/12	開示		
2	中1	4/1	水道局 給水部	水道計 画課	確約書(所在地特定)	要望書、確約書及び私道内配水管 布設承諾書	4/5	一部 開示	住所、氏名、役職、印影、 電話番号、会社名	第7条 第2号 第3号
3	大1	4/2	都市局 北部都市・公 園管理事務所	管理課	屋外広告物等表示許可証(前期の もの、最新申請したもの)特定地 寸法、表示物の内容、許可期間、 表示変更届、設置者変更届	・屋外広告物等表示(設置)許可に ついて(28224)(平成28年12月20日 決裁) ・屋外広告物等除却届について (30003)(平成30年4月12日決裁) 他	4/16	一部 開示	個人に関する情報、法人等 に関する情報	第7条 第2号 第3号
4	浦2	4/3	建設局	技術管 理課	公共建築工事単価表 標準単価平成30年4月版 市場単価平成30年4月版 標準単価平成31年4月版(金額抜き) 市場単価平成31年4月版(金額抜き) 建築工事、電気設備工事、機械設備 工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成30年4月 版 標準単価(電気設備工事)平成30年 4月版 標準単価(機械設備工事)平成30年 4月版 他	4/4	開示		
5	大2	4/4	建設局 建築部	建築総 務課	さいたま市葬祭場等建築等指導要 綱 事前説明会報告書一式	事前説明会報告書(平成30年6月 19日收受 文書番号: 建建建総第 1238号)	4/18	一部 開示	・事前説明会報告書(様式 第4号)の法人の代表者印 の印影及び担当者の氏 名、印影並びに近隣住民 等の氏名 ・事前説明会報告書添付 図書の法人の担当者氏名	第7条 第2号 第3号
6	大3	4/4	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	医療法人決算届 平成31年3月分 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書 閲覧用資料	3月/決算届(平成30年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	4/17	開示		
7	浦3	4/5	建設局	技術管 理課	・公共建築工事単価表標準単価(H30 年度版) 建築工事、電気設備工事、機械設備 工事 ・公共建築工事単価表市場単価(H30 年度版) 建築工事、電気設備工事、機械設備 工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)平成30年4月版 標準単価(電気設備工事)平成30年4 月版 標準単価(機械設備工事)平成30年4 月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備) 平成30年4月版	4/9	開示		
8	浦5	4/9	保健福 祉局 長寿応 援部	介護保 険課	H28年～H30年度 特別養護老人ホーム入札結果報告 書	入札結果等報告書(平成28年9月1日、 平成28年12月16日、平成28年12月22 日、平成29年12月8日、平成29年1月 12日、平成29年1月25日、平成29年2 月2日、平成29年3月24日、平成29年 12月18日、平成30年1月18日、平成30 年8月20日、平成30年11月2日、平成 30年12月25日介護保険課受付分)	4/19	一部 開示	氏名、印影、入札予定価 格・入札予定価格の 100/108、最低制限価格・ 最低制限価格の 100/108、 調査基準価格・調査基準 価格の 100/108	第7条 第2号 第5号
9	浦6	4/10	総務局 人事部	人事課	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処 分一覧表 平成29年11月21日より現在まで	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処 分一覧表 平成29年11月21日より平成31年4 月10日まで	4/24	一部 開示	・「所属」欄及び「職務名」欄 のうち個人を特定できる部 分(市が既に公表した情報 を除く。) ・「氏名」欄及び「職員番号」 欄	第7条 第2号 第5号
10	浦7	4/10	総務局 人事部	人事課	人事課が公金等・備品の紛失等に ついて調査を求めた行政情報		4/24	不開 示		文書 不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
11	浦8	4/10	建設局	技術管理課	平成30年度下水道工事参考資料(平成30年11月) 下水道用設計歩掛表【独自基準】(平成30年度版)	平成30年度 下水道工事参考資料 平成30年7月 平成30年度 下水道工事参考資料 平成30年11月 下水道用設計独自歩掛表 平成30年度	4/17	開示		
12	桜3	4/10	中央区役所 くらし応援室		入札結果表(最低制限価格記載のもの) 道路照明施設修繕(31中央区単価契約)	道路照明施設修繕(31中央区単価契約)についての入札結果表(最低制限価格記載のもの)	4/22	開示		
13	桜4	4/10	浦和区役所 くらし応援室		入札結果表(最低制限価格記載のもの) 道路照明施設修繕(31浦和区単価契約)	道路照明施設修繕(31浦和区単価契約)についての入札結果表(最低制限価格記載のもの)	4/19	開示		
14	桜5	4/10	緑区役所 くらし応援室		入札結果表(最低制限価格記載のもの) 道路照明施設修繕(31緑区単価契約)	道路照明施設修繕(31緑区単価契約)についての入札結果表	4/22	一部開示	予定比較額、執行予定額、予定価格、比較価格、最低制限価格、最低制限比較価格	第7条 第5号
15	桜6	4/10	南区役所 くらし応援室		入札結果表(最低制限価格記載のもの) 道路照明施設修繕(31南区単価契約)	道路照明施設修繕(31南区単価契約)についての入札結果表(最低制限価格記載のもの)	4/19	開示		
16	桜2	4/10	桜区役所 くらし応援室		入札結果表(最低制限価格記載のもの) 道路照明施設修繕(31桜区単価契約)	道路照明施設修繕(31桜区単価契約)についての入札結果表(最低制限価格記載のもの)	4/22	開示		
17	桜1	4/10	保健福祉局 福祉部	監査指導課	平成30年度 特定施設実地指導 事前提出資料、結果通知、行政文書すべて	「事前提出資料(事前調査及びその添付資料)」、「実地指導の復命について」、「実地指導結果について」のうち特定施設に係る部分	4/17	一部開示	職員氏名、兼務先及び職種、当該事業所で勤務を始めた日、現在の職種に就いた日、資格及び資格取得年月日、事故の概要、信託契約を行う信託会社等の名称 他	第7条 第2号 第3号
18	大4	4/11	建設局 北部建設事務所	建築指導課	特定地 事前の道路廃道について 廃道の理由書、案内図、公図の写、現況図	特定地 事前の道路廃道について(相談) 添付書類 1廃道の理由書 2案内図 3公図の写 4現況図	4/18	一部開示	個人の氏名、電話番号、印影	第7条 第2号
19	浦9	4/11	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービス利用契約における重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書	・平成31年4月1日付け收受「施設利用契約書」 ・平成31年4月1日付け收受「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書」 他	4/25	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日、法人代表者(実印)の印影	第7条 第2号 第3号
20	浦10	4/12	スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ政策室	スポーツ政策室が保有する大宮けんぼグラウンドに係る補助金、負担金	・支出負担行為伺書(一般)(件名:大宮けんぼグラウンド活用事業補助金) ・補助金交付決定通知書の送付について(大宮けんぼグラウンド活用事業補助金) 他	4/19	一部開示	法人等の口座情報、代表者印(実印)	第7条 第3号
21	浦11	4/12	総務局 総務部	行政透明推進課	行政透明推進課が保有する指定管理者の情報公開・個人情報保護条例に準じた規程(直近のものに限る)	・総経行透第2057号 情報公開規定・個人情報保護規定について(平成22年11月19日供覧完了) ・財団法人さいたま市都市整備公社情報公開規則、財団法人さいたま市都市整備公社個人情報保護規則 他	4/25	一部開示	担当者氏名、法人の実印、特定法人の個人情報保護条例に準じた規程、特定法人の情報公開・個人情報保護条例に準じた規程 他	第7条 第2号 第3号 文書 不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
22	岩1	4/15	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	児童相 談所	県警と児童虐待情報の共有化に関 するプロセスの関係資料	子子家児第6650号 さいたま市児童 相談所が保有する児童虐待情報の 共有に関する申合せ(児童相談所 と警察の児童虐待情報全件共有) について(平成31年3月18日決裁)	4/18	開示		
23	大10	4/16	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	特定地の旧公園	特定地に係る旧公園	4/22	開示		
24	浦13	4/17	建設局 下水道 部	下水道 計画課	・さいたま市公共下水道管きよ設計 標準図(H27.3) ・さいたま市公共下水道管きよ設計 指針(H27.3) 公的指針運用編、共通編、開削工 法編、推進工編、管更生工法編	・さいたま市公共下水道管きよ設計 標準図平成27年3月 ・さいたま市公共下水道管きよ設計 指針平成27年度版公的指針運用 編 ・さいたま市公共下水道管きよ設計 指針平成27年度版共通編 他	4/22	一部 開示	人の氏名、印影、写真、指 針の一部に含まれる業者 名、住所、電話番号、FAX 番号、管理番号、指針の一 部に含まれる他都市の名 称等	第7条 第2号 第3号 第6号
25	浦14	4/18	消防局 総務部	消防施 設課	・見沼消防署改築の打合せ会議録、局 内も含む(基本設計については除く) ・同工事の消防分団のまわりの歩道 (幅員4.6m)の砕石を撤去した事がわ かるもの(工事写真) ・境界が変更(セットバック)された事が わかるもの	・(仮称)見沼区片柳地区消防署建 設工事実施設計に係る打合せ議事 録 ・外構工事における路盤砕石入れ 替え前後の写真	5/9	一部 開示	個人の氏名、局内会議録、 境界変更記録	第7条 第2号 文書 存在
26	浦15	4/18	建設局 建築部	営繕課	・見沼消防署改築の打合せ会議録、局 内も含む(基本設計については除く) ・同工事の消防分団のまわりの歩道 (幅員4.6m)の砕石を撤去した事がわ かるもの(工事写真) ・境界が変更(セットバック)された事が わかるもの		5/10	不開 示		文書 存在
27	浦16	4/23	建設局	技術管 理課	公共建築工事単価表 市場単価平成30年4月版(建築工 事・電気設備工事・機械設備工事) 標準単価平成30年4月版(建築工 事・電気設備工事・機械設備工事)	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)平成30年4月版(金入り) 標準単価(建築工事)平成30年度4 月版(金入り) 標準単価(電気設備工事)平成30 年4月版(金入り) 他	4/25	開示		
28	大11	4/25	保健福 祉局 保健所	食品衛 生課	特定営業所の営業許可台帳及び 営業許可申請書	・施設台帳(営業施設符号31・244・ 523390) ・保所食第1-749号 食品営業許 可申請書(新規)(平成30年7月20 日收受)	5/8	一部 開示	申請者住所、生年月日、申 請者電話、営業所電話、食 品衛生責任者又は管理者 の氏名、生年月日 他	第7条 第2号 第5号
29	浦17	4/26	保健福 祉局 長寿応 援部	高齢福 祉課	・健康福祉センター西楽園の指定 管理者選定における指定管理者公 募時の質問回答(別紙等含む全て) 現地説明会時の配布資料 ・健康福祉センター西楽園の平成 27年度から平成29年度までの収支 報告書における詳細科目実績	・さいたま市健康福祉センター西楽 園指定管理者募集要項等に関する 質問及び回答 ・平成27～29年度 さいたま市健康 福祉センター西楽園 収支報告書	5/16	一部 開示	現地説明会時の配付資 料、計画予算、計画差額	文書 存在 第7条 第3号
30	浦18	4/26	建設局	技術管 理課	平成30年4月版 さいたま市公共建 築工事単価表ー市場単価 平成30年4月版 さいたま市公共建 築工事単価表ー標準単価(建築・ 電気設備・機械設備)	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)平成30年4月版(金入り) 標準単価(建築工事)平成30年度4 月版(金入り) 標準単価(電気設備工事)平成30 年4月版(金入り) 他	5/7	開示		
31	大12	5/8	水道局 給水部	北部水 道建設 課	平成30年度4月 さいたま市水道工 事単価表	平成30年度 水道工事設計単価表	5/15	開示		
32	浦19	5/8	教育委 員会事 務局 学校教 育部	教職員 人事課	教職員人事課が保有する平成31年 4月26日記者発表した教職員の懲 戒処分に関する行政情報	・「事情聴取について」(平成31年4月16 日決裁)(教学教人134) ・「教職員の懲戒処分について」(諮問) (平成31年4月22日決裁)(教学教人 199) ・「さいたま市教職員分限懲戒等審査 委員会について」(平成31年4月23日決 裁)(教学教人245) 他	5/20	一部 開示	事故者が勤務する学校名・ 校長名・事故者に関する情 報の一部(市が既に公表し た情報を除く)、聴取事項、 処分案 他	第7条 第2号 第5号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情 報区 分
33	浦20	5/9	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	特定医療法人の2018年3月期決算 の閲覧資料 (平成29年4月1日から平成30年3月 31日までの分) 貸借対照表、損益計算書、純資産 変動計算書、財産目録	特定医療法人の決算届(平成30年 3月期決算)のうち、事業報告書、財 産目録、貸借対照表、損益計算書 の閲覧用資料	5/14	開示		
34	大13	5/13	水道局 給水部	北部水 道建設 課	平成29年度水道設計書歩掛コード 紐付け一覧表 平成30年度水道設計書歩掛コード 紐付け一覧表	システム歩掛コード一覧表(平成29 年10月) システム歩掛コード一覧表(平成30 年4月) システム歩掛コード一覧表(平成30 年10月)	5/23	開示		
35	大14	5/13	水道局 給水部	北部水 道建設 課	平成29年度水道用設計独自歩掛 表 平成30年度水道用設計独自歩掛 表	・平成29年度(平成29年4月1日改 訂)設計業務の手引第7章積算基 準 中扉及び本文(VII-1～VII-162) ・平成30年度(平成30年4月2日改 訂)設計業務の手引第7章積算基 準 中扉及び本文(VII-1～VII-164)	5/22	開示		
36	大15	5/13	建設局	技術管 理課	平成29年度下水道用独自歩掛表 平成30年度下水道用独自歩掛表	下水道用設計歩掛表 平成29年度 下水道用設計歩掛表 平成30年度	5/15	開示		
37	浦21	5/13	教育委 員会事 務局 中央図 書館	管理課	中央図書館が保有する大宮図書館 の指定管理者が第三者へ委託する 事についての行政情報		5/20	不開 示		文書 不存 在
38	浦22	5/13	教育委 員会事 務局 中央図 書館	資料サ ービス 課	中央図書館が保有する新大宮図書 館の資料選定に係る行政情報	・平成29年8月8日開催図書館長会 議資料より 新大宮図書館の資料選定業務につ いて(案) ・新大宮図書館の資料選定業務に ついて 他	5/16	開示		
39	大16	5/14	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	医療法人決算届 平成31年4月分 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書 閲覧用資料	4月/決算届(平成31年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	5/16	開示		
40	浦23	5/15	都市戦 略本部 未来都 市推進 部		未来都市推進部が保有するEV充 電機に関する以下の行政情報 ・EV充電機の民間向け補助金によ る設置台数(年度、区別の一覧表で も可) ・耐用年数が8年とするもの 他	・電気自動車用充電施設整備補助 金一覧表 ・減価償却資産の耐用年数等に関 する省令 別表第2 ・西区役所電気自動車用急速充電 器修繕(執行伺) 他	5/29	一部 開示	氏名、印影、メールアドレス、 代表者印、口座情報	第7条 第2号 第3号
41	浦26	5/16	スポー ツ文化 局 スポー ツ部	スポー ツ振興 課	平成27年度～31年度にさいたま市 が、「Jリーグ「浦和レッズ」」「大宮アル ディージャ」及びそれらの後援会な どに対して支出(平成31年度は予 算計上)した補助金について、名目 及び金額がわかるもの		5/23	不開 示		文書 不存 在
42	浦27	5/17	水道局 給水部	北部水 道建設 課	平成31年度水道設計書歩掛コード 紐付け一覧表	システム歩掛コード一覧表(平成31 年4月)	5/23	開示		
43	浦29	5/17	都市局 北部都 市・公 園管理 事務所	開発指 導課	北部都市公園管理事務所開発指 導課が保有する平成28年6月16日 付、見沼消防署及び同消防分団に 関する開発行為調整委員会の許可 書、資料、会議録等	見沼消防署及び同消防分団に関す る以下の書類 ・事前協議調整結果通知書(平成 28年6月30日付)の写し ・事前協議申請書(平成28年6月3 日付) 他	6/5	一部 開示	設計担当者の氏名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
44	浦31	5/21	保健福祉局福祉部	生活福祉課	・平成31年度「さいたま市生活困窮者学習支援事業」業務委託契約の決裁文書 ・委託業者の選定方法を変更するに至った理由とその手続が分かる資料 他	・平成30年度支出負担行為書(工事委託等・執行伺)(件名:さいたま市生活困窮者学習支援業務) ・平成30年度支出負担行為書(工事委託等・契約伺)(件名:さいたま市生活困窮者学習支援業務) 他	6/3	一部開示	担当者氏名、代表者印、執行予定額、平成30年10月1日付厚生労働省社会・擁護局長名の各都道府県、各指定都市市長、中核都市市長宛「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」検討した部分 他	第7条第2号第3号第5号文書不存在
45	浦32	5/21	保健福祉局福祉部	生活福祉課	平成31年度「さいたま市生活困窮者学習支援事業」 ・さいたま市業務委託執行事務取扱要綱に基づいて業務主管課によって作成され、決裁された支出負担行為書及び添付書類 他	・平成31年度支出負担行為書(工事委託等・執行伺)(件名:さいたま市生活困窮者学習支援業務) ・契約事務審査依頼書 ・契約審査委員会の契約事務審査結果通知書	6/3	一部開示	負担行為予定額、契約審査委員会の議事録	第7条第5号文書不存在
46	浦33	5/23	教育委員会事務局中央図書館	管理課	中央図書館が保有する図書館ホームページの不具合に関する行政情報 市民からのシステムに関する苦情等を含む(現システムに変更後から) 前回の変更での継続事項	・ヘルプデスク管理簿(障害・問合せ状況報告) ・市民からのメールによる問い合わせ及び回答 ・平成28年度教生中図管10号 わたしの提案第10531号の回答方向性及び回答書の作成について(平成28年4月5日決裁) 他	6/6	一部開示	市民の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、「対応・回答・経過(概要)」欄の記載事項、市職員の個人メールアドレス	第7条第2号第3号第5号
47	浦34	5/24	教育委員会事務局管理部	教育総務課	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 教育委員会に限る 平成29年12月8日より直近まで	懲戒処分等一覧	5/29	一部開示	所属、氏名、職員番号	第7条第2号
48	浦35	5/24	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 教育委員会に限る 平成29年12月8日より直近まで	懲戒処分等一覧	5/31	一部開示	「所属」欄、「氏名」欄、「職員番号」欄 (「所属」欄、「氏名」欄で、市が公表した情報を除く)	第7条第2号
49	浦36	5/24	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 教育委員会に限る 平成29年12月8日より直近まで	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表	5/30	一部開示	所属、氏名、職員番号	第7条第2号
50	浦37	5/24	浦和区役所区民生活部	地域商工室	浦和うなぎまつり及び特定団体に対する補助金、負担金、助成金等 平成30年度に限る	・支出負担行為書(一般)(件名:さいたま市観光団体事業補助金(さいたま市浦和うなぎまつり))(伝票番号:050057833-00-00) ・浦区地第1696号 補助事業実績報告書について(平成31年3月29日決裁) 他	6/7	一部開示	個人の住所、電話番号、所属団体の役職、法人の代表者印(実印)、特定団体に対する補助金、負担金、助成金等 平成30年度に限る 他	第7条第2号第3号文書不存在
51	西1	5/28	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人決算書 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 平成28年4月～平成29年3月 平成29年4月～平成30年3月	特定医療法人の決算届(平成28年度及び平成29年度決算)のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	6/7	開示		
52	中21	5/29	市民局市民生活部	市民生活安全課	さいたま市公衆街路灯LED化事業についての最優秀契約候補者の提案書	さいたま市公衆街路灯LED化事業において事業者から提出された様式第9号の1～3、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号の1～4、様式第14号の1、2、様式第15号、様式第16号、様式第17号、各様式の別添資料	6/12	一部開示	様式第9号の1～3、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号の2～4、様式第14号の1、2、様式第15号、様式第16号、各様式の別添資料の一部または全部	第7条第3号
53	大26	5/31	中央区役所区民生活部	総務課	中央区役所にあった39685(SL)について 車両貸借契約書 譲渡関係の書類(申請と認可) 工期のわかる書類等(解体工事) 工事写真	車両貸借契約書 建設工事請負契約書 蒸気機関車39685の所有者移転について 蒸気機関車の無償貸借契約の解除及び無償譲渡について 中央区役所展示蒸気機関車解体工事写真	6/7	一部開示	個人の顔、会社の実印影	第7条第2号第3号
54	大27	5/31	都市局北部都市公園管理事務所	管理課	山丸児童公園C1229(SL)について(S45)貸与申請及び認可に関する書類等 車両貸借契約書 移転に関する書類等(旧市役所→山丸公園)	・蒸気機関車設置について ・蒸気機関車下上げについて(お願い) ・廃蒸気機関車の貸渡しについて(回答) ・蒸気機関車貸借契約の締結について 他	6/13	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
55	浦41	5/31	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人決算書 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 平成29年4月～平成30年3月	特定医療法人の決算届(平成29年度決算)のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	6/7	開示		
56	浦42	5/31	教育委員会事務局 中央図書館	管理課	大宮図書館の指定管理者との基本協定書及び年度協定書		6/10	不開示		文書不在
57	大28	6/3	建設局 北部建設事務所	建築指導課	建設リサイクル法の解体の届出 北解-153 届出書一式	特定地の建設リサイクル法の解体の届出 上記の届出書一式	6/12	一部開示	個人の氏名、電話番号、印影	第7条 第2号
58	浦43	6/3	水道局 業務部	経営企画課	・平成30年度官民連携検討会議(第12回以降)の会議要旨及び資料 ・平成30年度官民連携検討会議の最終報告書 ・平成31年度包括委託検討会議の会議要旨及び資料	・業務委託形態調査支援業務 平成30年度官民連携検討会議・最終報告 ・平成30年度水道局官民連携検討会議における最終報告について他	6/13	一部開示	氏名、法人名、法人を特定できる情報、法人の内部情報、検討に関する情報、入札に関する情報 他	第7条 第2号 第3号 第4号 第5号
59	浦44	6/3	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書	・令和元年5月7日付け收受「施設利用契約書」 ・令和元年5月7日付け收受「契約解除届出書」 他	6/14	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日、法人代表者(実印)の印影	第7条 第2号 第3号
60	浦45	6/3	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書 他	・令和元年6月3日付け收受「契約書」 ・令和元年6月3日付け收受「施設利用契約書」 ・令和元年6月3日付け收受「契約解除届出書」 他	6/14	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日、法人代表者(実印)の印影	第7条 第2号 第3号
61	岩2	6/4	建設局 北部建設事務所	土木管理課	当該道路(市道イワ213号線)通行している、特殊車両の「自動車検査証」	特殊車両通行許可申請について(第2727～2732号)	6/14	一部開示	車台番号、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、特定車両の車検証	第7条 第2号 文書不在
62	浦46	6/5	岩槻区役所 健康福祉部	福祉課	令和元年6月議会に提出した専決処分に係る岩槻区役所福祉課の公用自転車と乗用者の交通事故に関する行政情報	・平成30年度 岩槻第1821号 事故報告書の提出について ・平成31年度 岩槻第140号 専決処分について ・令和元年度 岩槻第406号 公用自転車の交通事故に係る示談について 他	6/20	一部開示	所有者の氏名と住所、相手方の氏名、続柄、修理業者名の担当者名、身分証明証の写し、名義所有者の氏名及び住所、登録番号、車体番号、印影、システム内部のURL 他	第7条 第2号 第3号 第5号
63	大29	6/6	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和1年5月分 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料	5月/決算届(令和元年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	6/11	開示		
64	浦47	6/6	教育委員会事務局 学校教育部	指導1課	特定中学校の部活動に伴う音に関する苦情・対応した記録	・特定中学校苦情記録 ・特定中学校に関する苦情等報告書 ・特定中学校に関する苦情等メール文	7/20	一部開示	個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	第7条 第2号
65	浦48	6/6	浦和区役所 健康福祉部	支援課	浦和区支援課が保有するイベントに関する行政情報 補助金事業も含む 平成30年度に限る 市が直接支出するもの、派遣も含む	・浦健支第834号 第5回「ミニ浦和」の開催について(平成30年5月11日決裁) ・浦健支第2891号 浦健第5回子どもがつくるまち『ミニ浦和』に関わる事業協力について(平成30年8月22日決裁) 他	8/8	一部開示	写真の子どもの顔の部分、協賛団体担当者名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情 報区分
66	浦49	6/6	環境局 資源循環 推進部	産業廃 棄物指 導課	2017年7月より2017年の9月の間、 特定地より提出された産業廃棄物 の処理に係るマニフェスト報告		6/10	不開 示		文書 不在
67	大30	6/7	建設局	技術管 理課	平成30年度4月 建築積算単価表 平成30年度4月 機械設備積算単価 表 平成30年度4月 電気設備積算単価 表 土木標準単価・市場単価	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)平成30年4月版(金入り) 標準単価(建築工事)平成30年度4 月版(金入り) 標準単価(電気設備工事)平成30 年4月版(金入り) 他	6/11	開示		
68	中26	6/7	水道局 給水部	北部水 道建設 課	平成30年度4月26日(ホームページ 公表用) 水道工事設計単価表(金入り)	平成30年度水道工事設計単価表 4 月26日	6/12	開示		
69	中27	6/7	水道局 給水部	北部水 道建設 課	令和元年度 樹木伐採・伐根・木くず処分見積結 果表、樹木伐採・伐根単価表及び 木くず処分単価表	平成31年度樹木伐採・抜根・木くず 処分見積結果表 平成31年度樹木伐採・抜根単価表 平成31年度木くず処分単価表	6/12	一部 開示	見積結果表に含まれる法 人名	第7条 第3号
70	浦51	6/12	教育委 員会事 務局 中央図 書館	北浦和 図書館	北浦和図書館が保有する喫煙所撤 去に関する行政情報(検討した情 報も含む)	・教生北浦図001216「受動喫煙防止対 策について」(平成30年12月21日供 覧完了) ・教生北浦図001623「『健康増進法 の一部を改正する法律』の施行に伴 う受動喫煙対策の強化について」 (平成31年3月15日供覧完了) 他	6/26	一部 開示	情報システムのネットワ ーク構成(ファイルパス)	第7条 第7号
71	浦52	6/12	教育委 員会事 務局 中央図 書館	大宮西 部図書 館	大宮西部図書館が保有する喫煙所 撤去に関する行政情報(検討した 情報も含む)	・教生大西図第1245号「健康増進法 の一部を改正する法律」の施行に向 けた庁内説明会への出席について(依 頼) (平成31年3月15日決裁) ・「健康増進法の一部を改正する法 律」の施行に向けた庁内説明会配布 資料 (平成31年3月22日開催) 他	6/25	一部 開示	庁内ネットワークのファ イルパス情報	第7条 第7号
72	浦53	6/12	教育委 員会事 務局 中央図 書館	春野図 書館	春野図書館が保有する喫煙所撤 去に関する行政情報(検討した情 報も含む)	・教生春図第97号受動喫煙対策に ついて(平成31年4月17日決裁) ・教生春図第146号備品の返納につ いて(平成31年4月24日決裁) ・教生春図第234号備品の不用決 定について(令和元年5月21日決 裁) 他	7/23	一部 開示	庁内ネットワークのファ イルパス情報	第7条 第7号
73	浦57	6/13	教育委 員会事 務局 生涯学 習総合 セン ター		九条俳句事件の「事件の背景、責 任、行政としての違法、職員の故意 過失」について、話したその文書、 記録、メモなど	・平成31年度第1回公民館長研修 平成31年4月11日(木)実施「公民館 長さんに期待する～人生100年時 代の生涯学習～」 ・平成31年度第1回公民館長研修 (平成31年4月11日)教育長講話要 旨	6/27	開示		
74	浦58	6/13	経済局 商工観 光部	経済政 策課	東日本連携支援センターに関する 契約書	・定期建物賃貸借契約書 ・(仮称)東日本連携支援センター 改修工事 建設工事請負契約書 ・(仮称)東日本連携支援センター 改修工事監理業務 業務委託契約 書 他	6/25	一部 開示	口座情報、代表者印(実 印)	第7条 第3号
75	大32	6/14	都市局 北部都 市・公 園管理 事務所	開発指 導課	特定地の事前協議申請書、相談結 果通知書	・事前協議申請書の一式 (平成31年1月8日受付第N300095 号) ・相談結果通知書の写し (平成30年9月12日受付第N300129 号)	6/26	一部 開示	個人の氏名、電話番号、印 影、図面名	第7条 第2号 第3号
76	浦59	6/17	教育委 員会事 務局 生涯学 習総合 セン ター	桜木公 民館	九条俳句訴訟の上告受理申立書、 上告受理申立書が棄却された書、 訴訟についての弁護士費用(相談 料、一審・二審・最高裁の内訳)を 示すもの	・上告状兼上告受理申立書 ・九条俳句不掲載損害賠償等請求 事件の最高裁判所平成30年12月 20日判決文 他	6/27	一部 開示	事件番号、被告人兼相 手方ならびに上告人兼申 立人の氏名・住所、受任弁 護士の印影	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
77	浦60	6/17	子ども 未来局 子ども 育成部	子育て 支援政 策課	子育て支援政策課が保有するひとり親家庭高等職業訓練促進事業に関する行政情報のうち国との打合せについて	さいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業における遊り支給について(平成31年2月15日作成資料)	6/25	開示		
78	浦62	6/17	総務局 総務部	法務・ コンプ ライア ンス課	九条俳句訴訟の弁護士費用(相談料、一審・二審・最高裁の内訳)を示すもの	支出命令書(件名:九条俳句不掲載損害賠償等請求事件(着手金))(平成27年10月20日決裁)(伝票番号091173237-00-00)他	6/28	一部 開示	事件番号、受任弁護士の 口座情報	第7条 第2号 第3号
79	浦61	6/18	議会局 議事調 査部	議事課	さいたま市議会6月17日保健福祉委員会(会議録の速報版)議案外質問の全文	令和元年6月17日(月) さいたま市議会保健福祉委員会記録(速報版)中、議案外質問に係る部分	6/20	開示		
80	浦63	6/19	保健福 祉局 福祉部	生活福 祉課	さいたま市生活困窮者学習支援事業「業務委託仕様書の内容、あるいは契約方法など」の問題点を整理した文書、見直しの方向について整理した文書 他	平成31年度学習支援仕様書見直し(案)	7/3	一部 開示	「業務委託仕様書の内容、あるいは契約方法など」の問題点を整理した文書、見直しの方向について整理した文書、同問題点と見直しの方向について検討した機会や経過があったことが分かる文書 他	文書 不存 在
81	浦87	6/26	保健福 祉局 福祉部	生活福 祉課	さいたま市生活困窮者学習支援業務委託仕様書に基づき受託者から委託者に提出された書類、書類が提出された日時を特定することのできる資料 他	・平成31年度生活困窮者学習支援教室4月分支援対象者出席表兼支援計画兼学習支援員勤務報告書 ・平成31年度生活困窮者学習支援教室4月分支援内容報告書 他	7/9	一部 開示	出席者名前、支援員名、参加生徒名、代表者印、法人の口座情報、提出前に行われた委託者と受託者との協議の存在及び内容を示す一切の資料 他	第7条 第2号 第3号 文書 不存 在
82	浦88	6/27	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	特定医療法人の平成28年度及び同29年度の事業報告書等のうち貸借対照表・損益計算書又は収支計算書	特定医療法人の平成28年度、平成29年度決算届の内、貸借対照表及び損益計算書	7/9	開示		
83	浦89	6/27	出納室	出納課	さいたま市は指定金融機関制度を選択しており、このことに係る地方税の収納のために金融機関と締結した契約書すべて(取得文書も含む)	さいたま市指定金融機関事務並びに預金取扱に関する契約書の一部変更契約書(平成19年5月7日、平成20年4月1日、平成20年10月1日、平成20年10月20日付)	7/17	一部 開示	契約書印(法人の印影)	第7条 第3号
84	浦90	6/27	選挙管 理委員 会事務 局	選挙課	令和元年執行の参院選における投票受付システム及び開票集計システム業務委託契約書(契約金額がわかる部分)、契約方法が随意契約であることがわかる資料	・さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム運用支援業務(参議)業務委託契約書 ・さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム運用支援業務(参議)支出負担行為何書(工事委託等・契約何) 他	7/4	開示		
85	西9	6/27	建設局 南部建 設事務 所	河川整 備課	H29/樋門点検/上大久保外/伺書 H28/樋門点検業務/上大久保外/日本自動機工/契約 H29/樋門点検業務/上大久保外/日本自動機工/契約 H29/樋門点検業務/上大久保外/日本自動機工/成果 他	・樋門点検業務(南部29)仕様書 ・支出負担行為何書(工事委託等・執行何)(件名:樋門点検業務(南部29))(平成29年4月5日決裁)(伝票番号:530050421-00-01) 他	7/11	一部 開示	法人の口座情報、代表者印(実印)、従業員個人に関する情報及び資格等証明機関の情報、H29/樋門点検業務/上大久保外/日本自動機工/成果フォルダ	第7条 第3号 文書 不存 在
86	浦92	6/28	保健福 祉局 福祉部	監査指 導課	特定社会福祉法人の平成30年度指導監査に関する全ての書類	特定社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームに対して行った平成30年度指導監査実施通知書、事前提出資料、結果通知書	7/12	一部 開示	寄附者氏名、借入金明細書、借入先、預金預け入れ金融機関、支店、口座番号、有価証券出資先、未払金の相手方、設備資金借入金借入先、車両運搬具 他	第7条 第2号 第3号
87	浦93	7/1	農業委 員会事 務局	農地調 整課	・農地の質貸借契約の解約等、農地の質貸借をやめるにあたり、さいたま市に権限がある事例 ・事務処理に当たり農地法、同施行令、運用通知、事務処理要領等国が編集し公表しているもの以外 他	・農地法第18条第6項合意解約審査表 ・さいたま市農業委員会例規集の内、さいたま市農地法関係事務処理要領 ・さいたま市農業委員会業務実績(平成26年度～平成30年度)	7/12	一部 開示	農地法第18条第6項合意解約審査表における質貸借の当事者の住所及び氏名並びに市、区を除く土地の所在、地番及び面積農地法第18条第6項合意解約審査表に添付される質貸借の当事者の戸籍謄本及び相続関係図	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
88	浦94	7/1	保健福祉局福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービス重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書、社会福祉法2条3項8号届出施設の賃貸借契約書提出時頭紙	令和元年7月1日付け収受 施設利用契約書 令和元年7月1日付け収受 賃貸借契約書	7/9	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、貸主氏名、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日、法人代表者(実印)の印影	第7条第2号第3号
89	大43	7/2	消防局消防署	管理指導課	特定地における「少量危険物貯蔵取扱所」の標識が設置されるに至った申請書及び現地にある危険物についての保管書類		7/8	不開示		文書不存在
90	浦95	7/2	建設局	技術管理課	令和元年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会の内、下水道資材の価格調査結果(令和元年度下水道工事参考資料)	令和元年度 下水道工事参考資料 令和元年7月	7/3	開示		
91	浦98	7/5	教育委員会事務局生涯学習総合センター	桜木公民館	上告理由書(九条俳句訴訟)、上告受理申立て理由書、一審から上告審までの印紙代	・最高裁判所宛て平成30年8月21日付で提出した上告理由書 ・最高裁判所宛て平成30年8月21日付で提出した上告受理申立て理由書 他	7/12	一部開示	事件番号並びに被上告人、相手方及び被控訴人氏名、受任弁護士の口座情報及び印影、一審の印紙代	第7条第2号第3号文書不存在
92	浦99	7/5	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	顧問契約書(九条俳句訴訟の弁護士)、上記弁護士に支払った顧問料(年単位)(H26～H30まで)	・平成26年4月1日付け顧問弁護士選任契約書 ・平成27年4月1日付け顧問弁護士選任契約書 ・平成28年4月1日付け顧問弁護士選任契約書 他	7/19	一部開示	顧問弁護士の印影、口座情報	第7条第3号
93	大46	7/9	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和1年6月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料	6月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料	7/22	開示		
94	北6	7/11	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	特定小学校において、さいたま市教育委員会から同校特定組に係る事実確認指示において対応した内容がわかる一切の文書	令和元年度 特定校メール相談対応記録	7/20	開示		
95	浦101	7/17	建設局	技術管理課	平成31年度(令和1年度)関東地区下水道事業積算施工適正化委員会 下水道工事参考資料平成31年(令和1年)7月	令和元年度下水道工事参考資料 令和元年7月	7/19	開示		
96	浦102	7/17	建設局	技術管理課	さいたま市公共建築工事単価表(標準単価表と市場単価表含む)標準単価表について令和元年4月版 標準単価表について平成30年4月版 他	さいたま市公共建築工事単価表(市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成30年7月版(金入り)標準単価(建築工事)平成30年4月版(金入り) 他	7/29	一部開示	さいたま市公共建築工事単価表標準単価(平成31年4月版)及び市場単価令和元年7月版の単価の金額部分	第7条第5号
97	見16	7/18	見沼区役所区民生活部	課税課	見沼区課税課が保有する温室を課税対象とした決裁通知	農作物栽培高度化施設に係る土地・家屋の課税取扱いについて(平成30年8月17日付固定資産税課長通知)	7/30	開示		
98	見17	7/19	子ども未来局子ども育成部	青少年育成課	児童福祉法第34条の8の3に基づく放課後児童クラブ実態調査のうち、2018年度実施分に関して下記のもの ・実態調査に当たっての実施要項に類する文書 ・調査項目等を記載した調査票に類する文書 他	・さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱 ・放課後児童クラブ状況調査調書 ・放課後児童クラブ状況調査調書(見沼区所在クラブ) 他	7/31	一部開示	面接者の氏名、現場写真	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
99	浦104	7/22	建設局	技術管理課	建築、電気設備、機械設備工事の積算標準単価の機材構成がわかる最新の歩掛表	・さいたま市公共建築工事単価表標準単価(建築工事)平成31年4月版 歩掛ファイル(金抜き) ・さいたま市公共建築工事単価表標準単価(電気設備工事)平成31年4月版 歩掛ファイル(金抜き) 他	7/31	開示		
100	浦105	7/22	水道局給水部	北部水道建設課	水道局の設計業務の手引き(最新)	平成31年4月1日改訂 設計業務の手引(第1章～12章、付録1、付録2)	8/1	開示		
101	浦108	7/22	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	・平成30年度児童生徒の死亡数について文科省に報告したもの ・特定中学校自死事案について、さいたま市長へ報告した事がわかるもの ・前件に係る第三者委員会に関する条例、規則、要綱等	前件に係る第三者委員会に関する条例、規則、要綱等	7/22	一部開示	平成30年度児童生徒の死亡件数について文部科学省に報告したもの 特定中学校生徒自死事案について、さいたま市長へ報告した事がわかるもの	文書不存在
102	浦109	7/25	保健福祉局保健部	動物愛護ふれあいセンター	動物愛護ふれあいセンター職員による消耗品持ち帰り事件に係る支出命令書及び請求書、納品書	支出負担行為伺書兼支出命令書(伝票番号110807308-00-00) 他	8/7	一部開示	担当名、相手方口座情報、代表者印の印影、会社印	第7条第2号第3号
103	浦110	7/25	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	舗装道路切断工事の湿式切断機を使用した際に発生する廃液(さいたま市では産業廃棄物の汚泥となっている)の流出及び垂れ流し(不法投棄)の苦情件数と通報された件数 他 建設局、水道局、産業廃棄物指導課の保有するもの 平成30年4月から令和元年6月まで		8/2	不開示		文書不存在
104	浦121	7/25	建設局北部建設事務所	下水道管理課	舗装道路切断工事の湿式切断機を使用した際に発生する廃液(さいたま市では産業廃棄物の汚泥となっている)の流出及び垂れ流し(不法投棄)の苦情件数と通報された件数 他 建設局、水道局、産業廃棄物指導課の保有するもの 平成30年4月から令和元年6月まで		8/2	不開示		文書不存在
105	浦122	7/25	水道局給水部	北部水道建設課	舗装道路切断工事の湿式切断機を使用した際に発生する廃液(さいたま市では産業廃棄物の汚泥となっている)の流出及び垂れ流し(不法投棄)の苦情件数と通報された件数 他 建設局、水道局、産業廃棄物指導課の保有するもの 平成30年4月から令和元年6月まで		8/7	不開示		文書不存在
106	浦111	7/26	建設局北部建設事務所	道路維持課	北部・南部建設事務所道路維持課が保有する道路パトロールに関するもの 業務委託契約書、リース車契約書(リースアップした車両を含む)、車両運行記録・道路パトロール記録(直近10日分)(リースアップした車両を含む)	・業務委託契約書(道路パトロール委託)…2契約 ・リース車契約書…4台(リースアップした車両を含む) ・車両運行記録(7月分およびリースアップした車両の6月分) 他	8/6	一部開示	個人の名称、住所、電話番号及び印影、日誌内の車両ナンバープレート、法人の印影	第7条第2号第3号
107	浦112	7/26	建設局南部建設事務所	道路維持課	北部・南部建設事務所道路維持課が保有する道路パトロールに関するもの 業務委託契約書、リース車契約書(リースアップした車両を含む)、車両運行記録・道路パトロール記録(直近10日分)(リースアップした車両を含む)	・業務委託契約書(道路パトロール委託)…1契約 ・リース車契約書…3台 ・道路パトロール日誌(直近10日分 7/11～25) ・さいたま市道路パトロール実施要領	8/7	一部開示	個人の名称、住所、電話番号及び印影、日誌内の一般車両ナンバープレート、法人の印影	第7条第2号第3号
108	浦114	7/26	総務局危機管理部	防災課	防災課が保有する北区役所移動式防災無線紛失に関する行政情報	・北区総務課管理車両に設置の車載型無線電話装置の亡失に係る経過について ・移動系防災行政無線車載局(車載型無線電話装置)管理台帳 令和元年7月1日現在 他	8/9	一部開示	無線装置設置業者の顔写真、契約書代表者印、民間事業者担当者名前、本市の課の組織ID、本市情報システムのファイルパス、無線装置周波数、免許番号	第7条第2号第3号第7号
109	西11	7/26	建設局建築部	住宅政策課	H26.4.1～H31.3.31までの特定市営住宅の共用電氣量の助成について	共用電氣料の助成について(報告)	8/6	一部開示	法人の担当者氏名	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
110	浦115	7/29	保健福祉局 保健部	大宮聖苑管理 事務所	(仮称)加田屋自然環境公園整備 事業検討案調査業務委託の契約 書と報告書(約400万円)	平成30年10月18日付業務委託契 約書 (伝票番号511441471-00-00) 平成31年1月16日付業務委託変更 契約書 (伝票番号511441471-02-00)	8/29	一部 開示	従業員の氏名、法人の印 影	第7条 第2号 第3号
111	浦116	7/29	浦和区 役所区 民生活 部	コミュニ ティ課	(浦和区)特定自治会に係る負担 金、補助及び交付金(平成30年度 に限る)	・支出負担行為伺書(一般)(件名:平成 30年度さいたま市自治会運営補助金 (特定地区))(平成30年7月4日決裁) (伝票番号050739638-00-00) ・支出命令書(件名:平成30年度さい たま市自治会運営補助金(特定地区)) (平成30年7月12日決裁)(伝票番号 090739638-00-00) 他	8/13	一部 開示	個人の氏名(自治会の代 表者を除く)、住所、印影、 団体の口座情報	第7条 第2号 第3号
112	浦117	7/29	浦和区 役所区 民生活 部	総務課	(浦和区)特定自治会に係る負担 金、補助及び交付金(平成30年度 に限る)	・平成30年8月8日決裁 支出負担行為 伺書(一般):伝票番号051074013-00- 00「自主防災組織運営補助金 ([07019]特定自主防災会)」 ・平成30年8月8日決裁 支出負担行為 伺書(一般):伝票番号051084980-00- 00「自主防災組織育成補助金 ([07019]特定自主防災会)」 他	8/9	一部 開示	住所、電話番号、個人印、 担当者氏名、担当者印、防 災訓練実施責任者の氏 名、口座情報、実印、取引 銀行口座情報	第7条 第2号 第3号
113	浦118	7/29	環境局 資源循 環推進 部	資源循 環政策 課	(浦和区)特定自治会に係る負担 金、補助及び交付金(平成30年度 に限る)	・支出負担行為伺書(一般)(平成30年 8月13日決裁)(伝票番号051165317- 00-00)そのうち申請書、決定通知書は 特定自治協会にに係る部分 ・支出命令書(平成30年8月22日決裁) (伝票番号 091165317-00-00)その うち請求書は特定自治協会にに係る部 分 他	8/9	一部 開示	自治会の代表者の住所、 電話番号、印影、団体の口 座情報	第7条 第2号 第3号
114	岩5	7/29	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	特殊車両通行許可証の許可を執行 するための法律「道路法第47条の 2」の解釈について、弁護士に相談 された際の議事録	法律相談の結果について(特殊車 両について)	8/9	開示		
115	浦120	7/30	経済局 商工観 光部	経済政 策課	(仮称)東日本連携支援センター備 品に関する入札、見積り合せに関 するもの 入札は入札結果のみ 見積り合せ 決裁文書のみ	入札(見積)結果報告書、支出負担 行為伺書(物品等・契約伺)	8/9	一部 開示	担当者の氏名、印影、法人 等の内部に関する情報、口 座情報、代表者(実印)	第7条 第2号 第3号
116	浦123	8/1	保健福祉局 福祉部	生活福 祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域 生活サポートホーム住居・生活 サービス利用契約書、住居・生活 サービスにおける重要事項説明 書、さいたま市被保護者等住居・生 活・金銭管理サービスに関する契 約解除届出書の表紙	・令和元年8月1日付け收受(保福 生第1785号)「施設利用契約書」 ・令和元年8月1日付け收受(保福 生第1786号)「施設利用契約書」 他	8/14	一部 開示	公表していない施設名及び 施設所在地の町丁目字名 以降の部分、施設職員氏 名及び印影並びに利用者 氏名、生年月日及び部屋 番号、入所日、退所日、法 人代表者(実印)の印影	第7条 第2号 第3号
117	浦124	8/1	保健福祉局 福祉部	生活福 祉課	転居に際し、敷金等を必要とする場 合の項目に基づき、さいたま市全区 が転居に際して敷金等を必要とす る場合と認めた項目別件数(2015 ~2018年度において)各区ごと		8/13	不開 示		文書 不存 在
118	南1	8/2	保健福祉局 保健部	地域医 療課	特定医療法人決算書 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書	特定医療法人の決算届(平成30年 度決算)のうち、事業報告書、財産 目録、貸借対照表、損益計算書	8/13	開示		
119	中51	8/2	保健福祉局 福祉部	障害支 援課	さいたま市自立支援医療費(精神 通院医療)支給認定事務処理の手 引き	さいたま市自立支援医療費(精神 通院医療)支給認定事務処理の手引 き	8/14	開示		
120	浦125	8/2	建設局	技術管 理課	下水道用設計独自歩掛表 令和元 年度(平成31年度)	下水道用設計独自歩掛表 令和元 年度	8/5	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
121	浦126	8/2	建設局	技術管理課	建築工事における材料単価の根拠資料	平成30年4月版の標準単価材料一次単価データ B【新宮標準】一次単価H3004、B【改修標準】一次単価H3004 E【新標】一次単価H3004、E【改標】一次単価H3004 M【新標】一次単価H3004、M【改標】一次単価H3004	8/7	開示		
122	浦127	8/5	保健福祉局 福祉部	監査指導課	特定法人への特別指導監査及び改善勧告に係る決裁文書、收受文書、打合せ記録、相談記録、その他の監査に関する文書一式 特定法人への平成30年度一般指導監査に関する文書一式(同上)	・特定社会福祉法人に対する特別指導監査の実施について(平成30年8月20日決裁) ・特別指導監査結果通知及び勧告について(平成31年3月19日決裁) 他	8/19	一部開示	意見書及び要望書の提出者、氏名、肩書、郵便番号、住所、氏名、郵便局処理内容、主張内容の一部、調査結果の一部、所見等の一部、イントラネットアドレス 他	第7条第2号第3号第5号第7号
123	浦128	8/5	経済局 商工観光部	商業振興課	さいたま市プレミアム商品券購入引換券交付申請書で申請者本人が署名する場合は押印が不要とした決裁文書	令和元年7月2日決裁 経商商第998号 さいたま市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書(三校)	8/15	開示		
124	浦129	8/5	財政局 財政部	庁舎管理課	庁舎管理課が保有する給水スポットに関する行政情報(パンフレット、カタログを除く)	財財庁第890号 ウォータースタンド社製ウォーターサーバーの設置について(令和元年7月11日決裁)	8/13	開示		
125	浦130	8/5	建設局	技術管理課	平成30年7月版 さいたま市公共建築工事単価表ー市場単価	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成30年7月版(金入り)	8/6	開示		
126	大50	8/6	建設局	技術管理課	令和元年度 下水道用設計独自歩掛表	下水道用設計独自歩掛表 令和元年度	8/14	開示		
127	大51	8/6	水道局 給水部	北部水道建設課	令和元年度 設計業務の手引き【第7章 積算業務】	平成31年4月1日改訂 設計業務の手引 第7章 積算業務	8/15	開示		
128	浦138	8/8	建設局	技術管理課	・「平成29年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会」シールド工事コンクリート系セグメント価格表(下水道工事参考資料) 他	・平成29年度 下水道工事参考資料 平成29年7月 ・平成29年度 下水道工事参考資料 平成29年11月 ・平成30年度 下水道工事参考資料 平成30年7月 他	8/14	開示		
129	浦141	8/8	子ども未来局 子ども育成部	子育て支援政策課	子どもがつくるまち事業補助金の申請から額の確定までと同要綱平成30年度に限る	・支出負担行為(件名:さいたま市子どもがつくるまち事業補助金(西区))(平成30年5月24日決裁)(伝票番号050540942-00-00) ・さいたま市子どもがつくるまち事業補助金交付確定について(西区)(平成31年3月18日決裁) 他	8/30	一部開示	個人の氏名、住所、電話番号、印影(サイン)、写真のうち顔を識別できる部分、民間企業が個人に発行したカード等に付される符号、法人の口座情報、代表者印	第7条第2号第3号
130	浦142	8/8	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の届出事業者全ての名称。また、各事業者の届出施設箇所数と各施設ごとの入所定員数 ※令和元年8月8日時点で最新のものです、施設名と施設所在地は求めない。	「条例届出施設」(平成31年4月1日時点)のうち、事業者毎の施設に係る連番、事業者、定員欄部分	8/16	開示		
131	北8	8/8	都市戦略本部 未来都市推進部		令和1年8月8日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書(補償内容の分かるもの) 保険の期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満の契約は除く	自動車保険契約継続証	8/22	一部開示	代理店番号、仲立人名、代表者印	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
132	北10	8/8	子ども 未来局 子ども 家庭総合 センター	子ども 家庭支 援課	令和1年8月8日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書(補償内容の分かるもの)保険の期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満の契約は除く	社会福祉施設総合損害補償「しせつ」の損害補償」加入証	8/22	一部 開示	証券番号、ユーザーID、パスワード	第7条 第5号
133	北11	8/8	都市局 都市計 画部	都市計 画課	令和1年8月8日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書(補償内容の分かるもの)保険の期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満の契約は除く	違反広告物撤去ボランティア保険の賠償責任保険証券	8/20	開示		
134	北12	8/8	都市局 まちづ くり推 進部	岩槻ま ちづくり 事務所	令和1年8月8日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書(補償内容の分かるもの)保険の期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満の契約は除く	令和元年8月8日現在で加入中の損害保険の証券(保険期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満のものを除く)	8/23	開示		
135	北13	8/8	保健福 祉局 市立病 院経営 部	庶務課	令和1年8月8日現在で加入中の損害保険及び共済の証券及び明細書(補償内容の分かるもの)保険の期間が1年未満の短期契約及び合計保険料が20万円未満の契約は除く	・2019年度 全国自治体病院協議会 団体保険加入者カード ・病院賠償責任保険等各種損害保 険のご案内 ・保険料相当額請求書	8/21	一部 開示	非該当の保険の契約の型・証券番号、保険料相当額請求書の振込先	第7条 第3号
136	浦149	8/9	環境局 資源循 環推進 部	産業廃 棄物指 導課	舗装版切断工事(乾式切断工事)について乾式切断で発生した粉塵は、産業廃棄物の何に該当するのか、過去の乾式切断工事で発生した粉塵の取扱いの指導方法	アスファルト舗装版切断時に発生する切削粉の取扱いについて(通知)	8/15	開示		
137	西12	8/13	財政局 税務部	固定資 産税課	2018年中の登記異動修正済の地番図shapeデータ	地番図データ(平成31年1月1日時点のもの)	8/26	開示		
138	緑2	8/14	都市局 南部都 市・公 園管理 事務所	管理課	さいたま市の動物園が所有する動物の譲り渡し・譲り受け(動物交換・販売等を含む)に関する一切の文書、メモ、記録等 令和元年度分を含め6年度分	平成26年度から令和元年度までに、大崎公園子供動物園における動物の譲り渡し及び譲り受けに係る決裁文書	8/27	一部 開示	法人の担当者氏名、メールアドレス、実印	第7条 第2号 第3号
139	浦150	8/15	教育委 員会事 務局 管理部	教育総 務課	・平成26年1月から平成30年12月の間の教育長の名前及び経歴 ・平成26年1月から平成30年12月の間の教育委員の名前及び経歴 ・平成26年1月時点の三橋公民館の主幹の名前及び経歴	市議会議案書のうち経歴書 ・平成25年議案第103号 ・平成29年議案第134号 ・平成23年議案第66号 ・平成23年議案第97号 他	8/27	一部 開示	住所、生年月日、学歴、資格免許状況	第7条 第2号
140	浦151	8/15	教育委 員会事 務局 生涯学 習総合 センター	桜木公 民館	・九条俳句訴訟の控訴状及び控訴理由書 ・上記訴訟の控訴審判決の5頁記載の「三橋公民館だよりへの掲載拒否について(回答)」、「申請書」について(回答)」、「三橋公民館への俳句掲載への再度の抗議と要望について(回答)」とその抗議文	・東京高等裁判所宛て平成29年10月25日付で提出した控訴状 ・東京高等裁判所第2民事部宛て平成29年12月13日付で提出した控訴理由書 他	8/28	一部 開示	事件番号並びに被控訴人住所氏名、主宰者の姓、宛先人氏名並びに差出人肩書および氏名、受任弁護士との印影	第7条 第2号 第3号
141	浦152	8/16	保健福 祉局 福祉部	生活福 祉課	無料低額宿泊所から民間賃貸住宅等への転居に際して、敷金等を支給した平成27年度～平成30年度までのさいたま市各区ごとの実績(件数)	無料低額宿泊所等転居者数	8/29	開示		
142	大55	8/19	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和1年7月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料	7月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	9/2	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
143	浦155	8/20	財政局 財政部	資産経 営課	平成31年4月8日付けで総務省自治 財政局財務調査課から回答依頼の あった「公共施設等総合管理計画 に関する調査について(照会)」の 回答データ(管内自治体分を含める) 追加調査も含む	【調査①】公共施設等総合管理計 画改訂取組状況等調査票(「さい たま市」05【調査①】改訂状況等調 査票)【調査②】国公有財産の最 適利用(エリアマネジメント)相談窓 口(「さいたま市」06【調査②】相談 窓口) 他	8/27	開示		
144	浦156	8/20	建設局 土木部	土木総 務課	1.標識適正化委員会幹事会(県域 部会以下を対象)(平成27年度以降 開催分)配布資料・議事録・復命書 他	・建土土第2188号 道路標識適正 化委員会埼玉県部会幹事会につ いて(平成30年9月28日供覧完了) ・建土土第392号 道路標識適正化 委員会埼玉県部会幹事会につ いて(平成29年5月1日供覧完了) 他	9/3	一部 開示	氏名及び役職名、メールア ドレス	第7条 第2号
145	浦157	8/20	建設局 土木部	道路環 境課	1.標識適正化委員会幹事会(県域 部会以下を対象)(平成27年度以降 開催分)配布資料・議事録・復命書 他	建土道環2567号 平成28年度第2回道路標識適正化 委員会埼玉県部会について(平成 29年2月20日供覧完了)	9/3	一部 開示	民間企業の氏名及び役職 名	第7条 第2号
146	浦158	8/20	建設局 土木部	道路環 境課	1.道路交通環境安全推進連絡会議(部 会等も含める)(平成27年度以降開催 分)配布資料・議事録・復命書 2.自転車通行空間整備状況調査につ いて(令和元年度に国から回答依頼の あったもの) 依頼(国及び地方機関・市 町村) 回答(一式) 他	・平成28年度 さいたま市道路交通 環境安全推進連絡会議会議資料、 議事録 ・平成29年度 さいたま市道路交通 環境安全推進連絡会議会議資料、 議事録 他	9/3	一部 開示	外部機関の担当者名、役 職、電話番号、メールアドレス	第7条 第2号
147	浦162	8/20	建設局 土木部	土木総 務課	・平成30・令和元年度に契約した道 路賠償責任保険の保険期間、補償 額、補償内容、保険料が記載され た証券、明細書 ・平成25年から平成30年の過去6年 間の事故件数、支払保険金額の実 績がわかる文書	賠償責任保険証券(平成30年度、 令和元年度) 道路の設置管理瑕疵事案の損害 賠償件数調査票(平成29年度、平 成30年度)	8/29	開示		
148	見20	8/20	見沼区 役所 健康福 祉部	福祉課	特定法人で起きた火災に関連し、 生活保護や精神保健、特別調整な ど福祉制度をめぐり、さいたま市で 議論した内容や経緯などが分かる 行政文書すべて(添付資料を含む)		9/3	不開 示		文書 存在
149	見21	8/20	見沼区 役所 健康福 祉部	福祉課	特定法人で起きた放火事件の容疑 者が受給していた生活保護や、精 神保健などの福祉制度の利用状況 に関して、さいたま市が作成・編集 した記録(添付資料を含む)		9/3	不開 示		第10 条
150	浦159	8/21	建設局	技術管 理課	関東地区下水道事業積算施工適 正化委員会(さいたま市) 平成29年度シールド工事コンクリ ートセグメント価格表(案)(参考資 料)	平成29年度 シールド工事コンクリートセグメン ト価格(案) 参考資料 平成29年6月 関東地区 下水道事業積算施工適正化委員 会(さいたま市)	8/22	開示		
151	浦160	8/21	浦和区 役所 健康福 祉部	福祉課	浦和区役所福祉課が保有する非常 勤職員に実施した総務や人事及び 個人情報保護についての教育又は 研修した事がわかるもの	・さいたま市情報セキュリティポリシー 情報管理者向け実施手順書補足 ・臨時的任用職員等に対する情報セ キュリティ教育手引書(平成20年7月28 日策定) ・臨時的任用職員等に対する情報セ キュリティ教育資料 他	9/3	開示		
152	浦161	8/21	緑区役 所 健康福 祉部	福祉課	緑区役所福祉課が保有する非常勤 職員に実施した総務や人事及び個 人情報保護についての教育又は研 修した事がわかるもの	・臨時的任用職員等に対する情報 セキュリティ教育資料 ・臨時的任用職員等に対する情報 セキュリティ教育手引書 ・同意書 他	8/29	開示		
153	岩6	8/22	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	特殊車両の登録事項証明書(車検 証)	特殊車両通行許可申請について (第648号) 特殊車両通行許可申請について (第881～883号) 特殊車両通行許可申請について (第1679号)	9/5	一部 開示	車台番号、所有者の氏名 又は名称、所有者の住所、 車検証写し	第7条 第3号 文書 存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
154	岩8	8/23	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特定日の打ち合わせ議事録	法律相談の結果について(特殊車両 議事録)	9/5	開示		
155	岩9	8/23	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特定車両を許可した際の付帯条件書等		9/5	不開示		文書不在
156	浦164	8/26	保健福祉局 保健部	思いの里市営霊園事務所	H29ファイル基準表思いの里市営霊園事務所分 財産目録(土地台帳)/下大久保、常盤1丁目・岸町5丁目墓地、安楽寺、旧岩槻市部落有財産、諏訪入墓地、市有墓地調査の個別フォルダー	・土地の寄付申込書の取扱いについて(伺) ・保保思第000026号 平成29年4月21日決裁 市有地等境界確認協議同意書について(常盤1丁目) 他	10/9	一部開示	個人の性別、生年月日、住所、氏名、電話番号、個人印影、税額、相続関係説明図、印影、法人の担当者氏名、法人の印影 他	第7条第2号第3号文書不在
157	南2	8/27	南区役所 健康福祉部	支援課	平成29年、30年、31年度の南区内の保育園・施設別の内定最低指数と申込者数がわかる書類	・平成29年度、30年度、31年度の4月1次利用調整(選考)にかかる結果資料 ・平成29年度、30年度、31年度の4月1次利用調整(選考)にかかる保育所別希望者数一覧	8/29	一部開示	平成29年、30年、31年度の南区内保育園施設別の内定最低指数	第7条第2号
158	浦165	8/27	建設局	技術管理課	関東地区下水道事業積算施工適正化委員会(さいたま市) 平成30年度シールド工事鋼製セグメント価格表(案)(上期及び下期)(参考資料)	・平成30年度(上半期用)シールド工事用鋼製セグメント価格表(案)参考資料 平成30年5月 関東地区下水道事業積算施工適正化委員会(さいたま市) ・平成30年度(下半期用)シールド工事用鋼製セグメント価格表(案)参考資料 平成30年10月 関東地区下水道事業積算施工適正化委員会(さいたま市)	8/28	開示		
159	浦166	8/28	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人 2019/3月期決算 事業報告書、貸借対照表、損益計算書	特定医療法人の決算届(平成31年3月期決算)のうち 事業報告書、貸借対照表、損益計算書	9/5	開示		
160	浦167	9/2	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書の表紙	・令和元年9月2日付け收受(保福生第2147号)「施設利用契約書/特定非営利活動法人」 ・令和元年9月2日付け收受(保福生第2148号)「施設利用契約書/特定非営利活動法人」	9/11	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日、法人代表者(実印)の印影	第7条第2号第3号
161	浦168	9/4	教育委員会事務局 学校教育部	指導2課	平成30年度「学級がうまく機能しない状況」に関する調査結果(該当学校数、および学年別の該当学級数を含むもの)	平成30年度「学級がうまくいかない状況」に関する調査	9/18	一部開示	学校名、関係機関名	第7条第5号
162	大60	9/6	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和1年8月分 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料	8月/決算届(令和元年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	9/18	開示		
163	浦169	9/6	総務局 総務部	総務課	郵便物等仕分け補助業務委託について 総務部総務課分 ・入札結果表(H30、H31年度分) ・契約書(H30、H31年度分) ・完了報告書月ごと(H31.3月~4月) 他	・入札・見積結果表(平成30年度さいたま市郵便事務等補助業務、平成30年3月5日入札執行分) ・入札・見積結果表(平成31年度さいたま市郵便事務等補助業務、平成31年3月7日入札執行分) 他	9/18	一部開示	受託者立会人氏名、訂正印、代表取締役印、予定価格、比較価格、予定比較額、執行予定額、最低制限比較額	第7条第2号第3号第5号
164	浦176	9/6	経済局 農業政策部	農業環境整備課	浦和市大谷場耕地整理地区の換地確定図、換地予定図等		9/20	不開示		文書不在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
165	浦170	9/9	教育委員会事務局生涯学習総合センター		平成22年当時の三橋公民館館長の名前及び経歴	経歴書	9/20	一部開示	性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、厚生年金保険記号番号	第7条第2号
166	浦171	9/9	教育委員会事務局管理部	教育総務課	平成22年当時の三橋公民館主幹の名前及び経歴	人事記録	9/20	一部開示	住所、生年月日、学歴、資格免許状況、民間企業の経歴	第7条第2号
167	浦172	9/9	教育委員会事務局生涯学習総合センター	桜木公民館	九条俳句訴訟において、原告が被告のさいたま市に提出した申入書	2017年10月16日付でさいたま市長およびさいたま市教育長に提出された「申し入れ書」	9/13	一部開示	原告氏名、連絡先郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号	第7条第2号
168	浦173	9/10	保健福祉局保健部	地域医療課	平成31年2月1日～令和元年8月31日までにさいたま市に提出のあった医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料	平成31年2月～令和元年8月／決算届のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	9/18	開示		
169	浦174	9/10	保健福祉局福祉部	生活福祉課	さいたま市生活困窮者学習支援業務委託仕様書に基づく下記資料 平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表兼支援計画兼学習支援員勤務報告書(全体)9月9日時点 他	・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表6月分 ・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表7月分 ・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表8月分 他	9/24	一部開示	出席者名前、学習支援員名、教室名、学年、支援計画の一部、出席者名前、連絡先、管理者名の部分、教室外の支援活動のうち家庭訪問の存否及び内容が判る資料 他	第7条第2号 文書 不存在
170	浦175	9/10	建設局	技術管理課	施工合理化調査(平成30年度) 施工形態動向調査(動向調査)(平成30年度) 施工形態動向調査(モニタリング調査)(平成30年度) 施工状況調査(平成30年度)	平成30年度調査対象工種及び調査費	9/12	開示		
171	岩10	9/11	建設局北部建設事務所	土木管理課	さいたま市が特殊車両通行許可証の許可の有無を判断する際の判断基準書等に係る資料	特殊車両通行許可限度算定要領について	9/25	開示		
172	浦178	9/12	教育委員会事務局生涯学習総合センター	桜木公民館	平成26年7月から平成30年12月の間の三橋公民館の公民館運営協議会、運営委員会、連絡会、地域連絡協議会、連絡協議会といった名称の協力組織の議事録のうちで、いわゆる九条俳句訴訟について議論されたもの		9/24	不開示		文書 不存在
173	浦179	9/13	保健福祉局福祉部	監査指導課	平成26年度～30年度における一般指導監査の児童福祉施設(36件)の指導実績	平成26年度～30年度 指導監査指導事項調査書 平成26年度～30年度 特定教育・保育施設等実地指導 指導調査書	9/27	一部開示	特定年度の特定施設における一般指導監査指導事項	文書 不存在
174	大65	9/18	環境局資源循環推進部	西清掃事務所	特定地計画に係るゴミ置き場設置についての協議書	ごみ収集所設置に関する協議書	9/20	一部開示	個人の氏名、電話番号	第7条第2号
175	浦182	9/18	総務局総務部	総務課	さいたま市地方裁判所特定事件番号にかかわる裁判記録のすべて(9月18日の口頭弁論を含む)	・第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 ・住民訴訟 訴状 ・回答書 兼 訴状訂正申立書 ・訴状訂正申立書 ・送達場所指定届・送達受取人指定届 他	9/30	一部開示	事件番号、原告の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び印影、さいたま市職員措置請求書の請求人の氏名、郵便番号、住所、職業、電話番号及び印影 他	第7条第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
176	中105	9/19	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人の閲覧資料 定款又は寄付行為 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(平成30年4月から平成31年3月)	特定医療法人についての以下の閲覧資料 ・定款 ・決算届(平成30年4月から平成31年3月)のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	10/3	開示		
177	桜8	9/19	農業委員会事務局	農地調整課	都市計画法による特定地の市街化調整区域の宅地転用請求に係る行政情報 ・特定地の市街化調整区域における農地転用許可履歴	・特定地の市街化調整区域における農地転用許可履歴 ・特定地の市街化調整区域における農地転用許可履歴	10/7	開示		
178	桜9	9/19	都市局南部都市・公園管理事務所	開発指導課	都市計画法による特定地の市街化調整区域の区域内の開発計画許可請求に係る行政情報、さいたま市担当部署がおこなった上記区域内の開発計画許可審査の内容に係る行政情報、開発許可決定に係る行政情報 ・H31都市開00154(S20190088) ・事前協議申請書 他	H31都南開001544「手続条例」第6条第2項の相談結果通知について(S20190088) H31都南開001425標識設置届出書(S20190027/相談票S20190088) H31事前協議申請書(第S20190041号)	10/29	一部開示	個人の氏名、印影	第7条第2号
179	岩11	9/20	建設局北部建設事務所	土木管理課	北部建設事務所土木管理課が作成した特定の通知の年月日及び発番、及び同時展開した関係資料		9/30	不開示		文書不存在
180	西14	9/20	西区役所区民生活部	総務課	自主防災補助金の申請書、報告書、確定通知書 特定自主防災対策本部分 保存分全て	平成26年度から平成30年度の特定自主防災対策本部に係る自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書、自主防災組織防災訓練補助金交付申請書、自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書 他	10/1	一部開示	印影、住所、電話番号、自主防災組織の口座情報	第7条第3号
181	西15	9/20	環境局資源循環推進部	資源循環政策課	特定自治会に関する衛生協力助成金申請書、決定通知書、実績報告書 保存分全て	・「平成26年8月24日付け 衛生協力助成金交付申請書について」(平成26年8月26日收受)うち特定自治会に係る書類 ・「平成26年10月17日付け 衛生協力助成金交付決定通知書について」(環資資第3-025号)うち特定自治会に係る書類 他	10/3	一部開示	自治会の代表者の住所、電話番号、印影	第7条第2号
182	大71	9/25	総務局人事部	人事課	子ども未来局における職員の2014年度～19年度の懲戒処分及び懲戒処分に準じる処分に関する概要を示した文書(処分日、処分対象者、処分内容、事実概要が分かる文書)	懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 平成26年4月1日より現在まで	10/3	一部開示	所属欄のうち個人を特定できる部分、氏名欄及び職員番号欄	第7条第2号第5号
183	南3	9/26	建設局南部建設事務所	道路建設課	・都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う今後の工事内容(工程・工期の詳細)を計画で決まっている全て(南区太田窪2丁目①街区～⑤街区付近) ・特定地(さいたま市所有)の今後の利用方法	事業計画変更認可申請書 事業施行期間変更理由書	10/4	一部開示	特定地の今後の利用方法	文書不存在
184	浦183	9/26	建設局	技術管理課	関東地区下水道事業積算施工適正化委員会 ・平成27年度下水道工事参考資料 平成27年7月及び11月さいたま市 ・平成28年度下水道工事参考資料 平成28年7月、11月さいたま市 ・平成29年度下水道工事参考資料 平成29年11月さいたま市 他	・平成27年度 下水道工事参考資料 平成27年7月 さいたま市 ・平成28年度 下水道工事参考資料 平成28年7月、11月 さいたま市 ・平成29年度 下水道工事参考資料 平成29年11月 さいたま市 他	10/4	開示		
185	浦184	9/27	大宮区役所健康福祉部	支援課	・大宮区役所支援課が保有する平成30年度「ミニ大宮」支出に関するもの ・市職員が同イベント等に出席した事がわかるもの	・支出負担行為何書兼支出命令書(件名:第1展示場利用料 他3件)[平成30年12月19日決裁](伝票番号112219183-00-00) ・時間外・休日・夜間勤務命令書(9月・11月・12月分) ・振替簿(平成30年)	10/8	一部開示	請求書の請求者印、相手方振込先(金融機関、預金種目、口座番号、口座名義人)、職員番号	第7条第2号
186	西16	9/27	建設局建築部	住宅政策課	H26.4.1～H30.3.31までの特定市営住宅の共用電気料の助成の申請書の中身、領収書の確認できる物	共用電気料等助成金交付申請書兼請求書 ・平成27年3月9日申請(平成26年度4月～10月分) ・平成27年9月9日申請(平成26年度11月～3月分) 他	10/9	一部開示	氏名、住所、印影、口座情報	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
187	西17	9/27	西区役 所区 民生活 部	コミュニ ティ課	特定自治会のさいたま市自治会運 営補助金実績報告書 過去5年分	さいたま市自治会運営補助金実績 報告書(平成30年度、29年度、28年 度、27年度、26年度)	10/7	一部 開示	個人の氏名、住所、印鑑、 団体の口座情報	第7条 第2号 第3号
188	北15	9/27	保健福 祉局 保健部	こころ の健康 セン ター	保保こ2581 精神科病院等実地指導・実地審査 結果通知書 他	・平成30年11月29日付け 保保こ第 2555号 精神科病院等実地指導・実地審査 結果通知書(平成30年11月29日収 受) 他	10/10	一部 開示	通知内容、指摘事項、審査 結果、医療機関名、医療機 関を特定可能な文書情報、 改善を必要とする事項、改 善計画及び改善結果概要	第7条 第3号 第5号
189	北16	9/27	保健福 祉局 保健部	健康増 進課	・保保健3840 平成30年度630調査 の再回答依頼について(回答) ・精神科病院等実地指導の根拠と なる規則か要綱	・保保健第3840号平成30年度630 調査の再回答依頼について(回答) (平成30年11月7日決裁) ・さいたま市精神科病院等実地指 導要領	10/11	一部 開示	メール送付者の氏名、『精 神科に関わる職員数』に関 する回答すべて、『医療機 関機能等』、『退院後生活 環境相談員について』に関 する回答すべて 他	第7条 第2号 第3号
190	浦185	9/30	子ども 未来局 子ども 育成部	子育て 支援政 策課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る		10/11	不開 示		文書不 存在
191	浦186	9/30	西区役 所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	西健支第1898号 平成30年度子ど もがつくるまち(ミニ〇〇区)への職 員動員数について(令和元年9月12 日決裁)のうち「平成30年度 区役 所職員動員数」(西区分)	10/8	開示		
192	浦187	9/30	北区役 所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	平成30年度 区役所職員動員数	10/10	開示		
193	浦188	9/30	大宮区 役所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	大健支第2662号 平成30年度子どもがつくるまち(ミニ 〇〇区)への職員動員数について (依頼)(令和元年9月12日決裁)の H30職員動員数(報告用)	10/11	開示		
194	浦189	9/30	見沼区 役所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	見健支第5727号 平成30年度子ど もがつくるまち(ミニ見沼区)への職 員動員数について(令和元年9月13 日決裁)の【見沼区】H30職員動員 数	10/7	開示		
195	浦190	9/30	中央区 役所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	令和元年9月10日付け 平成30年 度子どもがつくるまち(ミニ〇〇区) への職員動員数について(依頼)(令 和元年9月17日回答)	10/11	開示		
196	浦191	9/30	桜区役 所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	桜健支第2050号 平成30年度子どもがつくるまち(ミニ 〇〇区)への職員動員数について 令和元年9月13日決裁)のH30職員 動員数(報告用)	10/11	開示		
197	浦192	9/30	南区役 所 健康福 祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係 るイベントに応援で出勤した各区役 所・本庁等の職員数がわかるもの 「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会 等を含む) 平成30年度に限る	ミニ南区2018 出勤人数	10/8	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情 報区分
198	浦193	9/30	緑区役所 健康福祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係るイベントに応援で出勤した各区役所・本庁等の職員数がわかるもの「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会等を含む) 平成30年度に限る	緑健支第2658号 平成30年度子どもがつくるまち(ミニ〇〇区)への職員動員数について(依頼)(令和元年9月13日決裁)のH30職員動員数(報告用)	10/7	開示		
199	浦194	9/30	岩槻区役所 健康福祉部	支援課	子どもがつくるまち事業補助金に係るイベントに応援で出勤した各区役所・本庁等の職員数がわかるもの「ミニ〇〇(区名)」(事前の勉強会等を含む) 平成30年度に限る	「平成30年度子どもがつくるまち(ミニ〇〇区)への職員動員数について(令和元年9月13日回答)	10/8	開示		
200	北17	9/30	都市局 北部都市公園管理事務所	管理課	さいたま市の公園遊具の使用中止処置に関する文書 ・特定公園の遊具が不適と判断した公園緑地協会の提出文書 ・同上の文書を受け、使用中止処置をした北部都市公園管理事務所が検討したことがわかる文書	・平成29年度公園遊具定期点検業務の報告書のうち、特定公園の使用中止措置を行った遊具の点検表及び点検写真台帳 ・都市公園におけるハザードレベル3の遊具に対する対応方針について(通知)(令和元年5月20日決裁)	10/31	一部開示	個人の氏名、写真の顔の部分、遊具数、費用、実施期間に係るもの	第7条第2号第4号
201	浦195	10/1	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価平成30年10月版 市場単価平成30年10月版 標準単価令和元年10月版(金額抜き) 市場単価令和元年10月版(金額抜き) 他	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成30年10月版(金入り)、標準単価(建築工事)平成30年度10月版(金入り)、標準単価(電気設備工事)平成30年10月版(金入り)、標準単価(機械設備工事)平成30年10月版(金入り) 他	10/4	開示		
202	浦196	10/1	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書の表紙	・令和元年10月1日付け收受(保福生第2549号)「施設利用契約書」 ・令和元年10月1日付け收受(保福生第2550号)「施設利用契約書」 他	10/4	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日、法人代表者(実印)の印影	第7条第2号第3号
203	浦197	10/3	教育委員会事務局 学校教育部	指導1課	特定中学校の部活動に伴う音漏れ苦情に関する行政情報	・特定中学校苦情記録 ・苦情等メール文	10/16	一部開示	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	第7条第2号
204	浦198	10/3	総務局 総務部	アーカイブズセンター	「さいたま市史自然編」の販売が遅れた半年間に調査・研究したもの及び同誌の刊行に係る業務委託の契約書と完了報告書、支出命令書等	・さいたま市史自然編(気象・地形・地質)専門部会次第(令和元年5月31日開催分) ・「さいたま市史自然編気象・地形・地質」の修正箇所リスト(案)(令和元年5月31日開催、専門部会資料) 他	11/7	一部開示	氏名、役職名、印影、e-mailアドレス、法人の代表者印の印影、法人の口座情報	第7条第2号第3号
205	浦199	10/4	総務局 総務部	行政透明推進課	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会にかかわる文書、メモ、記録、メール等のうち諮問第529号及び諮問第530号にかかわるものすべて	・さ情審査第86号 平成30年11月30日決裁 口頭意見陳述について(照会)(諮問第529号) ・さ情審査第92号 平成30年12月13日收受 口頭意見陳述の希望の有無について(回答)(諮問第529号) 他	10/18	一部開示	会議録、担当者名、携帯番号、法人等の連絡先氏名、携帯番号、メールアドレス、審査請求人氏名、住所、電話番号、FAX番号、印影、開示請求者氏名、住所、電話番号	第7条第1号第2号第3号
206	浦200	10/4	総務局 総務部	行政透明推進課	さいたま市情報公開・個人情報保護審査会の委員選任にかかわるすべての文書、メモ、記録、メール等	・総総行透第1362号 平成29年7月13日決裁 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会の推薦依頼について ・総総行透第1765号 平成29年8月23日決裁 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会の推薦依頼について(回答) 他	10/18	一部開示	性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等連絡先、経歴	第7条第2号
207	西18	10/4	西区役所 区民生活部	総務課	特定自治会の地域防犯活動助成金の申請書、実績報告書、確定通知書 保存分全て(変更廃止の申請書と決定通知書も含む)	平成26年度から平成30年度までの特定自治会に係るさいたま市地域防犯活動助成金交付申請書、さいたま市地域防犯活動助成金交付決定通知書、さいたま市地域防犯活動助成金実績報告書、さいたま市地域防犯活動事業廃止申請書 他	10/10	一部開示	特定自治会の代表者の住所、電話番号、個人印影	第7条第2号
208	西19	10/4	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人決算届 平成30年度(平成30.4.1～平成31.3.31) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	対象医療法人の平成30年度決算届(平成30年4月1日～平成31年3月31日)のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	10/18	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
209	浦201	10/7	建設局 土木部	広域道路 推進室	新大宮上尾道路(与野～上尾南)の用地進捗状況及び予算計上(平成28・29・30・31年度の4年度分)及び延伸予定状況が分かる関連文書他	新大宮上尾道路建設促進期成同盟会 要望書(平成30年度)	10/18	一部 開示	・新大宮上尾道路(与野～上尾南)の用地進捗状況及び予算計上(平成28・29・30・31年度の4年度分)及び延伸予定状況が分かる関連文書 他	文書 不在
210	浦202	10/7	議会局 議事調査部	議事課	さいたま市議会から首都高速道路の延伸状況に係る国土交通大臣等への請願書、要望書等の提出状況が分かる関連文書	平成27年度 大都市行財政制度特別委員会 党派別要望事項	10/10	開示		
211	大80	10/8	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和1年9月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 閲覧用資料	9月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	10/17	開示		
212	中112	10/9	子ども未来局 子ども家庭総合センター	児童相談所	・児童相談所が児童虐待の相談・対応で関与した児童のうち、2016年度～2019年度に当該児童が死亡した事例に関する児童記録票綴一式 ・虐待死事例の検証報告書(ただし、検証予定又は検証中の場合は、その旨を示す資料一式)		10/18	不開示		文書 不在
213	中113	10/9	子ども未来局 子ども育成部	子育て支援政策課	2016年度～2019年度の厚生労働省「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」による死亡事例検証のため、厚労省に報告した死亡事例に関する検証調査票の回答書類一式	・「子ども虐待による死亡事例等の検証に係る調査について」(平成28年12月7日付け 雇児総発第1207第1号)に対する回答「子どもの虐待による死亡事例等の検証調査票」 他	10/23	一部 開示	戸籍等の個人の基本的事項に関する情報、2019年度の厚生労働省「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」による死亡事例検証のため、厚労省に報告した死亡事例に関する検証調査票の回答書類一式 他	第7条 第2号 文書 不在
214	桜10	10/15	保健福祉局 保健部	動物愛護ふれあいセンター	特定法人の興行で使用された象2頭、ライオン8頭、シマウマ3頭の講演期間前後の輸送で使用されたコンテナの構造とサイズ、また、公演地での飼育に使用された檻の構造とサイズがわかる書類	・第一種動物取扱業登録申請書 ・動物管理方法 ・造成平面図 ・獣舎について 他	11/29	一部 開示	「2 事業所の所在地」電話番号、「3 動物取扱責任者」実務経験の内容、「7 飼養施設」(2)構造及び規模②延床面積、設備の種類、動物舎他付帯設備の位置 他	第7条 第2号 第3号
215	大83	10/16	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	生活保護の相談から申請の受け付けに至るまでの事務に関し、職員が参照する要領、基準、マニュアルその他これらに類するもの(国、厚生労働省の通知等を除く)	・生活保護のしおり ・さいたま市生活保護運用事例集のうち、問8-1から問8-4までの部分	10/30	開示		
216	浦203	10/16	建設局	技術管理課	平成30年10月版 さいたま市公共建築工事単価表一市場単価 平成30年10月版 さいたま市公共建築工事単価表一標準単価(建築・電気設備・機械設備)	さいたま市公共建築工事単価表市場単価(建築・電気設備・機械設備)平成30年10月版(金入り)標準単価(建築工事)平成30年度10月版(金入り) 他	10/21	開示		
217	浦204	10/16	財政局 税務部	固定資産税課	・平成28年度締結の固定資産税(土地)の平成30年度評価替えにおいて活用する標準宅地鑑定評価等業務に係る契約書、仕様書、実施要領 他	・業務委託契約書(件名:平成30年度標準宅地鑑定評価業務) ・業務委託契約書(件名:平成31年度固定資産(土地)における標準宅地の時点修正業務)	10/30	一部 開示	印鑑の情報、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会と締結した契約書・仕様書等	第7条 第1号 文書 不在
218	緑5	10/17	環境局 資源循環推進部	大崎清掃事務所	ゴミ収集所設置に関する協議書 様式第1号6条 特定地	様式第1号(第6条関係)ごみ収集所設置に関する協議書	10/24	一部 開示	地図上の個人名、法人の担当者の氏名、印、法人の代表者印、添付書類の地名地番、地域、区域、設計に用いる求積図、測量会社名、土地測量計算式、土地の区割、土地の寸法、間取り図	第7条 第2号 第3号
219	浦205	10/17	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	・市が管理する遺骨の数 ・その費用	・納骨堂への納骨状況(H31.3末時点) ・行旅死亡人予算額・執行状況推移のうち、納骨堂清掃にかかる部分	10/30	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
220	浦206	10/18	市民局 区政推進部		大宮区役所新庁舎の工事内訳 同建築の設計概要、仕上表、平面 図、立会図、設計金額	・大宮区役所新庁舎整備事業【工 事費内訳明細書】 ・大宮区役所新庁舎整備事業(建 築図)【竣工図】	11/1	開示		
221	浦207	10/18	建設局 土木部	道路計 画課	道路整備計画(第3期)について ・今年採点された全体の点数表示 ・計画対象となった場所とステップ1 の費用と便益の数値 ・計画対象となった場所とステップ2 の(1)と(2)と(3)の評価検証内容 他	さいたま市道路整備計画(第3期) 策定業務報告書 令和元年5月 ①2.検討条件の整理2-22~2-25 ②2.検討条件の整理2-22、7.整備 優先順位の検討7-2 ③7.整備優先順位の検討7-3 ④ 2.検討条件の整理2-22~2-25 他	10/29	開示		
222	西20	10/18	西区役 所 区民生 活部	コミュニ ティ課	特定自治会のさいたま市自治会集 会所整備事業、補助金に係る資料 全て 過去5年分	特定自治会の平成29年度のさいた ま市自治会集会所整備事業補助金 交付申請書、交付決定通知書、補 助金請求書、実績報告書、補助金 確定通知書、支出負担行為伺書、 実績報告書(起案)、支出命令書、 精算報告書	10/28	一部 開示	個人の氏名、住所、印鑑、 団体の口座情報、法人の 印鑑	第7条 第2号 第3号
223	北18	10/21	教育委員 会事務局 管理部	学校施 設課	・日進北小学校の校庭南東端に設 置されている排水ポンプの能力及 び仕様 ・直近に実施された点検整備の発 注書類 ・同上的実施報告書類(写真含む)	日進北小学校雨水排水ポンプ点検 作業 日進北小学校雨水排水ポンプ槽点 検及び清掃業務	10/30	一部 開示	代理人名、個人印影、代表 取締役印影	第7条 第2号 第3号
224	岩12	10/24	建設局 北部建 設事務所	土木管 理課	イフ213号線の特殊車両通行許可 書に係る条件書 他		11/5	不開 示		文書不 存在
225	浦214	10/25	建設局	技術管 理課	令和元年10月版土木工事設計単 価表の根拠資料	平成30年10月版土木工事設計単 価表の根拠資料 ・土木単価(市場単価含む) ・土木工事標準単価 ・下水道単価(市場単価含む)	11/7	開示		
226	浦215	10/25	子ども 未来局 子ども 育成部	子育て 支援政 策課	子子子5103 平成30年度子どもがつ くるまち事業に対する協賛について 平成30年2月19日	「平成30年度子どもがつくるまち事 業に対する協賛について」 (平成29年度子子子第5103号)	10/31	開示		
227	浦216	10/25	財政局 税務部	固定資 産税課	平成28年度締結の固定資産税(土地) の平成30年度評価替えにおいて活用 する標準宅地鑑定評価等業務に係る 契約書、仕様書、実施要領 ただし、契約書が複数存在する場合 には岩槻区のブロック幹事を担当する者 との契約書等 他	・業務委託契約書(件名:平成30年 度標準宅地鑑定評価業務) ・業務委託契約書(件名:平成31年 度固定資産(土地)における標準宅 地の時点修正業務)	11/6	一部 開示	印鑑の情報	第7条 第1号
228	浦218	10/30	経済局 商工観 光部	商業振 興課	「行ってみよう!さいたまの商店 街!」に係る契約書、入札記録、契 約履行確認検査評定伺及び6つの 商店街と選考したもの	・支出負担行為伺書(工事委託等・ 契約伺) 件名:さいたま市イテオン商店街紹 介冊子制作業務 (平成29年12月28日決裁) 他	11/7	一部 開示	入札参加事業者印の印 影、受託者印の印影、6つ の商店街を選考したもの	第7条 第3号 文書不 存在
229	浦219	10/30	水道局 給水部	北部水 道建設 課	令和元年10月30日公表の「さいた ま市水道工事設計単価表」の根拠 資料	単価根拠一覧表	11/8	一部 開示	物価資料の掲載頁数、掲 載単価及び報告単価	第7条 第3号
230	浦221	11/1	水道局 給水部	北部水 道建設 課	水道局所管の水道条件単価一覧 表(システム管理世代R1.10)	施工条件単価一覧表(令和元年10 月)	11/8	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情 報区 分
231	浦222	11/1	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書、条例届け出施設の賃貸借契約書の表紙	・令和元年11月1日付け收受(保福生第2943号)施設利用契約書 ・令和元年11月1日付け收受(保福生第2944号)契約解除届出書 他	11/14	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名及び印影並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日 他	第7条第2号第3号
232	浦223	11/5	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	2019年4月1日及び10月1日付小・中・高・支援学校における教員未補充人数	臨時的任用等教職員配置状況(決算特別委員会 議会対応用資料)	11/14	開示		
233	浦224	11/5	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	・平成30・31年、令和1年度で小中・高校長が2名任命された学校名、校長名及び期間 ・校長の専決に関してわかるもの	・人事異動通知書 ・記者発表資料 ・さいたま市教育委員会事務専決規定	11/14	一部開示	個人の職員番号、給与号給	第7条第2号
234	浦225	11/6	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	市に登録している身寄りの無い方の葬儀を行う業者の一覧	平成30・31年度さいたま市葬祭業者登録名簿	11/19	開示		
235	大87	11/7	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和1年10月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	10月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	11/14	開示		
236	浦226	11/8	市長公室	広聴課	「やっぱりさいたま市に住もう」について シティセールス推進課が保有するもの(予算を除く)	・市シ640号「やっぱりさいたま市に住もう」の印刷について(令和元年9月24日決裁) ・令和元年度さいたま市市民意識調査中間報告概要版抜粋 ・教育長記者会見発表資料 平成31年1月28日(月) 他	11/14	開示		
237	浦227	11/8	教育委員会事務局 管理部	教育政策室	「やっぱりさいたま市に住もう」について 教育委員会が保有するものすべて	校正原稿2件	11/20	開示		
238	岩13	11/11	財政局 財政部	庁舎管理課	・市役所本庁人事課の壁設置に関する費用の明細(見積・領収書)等に関する資料の全て ・局長の決裁に至る、至った議事録等の関連資料	市役所本庁人事課の壁設置に関する費用の明細(見積・領収書)等に関する資料の全て	11/25	一部開示	法人の口座情報、代表者印、局長の決裁に至った議事録等の関連資料	第7条第3号 文書 存在
239	大90	11/12	消防局 総務部	消防施設課	特定地の防火水槽の構造図	耐震性貯水槽60㎡型新設工事(平成8年度) 図面(全体図)	11/18	開示		
240	浦229	11/12	建設局	技術管理課	建築工事における材料単価の根拠資料(一次単価表)平成30年10月版	さいたま市公共建築工事単価表平成30年10月版の標準単価材料一次単価データ B【新標】一次単価H3010、B【改標】一次単価H3010 E【新標】一次単価H3010、E【改標】一次単価H3010 他	11/21	開示		
241	浦230	11/13	総務局 危機管理部	防災課	災害対策本部「第1～3回」の参集した者がわかるもの	総危防第2289号 台風第19号に係る本部員会議概要について(令和元年11月1日決裁)	11/27	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情 報区分
242	浦231	11/13	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	幼児政策課が保有する業務委託契 約書及び委託先職員への教育等に 関するもの(現在会議室棟で業務を 実施しているものに限る)	業務委託契約書(子ども事務包括 業務委託、令和元年7月26日締結) 業務委託変更契約書(子ども事務 包括業務委託、令和元年8月1日締 結) 誓約書(委託事業者から順次報告 されたもの) 他	12/19	一部 開示	委託先職員の社員区分、 ナンバー、所属コード、住 所、氏名及び法人の代表 者印	第7条 第2号 第3号
243	浦232	11/15	教育委 員会事 務局 管理部	教育総 務課	・教育委員会が行った、以下の期間・ 対象者・理由で行われた懲戒処分 の内容がわかる書面 期間:平成20年～現在まで 理由:酒気帯び運転 ・懲戒処分の内容を決定する際に行わ れた議論の内容及び検討事項等がわ かる書面 他	・懲戒処分及び懲戒処分に準ずる 処分一覧(教育委員会事務局(教 職員を除く)) ・さいたま市職員の懲戒処分の指 針	11/28	一部 開示	所属、氏名及び職員番号 の欄の部分、懲戒処分の 内容を決定する際に行わ れた議論の内容及び検討 事項等がわかる書面 他	第7条 第2号 文書 存在
244	浦233	11/15	教育委 員会事 務局 学校教 育部	教職員 人事課	・教育委員会が行った、以下の期間・ 対象者・理由で行われた懲戒処分 の内容がわかる書面 期間:平成20年～現在まで 理由:酒気帯び運転 ・懲戒処分の内容を決定する際に行わ れた議論の内容及び検討事項等がわ かる書面 他	・平成24年度懲戒処分等の一覧 (平成25年3月31日) ・令和元年度懲戒処分等の一覧 (令和元年10月31日) ・さいたま市学校職員分限懲戒等 審査委員会記(平成24年5月8日) 他	11/29	一部 開示	「所属」欄、「氏名」欄、「性 別」欄、「年齢」欄、審議内 容	第7条 第2号 第5号
245	浦234	11/15	教育委 員会事 務局 学校教 育部	高校教 育課	・教育委員会が行った、以下の期間・ 対象者・理由で行われた懲戒処分 の内容がわかる書面 期間:平成20年～現在まで 理由:酒気帯び運転 ・懲戒処分の内容を決定する際に行わ れた議論の内容及び検討事項等がわ かる書面 他		11/28	不開 示		文書 存在
246	岩14	11/18	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	イワ213号線の特殊車両通行許可 書に係る条件書		11/29	不開 示		文書 存在
247	見23	11/20	経済局 農業政 策部	見沼グ リーン セン ター	平成28年度に公募された、さいたま 市農村広場の指定管理者に選定さ れた団体の事業計画書及び収支予 算書	経農見第1974号(平成29年2月15 日収受)指定管理者指定申請書類 「さいたま市農村広場事業計画書 (収支予算書を含む)」	11/27	一部 開示	法人の施設管理に係るノウ ハウ・内部情報に関する部 分	第7条 第3号
248	大91	11/22	総務局 人事部	人事課	さいたま市総務局総務部法務・コン プライアンス課副参事 住所、年齢、電話番号、経歴、職 歴、顧問弁護士としての給与、そ の他全ての情報	人事台帳	12/5	不開 示	人事台帳、顧問弁護士とし ての給与	第7条 第2号 第5号 文書 存在
249	浦237	11/25	経済局 農業政 策部	農業環 境整備 課	農業環境整備課が保有するブルー マップ購入に係るもの	さいたま市西区、北区、見沼区、桜 区、浦和区、緑区及び岩槻区のブ ルーマップ購入に係る事務文書(支 出負担行為何書兼支出命令書(件 名:BMさいたま市西区等)(平成30 年3月20日決裁)(伝票番号 113062056-00-00))	12/5	一部 開示	職員の氏名及び役職、法 人営業所の印影及び口座 情報、さいたま市大宮区、 中央区及び南区のブルー マップ購入に係る事務文書	第7条 第2号 第3号 文書 存在
250	岩18	11/27	岩槻区 役所く らし応 援室		特定道路における修繕に投じた費 用の明細等	土木関係補修等申込書・指示書、 見積書、作業写真	12/2	一部 開示	申込者の氏名、住所、連絡 先、作業員の顔写真	第7条 第2号
251	浦238	11/27	教育委 員会事 務局 管理部	教育総 務課	大宮東小にて除草作業中の飛び石 で車の損害金289,548円が発生した 事件についての行政情報	・教管教総1868号 損害賠償の額の決 定等について(令和元年9月30日決裁) ・教管教総2170号 事故に伴う保険金 請求書類の提出について(令和元年10 月1日決裁) ・教管教総2290号 専決処分の報告に ついて(令和元年10月18日決裁)	12/6	一部 開示	氏名、住所、印影、職員番 号、自動車登録番号、自動 車検証、運転免許証、振込 口座	第7条 第2号 第3号
252	浦239	11/27	市長公 室	秘書課	市長の行き先がわかるもの 公用車の運行記録等 2019年10月分に限る	車両運行日誌(令和元年10月)	12/11	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
253	見24	11/27	都市局 北部都 市・公 園管理 事務所	開発指 導課	特定地の許可等に基づき地盤沈下の防止のためにどのような工事を行ったのか	・開発行為許可申請書(許可番号第N230057号)の添付書類のうち以下の書類 現況図、造成計画平面図、造成断面図1、造成断面図2 ・開発許可変更許可申請書(許可番号第N230057-1号)の添付書類のうち、造成計画平面図・変更	12/9	一部 開示	設計者の個人に関する情報	第7条 第2号
254	浦240	12/2	保健福 祉局 福祉部	生活福 祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書、さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービスに関する契約解除届出書、職員名簿の表紙	・令和元年12月2日付け收受(保福生第3300号)「契約書」 ・令和元年12月2日付け收受(保福生第3301号)「施設利用契約書」 ・令和元年12月2日付け收受(保福生第3302号)「契約解除届出書」 他	12/10	一部 開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名、資格情報及び印影、並びに利用者氏名、生年月日及び部屋番号、入所日、退所日 他	第7条 第2号 第3号
255	浦241	12/4	建設局	技術管 理課	さいたま市独自に調査している公共建築工事単価表の一次単価データ(令和元年10月版)	さいたま市公共建築工事単価表平成30年10月版の標準単価材料一次単価データ B【新標】一次単価H3010、B【改標】一次単価H3010 E【新標】一次単価H3010、E【改標】一次単価H3010 他	12/9	一部 開示	一次単価データのうち、刊行物等の価格を引用している単価の金額部分	第7条 第3号
256	大92	12/5	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和1年11月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	11月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	12/16	開示		
257	浦246	12/6	保健福 祉局 福祉部	生活福 祉課	・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表兼支援計画兼学習支援員勤務報告書(全体) ・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表9月分 他	・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表9月分 ・平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表10月分 ・平成31年度生活困窮者学習支援教室小学生モデル事業報告書9月分 他	12/20	一部 開示	教室名、支援計画の一部、学習支援員名、家庭の様子の一部、氏名、担当講師、平成31年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表11月分 他	第7条 第2号 文書 不存 在
258	南4	12/6	教育委 員会事 務局 管理部	学校施 設課	さいたま市立岸中学校内、南西部分の擁壁(がけ)部分の建築基準法第12条に基づく定期点検書(直近3回分)	さいたま市立土合中学校他8校建築物及び建築設備定期点検業務完了報告書(平成25年度、平成27年度、平成30年度点検分)	12/20	一部 開示	法人の担当者印、平成25年度及び平成27年度の完了報告書	第7条 第2号 文書 不存 在
259	浦248	12/10	財政局 税務部	固定資 産税課	特定地の地番図	地番図	12/16	開示		
260	中125	12/12	総務局 人事部	人事課	平成31年4月11日公示の「さいたま市職員総務管理事務(人事・給与・福祉厚生関係事務)運営業務」に係る ・プロポーザル参加の各事業者の採点結果明細 ・受託事業者の提案書	・平成31年4月11日公示の「さいたま市職員総務管理事務(人事・給与・福祉厚生関係事務)運営業務」に係る企画提案書 ・さいたま市職員総務管理事務運営業務委託業者選定委員会 審査結果表(総括) 他	1/24	一部 開示	氏名、法人の営業方針、運営体制、従業員等配置計画、具体的かつ独自の技術や提案、独自性を表現した記述が含まれる部分	第7条 第2号 第3号
261	緑6	12/12	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	市道22590号及び21290号に関する行政情報(入札及び前回の開示部分は除く) 北建・土木管理課保有分に限る	・建北土3007 令和元年12月定例会議案の提出のうち市道22590号線認定及び市道21290号線廃止の提案理由書(令和元年9月4日決裁) ・建北土4557 開発に伴う道路用地の引継について(見沼区大字片柳)(令和元年12月10日決裁) 他	1/20	一部 開示	個人の氏名	第7条 第2号
262	見25	12/12	議会局 議事調 査部	議事課	平成30年6月さいたま市議会定例会で採択された請願20号『さいたま市における同性パートナー等の「パートナーシップの公的認証」に関する請願』に添付された署名者1,027名のうち、さいたま市に居住する人の人数、および、川越市に居住する人の人数		12/17	不開 示		文書 不存 在
263	岩19	12/16	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	市道イワ213号線を通行する特殊車両に係る関係資料	法律相談の結果について(特殊車両について) 特殊車両の通行に関する条件について 特殊車両の通行に関する通知について	1/6	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
264	岩20	12/16	都市戦略本部 都市経営戦略部		新庁舎整備審議会に提言した部署 と決裁者等に係る関係資料	・平成24年政政企第2746号 さいたま市本庁舎整備審議会への諮問について ・平成30年都都経第512号 本庁舎の整備に関し必要な事項について(答申)	12/19	開示		
265	浦251	12/16	教育委員会事務局 生涯学習総合センター		九条俳句不掲載から提訴まで及び判決確定後の公民館長会議及び拠点公民館長会議の会議録 また判決確定後各公民館に対し、 どういう報告及び指示を出したか	・拠点公民館長会議要旨(1月10日) ・拠点公民館長会議要旨(3月12日) ・平成31年度第1回公民館長研修平成31年4月11日(木)実施「公民館長さんに期待する～人生100年時代の生涯学習～」他	12/27	一部開示	九条俳句不掲載から提訴までの公民館長会議、拠点公民館長会議の会議録	文書 不存在
266	浦252	12/16	教育委員会事務局 生涯学習総合センター	桜木公民館	2014年7月17日の市長記者会見において「教育委員会の判断はおおむね適正」と発言しているが教委からいつ、誰が報告し、どう説明したのか		12/19	不開示		文書 不存在
267	浦253	12/16	教育委員会事務局 生涯学習総合センター	桜木公民館	2014年11月20日開催の教育委員会において委員長が「教育長から逐一報告を頂いている…、各委員におきましても意見交換を度々重ねてきた」と発言しているがどんな報告があり、委員間でどんな意見交換があったのか、資料及び記録		12/19	不開示		文書 不存在
268	浦254	12/16	総務局 総務部	法務・コンプライアンス課	「九条俳句」公民館だより不掲載にあたって法務・コンプライアンス課に対し、生涯学習センターから社会教育法23条及びさいたま市広告基準に関して問い合わせがあったか、どんな問い合わせでどう答えたか、資料とやりとりの記録		12/27	不開示		文書 不存在
269	岩21	12/17	財政局 財政部	庁舎管理課	本庁舎の耐震に投じた血税と区役所の仮設に投じた血税の明細等	第二別館解体工事、(仮称)仮配置棟建設工事及びさいたま市本庁舎耐震補強工事の支出書類のうち、支出金額が記載されている各支出命令書の表紙	12/20	一部開示	法人の口座情報	第7条 第3号
270	大94	12/17	スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市大宮体育館の現指定管理者「日産・エヌテック共同事業体」における平成29年度指定管理者募集時の提案書一式(収支予算書含む)	様式8 さいたま市大宮体育館 指定管理者事業計画書 様式9-1 収支予算書(総括) 様式9-2 平成30年度収支予算積算書 様式9-3 平成31年度収支予算積算書 他	12/26	一部開示	写真等の個人を識別できる部分	第7条 第2号
271	浦255	12/20	建設局 南部建設事務所	河川整備課	油面川ポンプ場及び桜田第1・第2ポンプ場に関する以下の行政情報(旧浦和市引継文書を含む) ・設計図書等 ・マニュアル・手引き等 他	・油面第一樋門内水排除ポンプ設置施設図 ・桜田ポンプ1設置施設図 ・桜田ポンプ2設置施設図 他	1/14	一部開示	設置施設図の印影及び署名と設計者氏名、データ資料写真の顔部分、報告書の点検責任者氏名と写真の顔部分、マニュアル、手引き等	第7条 第2号 文書 不存在
272	西25	12/20	都市局 都心整備部	東日本交流拠点整備課	さいたま市営桜木駐車場条例に定める下記の文書 ・第3条に「駐車場の供用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長は事情によりこれを変更することができる。」とあるが、この規定に基づき変更したことがあれば、その決裁文書 他	・都都計自2613「桜木駐車場にかかる利用料金及び再委託の承認について」(平成31年3月26日) ・都都心東921「さいたま市営桜木駐車場の利用料金の承認について」(令和元年9月25日)	1/17	一部開示	法人の実印、さいたま市営桜木駐車場条例に定める下記の文書①第3条に「駐車場の供用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。」とあるが、この規定に基づき変更したことがあれば、その決裁文書 他	第7条 第3号 文書 不存在
273	見26	12/23	都市戦略本部 都市経営戦略部		・さいたま市役所本庁舎移転先候補地3カ所が選定された関係資料 ・さいたま新都心駅周辺の3カ所が適地とされ、さいたま市が適地調査した報告書	令和元年10月 さいたま市本庁舎整備検討調査報告書	12/25	開示		
274	浦256	12/24	出納室	出納課	地方自治法施行令第158条の2を適用して、コンビニ店舗に地方税の収納業務を委託するにあたり、コンビニ本部から取得したさいたま市の指定金融機関である特定法人とコンビニ本部との間で締結した契約書		1/7	不開示		文書 不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
275	見27	12/24	経済局 農業政策部	食肉中央卸売市場	さいたま市食肉中央卸売市場及び地域経済活性化拠点について ・令和2年度の月別スケジュールについて ・予算関連資料を含む 他	平成26年度 さいたま市食肉中央卸売市場再整備等基本構想策定業務 平成28年度 さいたま市食肉中央卸売市場経営展望外調査業務 他	2/4	一部開示	個人を特定できる氏名、職名、任意で提供された経営情報及び経営方針に係る情報及び意見、任意で意見を出した法人名およびその法人が特定可能な情報 他	第7条第2号第3号第4号
276	見28	12/24	経済局 商工観光部	経済政策課	さいたま市食肉中央卸売市場及び地域経済活性化拠点について ・令和2年度の月別スケジュールについて ・予算関連資料を含む 他	・さいたま市「道の駅」基礎調査業務報告書(平成27年3月) ・さいたま市「道の駅」基本構想検討調査業務(地域経済活性化拠点整備検討調査業務)報告書(平成28年3月) 他	2/5	一部開示	個人を特定できる氏名、職名等、任意で提供された経営情報、経営方針に係る情報及び意見、任意で意見を出した法人名及び法人の特定が可能な情報 他	第7条第2号第3号第4号
277	浦258	12/24	出納室	出納課	地方自治法施行令第158条の2を適用して、コンビニ店舗をさいたま市の収納代理金融機関に指定するために、コンビニ本部から取得したさいたま市の指定金融機関である特定法人とコンビニ本部との間で締結した契約書		1/7	不開示		文書不存在
278	浦257	12/25	スポーツ文化局 文化部	文化振興課	さいたま市文化センター管理に関する基本協定書第8条の警備業務に係る再委託申請及び承認書	ス文文第3601号平成31年度業務内容一部再委託の承認について(依頼)(平成31年3月29日決裁)のうち、平成31年度さいたま市文化センター業務内容一部再委託の承認について(依頼)及び平成31年度さいたま市文化センター業務内容一部再委託の承認について(回答)	1/6	開示		
279	浦259	12/26	出納室	出納課	さいたま市はコンビニ店舗に収納事務委託しているが、さいたま市の規則で定める基準が分かる文書(コンビニ本部が、どのような要件を満たしているから収納事務委託できるのかが分かる文書)	・特定法人コンビニ収納代行サービスに係る公金収納代行のご説明資料(平成31年2月) ・特定法人コンビニ収納代行サービス日程表【税金・料金】 ・【提携コンビニ】(2018年12月1日現在) 他	2/7	一部開示	氏名、所属、役職、収納データ作成費用の単価、コンビニ本部コード、印影	第7条第2号第3号
280	浦260	12/26	建設局 北部建設事務所	道路維持課	市道22590号及び21290号の車止め撤去工事に関する行政情報	・道路関係補修等申込書・指示書(令和元年8月No.49) ・建設工事単価請負契約書(道路修繕工事(R1北部単価契約4-2)) ・単価契約書(道路修繕工事(R1北部単価契約4-2)) 他	1/9	一部開示	個人の住所、生年月日、経歴及び印影、法人の印影、イントラネットのアドレス	第7条第2号第3号第7号
281	見29	12/27	議会局 議事調査部	議事課	平成30年6月さいたま市議会定例会で採択された請願20号『さいたま市における同性パートナー等の「パートナーシップの公的認証」に関する請願』に添付された1027名分の署名簿	平成30年請願第20号『さいたま市における同性パートナー等の「パートナーシップの公的認証」に関する請願』の添付署名簿(平成30年5月29日受理)	1/10	一部開示	署名者の氏名、住所	第7条第2号
282	浦261	1/6	消防局 総務部	消防総務課	さいたま市消防局の公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名について、さいたま市情報公開条例第7条第2号ただし書ウに該当すると判断して開示していることを示す情報公開事務の手引等の文書、決裁文書を含む		1/16	不開示		文書不存在
283	浦262	1/6	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	2019年度常盤小学校長の事務引継ぎ書	・令和元年10月15日付け 校長の職務代理について(報告) ・令和元年11月1日付け 校務引継報告書	1/20	開示		
284	浦263	1/6	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	特定NPO法人より提出を受けた地域生活サポートホーム住居・生活サービス利用契約書、住居・生活サービスにおける重要事項説明書の表紙	令和2年1月6日付け收受(保福生第3686号)施設利用契約書	1/10	一部開示	公表していない施設名及び施設所在地の町丁目字名以降の部分、施設職員氏名並びに利用者氏名、印影及び部屋番号、契約期間	第7条第2号
285	浦264	1/6	教育委員会事務局 学校教育部	高校教育課	平成30年1月11日付文部科学省生涯学習政策局情報教育課から情報教育に係る調査依頼の事務連絡、および、さいたま市からの回答の一式(決裁文書等を含む)	教学高002485号「高等学校情報科担当教員の現状等に関する調査研究」の実施について(平成30年1月18日決裁) 共通教科「情報」に関する現状調査	1/20	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
286	岩23	1/8	教育委員会事務局 管理部	学校施設課	さいたま市の校舎で50年・60年経過している校舎名・耐震・寿命に係る情報	さいたま市学校施設リフレッシュ計画作成業務検討報告書 付属資料(1)②対象学校・建物	1/21	開示		
287	岩24	1/8	建設局北部建設事務所	土木管理課	特殊車両に係る事項で近隣企業に展開(指導等)書面		1/17	不開示		文書不在
288	見30	1/9	環境局資源循環推進部	東清掃事務所	特定地のゴミ置場の申請書	一般廃棄物(家庭ごみ)収集所に係る申請書(平成22年4月15日届出)	1/23	一部開示	申請者住所、氏名、電話番号、個人の印影	第7条第2号
289	大100	1/14	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和1年12月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	12月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料	1/17	開示		
290	大101	1/14	建設局下水道部	下水道維持管理課	下水道法に基づく以下届出書類(添付資料を含む。但し、氏名変更届出書を除く)特定事業所 ・特定施設設置届出書 ・特定施設使用届出書 ・特定施設の構造等変更届出書 ・特定施設使用廃止届出書 他	特定事業所に関する以下の届出書 ・特定施設使用届出書(特定施設を悪質下水を排除する施設と読み替える) ・特定施設使用届出書 ・特定施設の構造等変更届出書 ・特定施設の構造等変更届出書	1/21	一部開示	実印部分、洗剤使用量、汚水量、油水分離槽の型式・構造、産業廃棄物処理委託業者名、用途別用水量、水質調査、事業場平面図(特定施設配置図)、総床面積積算資料	第7条第3号
291	浦266	1/16	南区役所健康福祉部	福祉課	南区役所福祉課が保有する生活保護費不正受給事案(報道機関取材対応報告票)2020年1月16日付け埼玉新聞の記事に出たもの	南健福第445号生活保護費不正受給に係る告訴状の提出について(平成29年6月29日決裁)	2/27	一部開示	個人の住所、氏名、性別、生年月日、生活状況、収入状況、社会生活に関する情報 他	第7条第2号 文書不在
292	見31	1/17	都市局北部都市公園管理事務所	開発指導課	宅地造成に対して上下水道及びU字溝、水路のつけ替え等について、特定法人とさいたま市の協議に係る内容、検査に係る書類	・「開発行為許可申請(N230057」事前N230023)について」の書類一式 ・「開発許可事項変更許可通知書(N230057-1」開発N230057)について」の書類一式 他	2/7	一部開示	代理人(設計者、協議者)の担当者名、設計者氏名、印影、土地権利者の住所、氏名、印影、印鑑登録証明書、預金残高証明書、納税証明書、許可申請者の印影 他	第7条第2号 第3号
293	浦267	1/20	教育委員会事務局生涯学習総合センター		2014年9月開催の公民館運営審議会の資料に記載されている法制課の法律相談の記録 相談の内容及び法制課の見解を具体的に	・教生総セ第1019号法律相談申込書(三橋公民館 館報俳句掲載問題)(平成26年7月10日決裁) ・教生総セ第1063号法律相談申込書(三橋公民館 館報俳句掲載問題)(平成26年7月16日決裁)	2/3	一部開示	団体の会長代行氏名、新聞社の担当氏名、回答内容	第7条第2号 第4号
294	浦268	1/20	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	2014年9月開催の公民館運営審議会の資料に記載されている法制課の法律相談の記録 相談の内容及び法制課の見解を具体的に	総総法第227号 平成26年7月10日に行われた法律相談の結果について(平成26年7月14日供覧完了)	2/3	一部開示	法律相談の概要のうち、回答内容	第7条第4号
295	中142	1/20	中央区役所区民生活部	コミュニティ課	アートストリート整備事業詳細設計業務関連でシェークスピアシリーズでの手形実施することにした経緯及び議事録	中区コ第419号 彩の国さいたま芸術劇場出演者手形レリーフ設置事業について(平成23年12月7日決裁)	1/29	一部開示	議事録	文書不在
296	中143	1/20	都市局まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	・特定団体運営支援等業務/各年度の報告書及び成果物 ・特定団体の分科会運営支援(LP1、LP4)各年度の報告書及び成果物	・特定団体運営支援等業務委託契約書及び成果品(報告書) ・特定団体の分科会等支援業務の業務委託契約書及び成果品(報告書)	2/3	一部開示	氏名、顔写真、住所、郵便番号、印影、役職、メールアドレス、特定団体WEBサイト会員専用ページのアドレス及びパスワード、会社の代表者印 他	第7条第2号 第3号 文書不在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
297	見32	1/20	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	・平成30年度以降に締結した「七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業」に関する特定法人との協定書 ・協定締結に関する資料(市での稟議書及び打合せ議事録、特定法人との議事録等) 他	・東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務に関する協定書 ・東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務に関する変更協定書 他	3/4	一部開示	氏名、個人の印影、会社の印影、概算予算書(項目内訳、金額、摘要)、実施協定締結に関する協議以外の部分、さいたま市土地区画整理協会との打合せ資料、議事録	第7条第2号第3号第4号文書不存在
298	浦269	1/21	都市局 南部都市・公園管理事務所	開発指導課	特定地の開発行為許可に係る行政文書	H31都南開003261「手続条例」第6条第2項の相談結果通知について(S20190234) H31都南開003346標識設置届出書(S20190068/相談票S20190234) H31事前協議申請書(第S20190080号)	2/3	一部開示	個人の氏名、印影	第7条第2号
299	浦270	1/21	農業委員会事務局	農地調整課	特定地の市街化調整区域における農地転用許可履歴	特定地の市街化調整区域における農地転用許可履歴	1/31	開示		
300	浦271	1/22	環境局 環境共生部	環境対策課	環境対策課が保有する水環境ネットワークに関するもの(HPにあるものを除く)すべて H30、H31(R1)に限る	さいたま市水環境保全・創造事業交付金の支出負担行為何書、支出命令書及び清算報告書 さいたま市水環境保全・創造事業交付金の交付確定について さいたま市水環境保全・創造事業交付金の交付について	2/4	一部開示	氏名	第7条第2号
301	大108	1/24	教育委員会事務局 管理部	学校施設課	1.さいたま市が平成30年時点で、特定法人(共同企業体含む)と契約していた下記工事2件に関する各契約内訳が確認できる資料。 2.特定法人が破産した際の最終清算内訳が確認できる資料。 ・さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設(建築)工事 他	・さいたま市立新設美園地区中学校校舎棟建設(建築)工事 ・さいたま市立仲町小学校校舎増築(建築)工事	2/4	一部開示	代表者の印影、取引金融機関名、口座番号	第7条第3号
302	大109	1/24	保健福祉局 長寿応援部	高齢福祉課	1.さいたま市が平成30年時点で、特定法人(共同企業体含む)と契約していた下記工事に関する各契約内訳が確認できる資料。 2.特定法人が破産した際の最終清算内訳が確認できる資料。 ・老人福祉センター寿楽荘大規模改修(建築)工事	・建設工事請負契約書表紙(工事名称:老人福祉センター寿楽荘大規模改修(建築)工事)(平成30年8月31日契約)(契約番号:30-6456-9) ・出来高確認書(工事名:老人福祉センター寿楽荘大規模改修(建築)工事)(平成30年11月1日確認) 他	2/5	一部開示	保証会社の担当者氏名及び印影、1階平面図(既存)2、R階平面図(既存)の設計者氏名及び設計者番号、製図者氏名、代表者印の印影	第7条第2号第3号
303	大110	1/24	子ども未来局 子ども育成部	青少年育成課	1.さいたま市が平成30年時点で、特定法人(共同企業体含む)と契約していた下記工事に関する各契約内訳が確認できる資料。 2.特定法人が破産した際の最終清算内訳が確認できる資料。 ・(仮称)第2若者自立支援ルーム等施設建設(建築)工事	・建設工事請負契約書表紙[(仮称)第2若者自立支援ルーム等施設建設(建築)工事 契約番号:30-2382-3 平成30年9月21日契約] ・出来高確認書[(仮称)第2若者自立支援ルーム等施設建設(建築)工事 平成30年10月26日確認]	2/3	一部開示	法人の担当者氏名、印影、法人代表者印の印影	第7条第2号第3号
304	中150	1/29	都市局 まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	支出命令書一覧表(与野まちづくり事務所)(平成31年、令和元年度分)	平成31年度 支出命令一覧表(課別)4月から12月分	2/10	一部開示	補償金に対する個人の氏名、支払額、負担行為残額、臨時職員に係る支払額、負担行為残額、補償金の支払いに係る会社名、代表取締役名、支払額、負担行為残額	第7条第2号第3号
305	浦277	1/31	保健福祉局 長寿応援部	介護保険課	特定社会福祉法人の平成19年度さいたま市老人福祉施設整備費補助金交付決定された日付、金額の分かる書類及び特定社会福祉法人から提出された交付金請求書類	平成19年度さいたま市老人福祉施設整備費補助金を特定社会福祉法人へ支払った日付と金額及び請求書の内容が分かる文書	2/6	一部開示	特定社会福祉法人から市に提出されたさいたま市老人福祉施設整備費補助金の請求書	文書不存在
306	浦278	2/3	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料	特定医療法人の事業報告書、(財産目録、貸借対照表、損益計算書の閲覧用資料)	2/10	開示		
307	浦279	2/3	総務局 人事部	人事課	北区役所移動式防災無線機亡失の件について ・人事課が保有する上記懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分についての行政情報 ・人事課が保有する上記に関する行政情報	・総人第1796号車載型無線電話装置の亡失に伴う口頭注意について(令和元年9月2日決裁) ・物品事故報告書 ・移動系防災行政無線 車載型無線電話装置 ・車両お預かり書	2/17	一部開示	人事台帳、人事課が保有する上記懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分についての行政情報	第7条第2号第5号文書不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情 報区 分
308	浦280	2/3	保健福祉局 長寿応援部	介護保険課	特定有料老人ホームの入居者に対する食費値上げ通知に端を発する入居者の家族からの相談や施設側からの相談に対する介護保険課の対応の記録	・特定有料老人ホームの食費の値上げに関する相談記録 ・特定法人から提出された報告書類	2/12	一部開示	相談者の氏名、住所、電話番号、印影、面会日 相談内容、利用者の続柄、身体状況、事業所の職員の役職、法人の契約印、食材料費の推移に関する記載 他	第7条第2号 第3号 第5号
309	浦281	2/4	建設局	技術管理課	令和元年度関東地区下水道事業積算施工適正化委員会の内、下水道資材の価格調査結果(令和元年度下水道工事参考資料改訂版)	令和元年度下水道工事参考資料 令和元年12月さいたま市	2/5	開示		
310	浦282	2/6	保健福祉局 福祉部	障害支援課	権利擁護センターの年間予算、職員人数、後見受任件数の年度毎件数(委託している内容と金額と後見受任件数)担当している職員の人数がわかるもの、委託期間の内、資料が保存されているもの	業務委託契約書 さいたま市高齢・障害者権利擁護センター業務(平成31年3月29日契約)のうちさいたま市高齢・障害者権利擁護センター業務委託仕様書 他	2/19	一部開示	高齢・障害者権利擁護センター職員名簿の氏名	第7条第2号
311	浦283	2/7	建設局 建築部	建築総務課	特定施設工事反対申出書(令和2年1月17日・建建建総第4121号)	建建建総第4121号 令和2年1月17日収受 特定施設新築工事反対の申出書の提出	2/14	一部開示	工事施工会社の役職、氏名、住所、印影、電話番号	第7条第2号
312	大112	2/10	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和2年1月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	1月/決算届(令和元年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	2/18	開示		
313	西26	2/14	西区役所 区民生活部	コミュニティ課	特定自治会のさいたま市自治会集会所整備事業、補助金交付申請書の補助金振込先のわかる部分(平成29年度)	特定自治会の平成29年度のさいたま市自治会集会所整備事業補助金交付申請書	2/25	一部開示	個人の住所、印鑑、団体の口座情報	第7条第2号 第3号
314	中159	2/18	中央区役所 区民生活部	コミュニティ課	特定団体分科会の議事概要(平成30年度及び令和元年度)	中区コ693号 平成30年度芸術劇場と地域が連携したまちづくり(LP4)第1回分科会議事概要(平成30年7月23日決裁) 他	2/20	一部開示	特定団体分科会の議事概要(令和元年度)	文書不存在
315	中160	2/18	都市局 まちづくり推進部	まちづくり総務課	LP1の平成30年度及び令和元年度の中の特定団体(分科会)と関わった委託業務におけるワークショップ等に係る市と委託業者との打合せ記録や委託業者が分科会に参加した際の記録	・与野本町駅周辺利便性向上施策等検討業務(平成30年度)における成果品の中の平成30年10月29日の委託業者との打ち合わせ議事録 ・与野本町駅周辺利便性向上施策等検討業務(平成30年度)における成果品の中の委託業者が分科会に参加した際の記録 他	2/27	一部開示	受注者の担当者の氏名、印影、協議会員の顔、受注者の顔	第7条第2号
316	西27	2/19	都市局 北部都市公園管理事務所	開発指導課	・特定地が行政手続法上、適正な都市計画法の開発許可行為申請を行った上での開発であったか否か ・昭和45年から令和2年1月までの開発登録簿		3/4	不開示		文書不存在
317	西28	2/19	建設局 北部建設事務所	建築審査課	特定建物が適正な行政手続法(建築基準法に基づく、建築確認許可を受けた建物か否か)に基づき建築されたものか		3/4	不開示		文書不存在
318	西29	2/19	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特定公益財団法人が適正な行政手続法上の手続(官民境界査定)を経た上での墓地の開発を行っているか	・平成15年度さいたま市区域線測量業務委託(その3)境界確認不調書17頁 ・立会25-290境界確認報告書 ・立会28-109境界確認報告書	3/3	一部開示	道水路の管理事業の適正な遂行に支障及ぼすおそれがあるもの	第7条第5号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
319	岩26	2/21	建設局 北部建設事務所	土木管理課	北部建設事務所土木管理課と岩槻警察の共同で、道路法第47条に基づき特殊車両の通行許可証携帯の有無の検問について実施された結果、牽引されるトレーラとの連結許可	特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告について	3/6	一部開示	指導警告書の住所、氏名、牽引されるトレーラとの連結許可	第7条第2号文書不存在
320	浦287	2/21	北区役所 区民生活部	総務課	車載型無線電話装置の亡失に伴う口頭注意に関するもの 人事課を除く	・車載型無線電話装置の亡失について ・さいたま市職員措置請求書の提出に係る請求の結果について	3/2	開示		
321	浦288	2/21	総務局 危機管理部	防災課	車載型無線電話装置の亡失に伴う口頭注意に関するもの 人事課を除く	・総危防第1860号 備品の亡失について(令和元年8月30日決裁) ・総危防第3199号 職員措置請求書の提出に係る請求の結果について(令和2年1月17日決裁)	3/4	開示		
322	浦290	2/25	教育委員会事務局 管理部	教育政策室	教育長定例記者会見(抜粋)コメント、資料以外 ①2015.7.28 ②2017.11.20 ③2018.5.28 ④2018.12.25 ⑤2019.1.28	教育長記者会見 平成31年1月28日記者からの質問	3/2	一部開示	教育長定例記者会見(抜粋)コメント・資料以外 ①～④	文書不存在
323	浦291	2/25	教育委員会事務局 管理部	教育総務課	教育委員会会議 ①2014.7～10月までの会議で「九条俳句」に関する議事録 ②2017.10.16(臨時会)議案第113号「訴えの提起について」(非公開案件)	教育委員会会議録(平成29年10月臨時会)の会議録について	3/2	一部開示	2014.7～10月までの会議で「九条俳句」に関する議事録	文書不存在
324	浦292	2/25	教育委員会事務局 生涯学習総合センター		市の弁護士資格保持者からの確認(いつ、誰が) 2014.11.20定例会会議録の内容	・教生総七第1063号法律相談申込書(三橋公民館 館報俳句掲載問題)(平成26年7月16日決裁)	3/4	一部開示	回答内容	第7条第4号
325	浦294	2/26	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	さいたま市ジョブアシスト事業の契約書(生活保護受給者、生活困窮者自立支援相談窓口の利用者を対象とした就労支援事業)平成30年4月1日から平成31年3月31日までの契約期間のもの	平成30年3月30日締結「さいたま市生活保護等就労支援業務 業務委託契約書」	3/4	一部開示	法人印の印影	第7条第3号
326	浦295	2/26	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	・令和元年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表11月分 ・令和元年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表12月分 ・令和元年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表12月分 他	・令和元年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表11月分 ・令和元年度生活困窮者学習支援教室支援対象者出席表12月分 ・令和元年度生活困窮者学習支援教室小学生モデル事業報告書12月分 他	3/9	一部開示	名前、管理者の部分、教室名、支援計画の一部、勧奨成功生徒、地域、コメントの一部、会場、電話	第7条第2号
327	浦296	2/27	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書閲覧用資料	事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書閲覧用資料	3/12	開示		
328	西30	2/27	環境局 資源循環推進部	廃棄物対策課	・スプレー缶適正処理業務委託(平成25年度～平成30年度) ・スプレー缶搬出実績(平成30年度) ・スプレー缶/浦和/資源物受入報告書(平成30年度) 他	「スプレー缶適正処理業務委託(平成26年度～平成30年度)」における行政情報 「スプレー缶搬出実績(平成30年度)」における行政情報 他	3/12	一部開示	個人の印影、代理人氏名、負担行為予定額、消費税額、執行予定額、予定比較額、設計金額、予定価格、比較価格、推定送金額	第7条第5号
329	浦301	3/4	市民局 市民生活部	コミュニティ推進課	さいたま市東大宮コミュニティセンター外4施設、さいたま市南浦和コミュニティセンター外5施設、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター提案書(現指定管理者公募時のもの)、事業報告書(収支明記)直近5年間(現指定管理者管理期間) 他	さいたま市東大宮コミュニティセンター外4施設、さいたま市南浦和コミュニティセンター外5施設、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター＝南区提案書、事業報告書、修繕履歴、現在維持管理者が再委託をしている協力会社リスト	6/4	一部開示	予算・決算内訳金額、人員配置、契約金額	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
330	西31	3/4	建設局 建築部	住宅政 策課	特定市営住宅の共同電気料等の 助成の申請書一式	共用電気料等助成金交付申請書 兼請求書 ・平成27年3月9日申請(平成26年 度4月～10月分) ・平成27年9月9日申請(平成26年 度11月～3月分) 他	3/18	一部 開示	氏名、住所、印影、口座情 報	第7条 第2号 第3号
331	浦302	3/5	都市局 南部都 市・公 園管理 事務所	管理課	平成30年に実施した与野中央公園 等の指定管理者募集で選定された (公財)さいたま市公園緑地協会が 提出した事業計画書及び収支予算 書、直近3年の事業報告書及び収 支報告書	・指定管理者事業計画書/Fグ ループ ・平成28、29、30年度管理業務報告 書及び自主事業報告書について/ Fグループ	4/17	一部 開示	個人の「氏名」、「写真の顔 の部分」、法人の専門知識 に関する部分及び事業収 支計画	第7条 第2号 第3号
332	浦303	3/5	都市局 北部都 市・公 園管理 事務所	管理課	平成30年に実施した三橋総合公園 等の指定管理者募集で選定された (公財)さいたま市公園緑地協会が 提出した事業計画書及び収支予算 書、直近3年の事業報告書及び収 支報告書	・指定管理者事業計画書 ・平成28、29、30年度管理業務報告 書及び自主事業報告書について	4/17	一部 開示	個人の「氏名」、「写真の顔 の部分」、法人の専門知識 に関する部分及び事業収 支計画	第7条 第2号 第3号
333	浦304	3/5	スポー ツ文化 局 スポー ツ部	スポー ツ振興 課	平成29年に実施した与野体育館の 指定管理者募集で選定された法人 が提出した事業計画書及び収支予 算書、直近3年の事業報告書及び 収支報告書	さいたま市与野体育館指定管理者 指定申請書(特定団体提出分) 他	4/6	一部 開示	氏名・個人を特定できる写 真の部分 申請団体のノウハウや独 自の提案が含まれる部分	第7条 第2号 第3号
334	浦306	3/10	教育委 員会事 務局 生涯学 習総合 セン ター		教育長定例記者会見の九条俳句に 関わる記者会見の内容 ①2015.7.27 ②2017.11.20 ③ 2018.5.28 ④2018.12.25	・記者発表資料 九条俳句不掲載 損害賠償等請求事件について ・教育長臨時記者会見コメント 平 成30年12月25日	3/24	一部 開示	教育長定例記者会見の九 条俳句に関する記者会見 の内容 ①2015.7.27 ② 2017.11.20 ③2018.5.28	文書 不存 在
335	浦307	3/11	都市局 都市計 画部	都市公 園課	2019年与野中央公園予定地に敷な らした再生砕石の除去した廃棄物 を処分場へ運んだマニフェスト	電子マニフェストシステム(JWN ET)受渡確認票	3/25	開示		
336	浦309	3/11	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	新型コロナウイルス感染防止措置と して幼児保育施設へのマスク配布 に係る決定及び特定施設を対象外 とした決定について意思決定過程 がわかる文書(会議録、決裁文書な ど)のすべて	・子幼第2835号新型コロナウイル ス感染症対策に係る備蓄マスクの 配布について ※各区長あて依頼 ・子幼第2840号新型コロナウイル ス感染症対策に係る備蓄マスクの 配布について ※認可外保育施設 あて通知 他	3/24	一部 開示	特定施設を対象外とした決 定についての意思決定過 程がわかる文書	文書 不存 在
337	浦310	3/11	総務局 危機管 理部	危機管 理課	新型コロナウイルス感染防止措置と して幼児保育施設へのマスク配布 に係る決定及び特定施設を対象外 とした決定について意思決定過程 がわかる文書(会議録、決裁文書な ど)のすべて	第6回さいたま市新型コロナウイル ス危機対策本部員会議資料(次第) (資料2さいたま市備蓄用サージカ ルマスク配布予定) 第6回さいたま市新型コロナウイル ス危機対策本部員会議議事録	3/23	開示		
338	浦308	3/12	建設局 南部建 設事務 所	河川整 備課	南建河川整備課が保有する令和元 年台風19号に対する対応(活動、行 動)に関するもの(10月12日、13日 に限る)	・R1.10.12～10.14 台風19号ポン プ停止状況 ・車両運行日誌(令和元年10月)	3/19	開示		
339	大121	3/12	保健福 祉局 保健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和2年2月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	2月/決算届(令和元年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	3/19	開示		
340	浦311	3/13	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	・特定施設に関するマスク配布除 外に関する経緯と決定に至る一連の 流れ ・いつ、誰が、どのような発言をして 誰が決定したのか	・子幼第2835号新型コロナウイル ス感染症対策に係る備蓄マスクの 配布について ※各区長あて依頼 他	3/26	一部 開示	特定施設を対象外とした決 定についての意思決定過 程がわかる文書	文書 不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示情報 区分
341	浦312	3/13	教育委員会事務局 中央図書館	管理課	さいたま市以外に在住する利用者に対する未所蔵図書の購入リクエスト及び取り寄せサービスを終了するに至った関係部課、図書館協議会、市議会等の起案決裁書、議事録、広報資料の全て及び新大宮図書館の指定管理に関するもの全て	①平成28年度 教生中図管216号 さいたま市立大宮図書館の指定管理者候補者の選定について 他	3/24	一部開示	「平成28年度 教生中図管216号 さいたま市立大宮図書館の指定管理者候補者の選定について」及び「さいたま市立大宮図書館管理に関する基本協定書」のうち、法人の代表者印の印影	第7条第3号
342	浦313	3/13	教育委員会事務局 中央図書館	資料サービス課	さいたま市以外に在住する利用者に対する未所蔵図書の購入リクエスト及び取り寄せサービスを終了するに至った関係部課、図書館協議会、市議会等の起案決裁書、議事録、広報資料の全て及び新大宮図書館の指定管理に関するもの全て	① 令和元年度 教生中図資1018号「さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領の改定について」 ② 令和元年度 教生中図資1098号「令和元年度第5回資料案内専門部会の報告」他	3/26	一部開示	「令和元年度 教生中図資001098号「令和元年度第5回資料案内専門部会の報告」のうち、指定管理事業者担当者の氏名	第7条第2号
343	浦315	3/13	総務局危機管理部	危機管理課	・特定施設に関するマスク配布除外に関する経緯と決定に至る一連の流れ ・いつ、誰が、どのような発言をして誰が決定したのか	第6回さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議資料(次第)(資料2さいたま市備蓄用サージカルマスク配布予定) 第6回さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議議事録	3/26	開示		
344	浦314	3/17	建設局南部建設事務所	建築審査課	建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届ただし、以下の全ての条件に該当するもの 建築主の種別が会社、敷地の位置がさいたま市、工事予定の始期が平成30年5月1日～平成30年5月31日、利用関係が賃家	建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届(14件)	3/27	一部開示	法人の印影、建築主の電話番号、第二面の建築工事費予定額、第三面の資金、第四面の建築物の評価額	第7条第3号
345	大122	3/18	子ども未来局子ども育成部	子育て支援政策課	さいたま市子ども未来局が、2017年度以降本開示請求受付の時点で作成・取得した一切の電磁的記録		4/22	不開示		補正非対応
346	大123	3/18	子ども未来局子ども育成部	子育て支援政策課	さいたま市子ども未来局が、2017年度以降本開示請求受付の時点で作成・取得した一切の電磁的記録		4/22	不開示		補正非対応
347	大124	3/18	総務局危機管理部	危機管理課	さいたま市が備蓄するマスクについて、備蓄数の日ごとの推移の分かる、一切の文書および電磁的記録。期間は2017年度初めから本開示請求受付の時まで。	第6回新型コロナウイルス危機対策本部会議(資料2さいたま市備蓄用サージカルマスク配布予定) 他	3/31	一部開示	「マスク備蓄数、配布数一覧表」の企業名	第7条第3号
348	大125	3/18	保健福祉局保健部	地域医療課	さいたま市が備蓄するマスクについて、その日時、購入数、価格、購入先、ならびに備蓄数の日ごとの推移の分かる、一切の文書および電磁的記録。期間は2017年度初めから本開示請求受付の時まで。	サージカルマスク購入一覧 他	3/31	一部開示	法人の口座情報、代表者印、感染防護用品の保管場所	第7条第3号第7号
349	大126	3/18	子ども未来局幼児未来部	幼児政策課	新型コロナウイルス対策として、幼稚園・保育所等に備蓄のマスクを配布した際、当初、特定施設を配布対象から外したことについて当該決定に対して、さいたま市が受けた抗議声明等のすべての記録 他	わたしの提案 窓口等で受け付けた抗議文、要請文等 メールや郵送、コールセンター経由等で受け付けた抗議文等	4/30	一部開示	個人名、住所、電話・FAX番号、メールアドレス 他	第7条第2号第3号第7号
350	大127	3/18	総務局危機管理部	危機管理課	新型コロナウイルス対策として、幼稚園・保育所等に備蓄のマスクを配布した際、当初、特定施設を配布対象から外したことについて当該決定に対して、さいたま市が受けた抗議声明等のすべての記録 他	わたしの提案(令和2年3月11日～3月18日の間の受付分) メールや郵送、コールセンター経由等で受け付けた抗議文等(令和2年3月11日～3月18日の間の受付分)	4/30	一部開示	個人名、住所、電話・FAX番号、メールアドレス、ツイッターアドレス、団体名、団体の代表者、構成員の氏名、抗議の対して、さいたま市において行われた検討、決定のすべてが分かる文書および電磁的記録 他	第7条第2号第3号第7号 文書不存在
351	大128	3/18	子ども未来局幼児未来部	幼児政策課	新型コロナウイルス対策として、幼稚園・保育所等に備蓄のマスクを配布した際、当初、特定施設を配布対象から外したことについて、外す決定をなしたおよび決定に関わった、公務員の氏名が分かる起案原義、決裁書ならびに議事録 他	子幼幼第2835号新型コロナウイルス感染症対策に係る備蓄マスクの配布について(令和2年3月6日決裁) 他	3/26	一部開示	特定施設を配布対象から外す決定をなした、公務員の氏名が分かる、起案原義、決裁書、ならびに議事録、検討メモ等の、意思決定プロセスの分かる、一切の文書および電磁的記録	文書不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
352	大129	3/18	総務局 危機管理部	危機管理課	新型コロナウイルス対策として、幼稚園・保育所等に備蓄のマスクを配布した際、当初、特定施設を配布対象から外したことについて、外す決定をなしたおよび決定に関わった、公務員の氏名が分かる起案原義、決裁書ならびに議事録 他	第6回さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議資料次第、資料2さいたま市備蓄用サージカルマスク配布予定 他	3/31	一部開示	「マスク備蓄数、配布数一覧」の企業名	第7条第3号
353	緑9	3/19	議会局 議事調査部	議事課	・保健福祉委員会 3月10日 新型コロナウイルス感染症患者の発生について ・文教委員会 3月10日 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について 他	令和2年3月10日のさいたま市議会保健福祉委員会記録(速報版) 他	3/27	開示		
354	岩27	3/23	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	・2019年度又は2018年度のさいたま市在住者の「生活保護受給者数・世帯数・非課税者数」の総数 ・生活保護受給者において、NHKの「受信料免除手続き者と未手続き者数」の総数	さいたま市の生活保護速報(平成30年4月～平成31年3月)	4/6	一部開示	生活保護受給者におけるNHK受信料免除手続き者と未手続き者数の総数	文書不存在
355	岩29	3/23	財政局 税務部	市民税課	2019年度又は2018年度のさいたま市在住者の非課税者数の総数	市民税の課税額の人数分布図	4/6	開示		
356	浦316	3/24	経済局 商工観光部	商業振興課	特定法人 ・決算書5年分 ・さいたま市からの補助金の金額全部の資料、負担金	・特定法人第38期定時株主総会について ・特定法人第39期定時株主総会について ・特定法人第40期定時株主総会について	4/6	開示		
357	岩28	3/25	保健福祉局 福祉部	生活福祉課	これまで生活保護者に支給した最高額どのような条件下での支給額となったのかの条件		4/6	不開示		文書不存在
358	浦317	3/26	総務局 危機管理部	危機管理課	特定施設へのマスク配布(新型コロナウイルス感染防止策として)を決めた意思決定に係る文書(会議録、決裁文書等)のすべて	第8回さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議資料(次第)(資料3記者発表資料「新型コロナウイルス感染症対策にかかる市内医療機関等への備蓄マスクの配布について」) 他	4/7	開示		
359	浦318	3/26	都市局 都市計画部	都市公園課	与野中央公園予定地の再生砕石土除去工事に係る費用	支出命令書、業務委託変更契約書、業務委託契約書	4/3	一部開示	支出命令書における口座情報及び業務委託変更契約書、業務委託契約書における社印、代表者印	第7条第3号
360	北21	3/27	教育委員会事務局 学校教育部	指導2課	58校すべてのさいたま市立中学校の「生活の決まり(定め)」	さいたま市立各中学校の令和元年度校則に係る資料(生活のきまり等)	4/3	開示		

※ 上記の他、工事設計書に関する請求処理件数367件/取下げ件数43件

※【参考】不開示情報区分について  
 ・第7条第1号 法令秘情報  
 ・第7条第2号 個人情報  
 ・第7条第3号 法人等情報  
 ・第7条第4号 審議・検討等情報  
 ・第7条第5号 事務事業執行情報  
 ・第7条第6号 国等協力情報  
 ・第7条第7号 公共安全情報  
 ・第10条 存否応答拒否

## 2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況

令和元年度の審査請求の件数は8件でした。実施機関別の内訳は、市長7件、教育委員会1件でした。また、取下げは0件でした。審査請求の内容については、表1-4のとおりです。

表1-4 行政情報開示決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	5/27	教育委員会	5/8	浦19	教職員人事課が保有する平成31年4月26日記者発表した教職員の懲戒処分に関する行政情報	541	8/7	-	-	-	-
2	6/17	市長	3/18	浦310	番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切	542	9/9	-	-	-	-
3	9/6	市長	8/20	見21	7月18日に京都アニメーションが放火され、同社員35人が殺害された事件の容疑者が受給していた生活保護や、精神保健などの福祉制度の利用状況に関して、さいたま市が作成・編纂した記録(添付資料を含む)	543	11/6	188	7/3	棄却	7/15
4	10/23	市長	9/26	南3	「都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う今後の工事内容(工程・工期の詳細)を計画で決まっている全てを開示請求します。(南区太田窪2丁目特定街区付近)南区太田窪二丁目(さいたま市所有の土地)の今後の利用方法も合わせて開示請求します。別紙地図参照。」の一部開示決定に対する審査請求	544	1/30	189	7/29	棄却	8/5
5	10/30	市長	10/3	浦198	「さいたま市史自然編」の販売が遅れた半年間に調査・研究したもの及び同誌の刊行に係る業務委託の契約書と完了報告書、支出命令書等	-	-	-	-	却下	12/6
6	11/14	市長	3/18	浦310	番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切	546	2/20	-	-	-	-
7	11/27	市長	10/30	浦218	「行ってみよう!さいたまの商店街!」に係る契約書、入札記録、契約履行確認検査評定伺及び6つの商店街を選考したもの	547	3/27	-	-	-	-
8	12/6	市長	11/13	浦231	幼児政策課が保有する業務委託規約書及び委託先職員への教育等に関するもの(現在会議室等で業務を実施しているものに限る)	-	-	-	-	却下	1/14

### Ⅲ 情報公開コーナー

#### 1 情報公開コーナーの概要

##### (1) 情報公開コーナーについて

各区役所の情報公開コーナーでは、市が保有する情報の行政情報開示請求、個人情報開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。配架中の資料は、自由に閲覧できるほか、一部資料は貸出・有償頒布を行っております。

また、配架資料の写しが必要な場合は、備付のコイン式複写機にてコピーもできます。

##### (2) 情報公開コーナーの利用状況

令和元年度の情報公開コーナーの利用状況は、表 1-5 のとおりです。

表 1-5

	利 用 状 況
利用者数	105,577人
情報公開コーナー稼働日数	240日
一日あたりの利用者数	約440人

##### (3) 行政資料の利用状況

令和元年度の行政資料の配架数は、統計書、市議会資料、さいたま市の財政など、551冊です。

行政資料利用状況は、表 1-6 のとおりです。

表 1-6

	利 用 状 況
貸出冊数	303冊
有償刊行物頒布冊数	1,215冊

##### (4) 複写機の利用状況

令和元年度の複写機の利用枚数は、122,030枚です。

## 2 情報提供の実施状況

### (1) 情報の提供に関する報告件数

平成22年4月1日に施行した「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」では、提供する情報を提供義務情報と提供推進情報に類型化し、情報の提供の方法・時期・期間を定め、より積極的な情報提供に取り組んでいます。令和元年度に提供した件数は1,181件でした。

### (2) 提供義務情報の状況

令和元年度の提供義務情報の提供件数は表1-7のとおりです。

(提供義務情報)											
第2条 所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。											
(1) 総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画											
(2) 都市経営戦略会議の会議資料及び会議録											
(3) 主要事業の予算編成過程											
(4) 市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答											
(5) 身近な道路整備の要望への対応状況											
(6) パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容											
(7) 広聴事業に関する対応状況											
(8) 市長の交際費の執行状況											
(9) さいたま市外郭団体指導要綱（平成17年3月22日決裁。）の対象となる外郭団体の経営状況											
(10) さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録											

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-7

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	合計
件数(件)	9	15	4	0	0	29	9	6	0	460(※)	532

※詳細は155ページ以降「会議公開制度の運用状況」を参照してください。

### (3) 提供推進情報の状況

令和元年度の提供推進情報の提供件数は、表 1-8 のとおりです。

(提供推進情報)						
第 3 条 所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第 7 条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的な提供するものとする。						
(1) 条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの						
(2) 主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報						
(3) 環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報						
(4) 前条各号に類すると所管課長が認める情報						
(5) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表 1-8

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	合計
件数(件)	29	9	8	124	479	649

### (4) 提供の方法

令和元年度の提供の方法の状況は、表 1-9 のとおりです。

(提供の方法)						
第 4 条 所管課長は、前 2 条に規定する情報（以下「この要綱に定める情報」という。）を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一又は二以上の方法を選択して行うものとする。						
(1) 市ホームページへの掲載						
(2) 市が発行する広報紙等への掲載						
(3) 報道機関への提供						
(4) さいたま市情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）への資料の配架						
(5) 担当課窓口における提供						
(6) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表 1-9

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
件数(件)	1, 123	8	79	1, 181	135	92



◆ 個人情報保護制度 ◆



## I 個人情報保護制度のあらまし

### 1 個人情報保護制度の意義と必要性

個人情報は、情報技術の発展とともに社会的な利用価値が高まる一方で、不適切な取り扱いに起因する個人情報の漏えい等を防ぐため、適正な管理を行うことが求められています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしています。

そうした中、一方で市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望があります。

こうしたことから、本市では市が保有する個人に関する情報について適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う個人情報保護制度を運用しています。

### 2 個人情報保護制度の概要

#### (1) 条例について

本市の個人情報保護制度は、「さいたま市個人情報保護条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行日）に施行しており、その後、11回の改正が行われ、現行条例は、平成30年4月1日から施行しています。

#### (2) 制度の目的

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

#### (3) 実施機関

個人情報の開示等を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

#### (4) 個人情報の定義

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるも

のを含む。)や個人識別符号などをいいます。

(5) 個人情報の適正な取扱いの確保

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を収集するときには、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。
- (イ) 要配慮個人情報は、原則として収集してはなりません。要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する個人情報をいいます。
- (ウ) 個人情報を収集するときには、原則として本人から直接収集しなければなりません。

イ 個人情報取扱事務の届出

- (ア) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。
- (イ) 市長は、届出があったときは、届出事項を審議会に報告しなければなりません。
- (ウ) 市長は、届出事項を公示しなければなりません。
- (エ) 市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ 利用及び提供の制限

- (ア) 実施機関は、原則として個人情報を目的外利用したり、外部提供してはなりません。
- (イ) 実施機関は、目的外利用又は外部提供したときは、一定の事項を市長に報告しなければなりません。
- (ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報の外部提供先に対してその使用について必要な制限を付し、又は適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければなりません。

エ 電子計算機の結合の制限

実施機関は、個人情報の電子計算機処理において、原則として市以外の者との間で、通信回線による電子計算機の結合を行ってはなりません。

オ 適正な維持管理

実施機関は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の正確性の確保、漏えい、損傷等の防止、速やかな消去などについて必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

(6) 自己情報の開示請求権等の保障

ア 開示請求

- (ア) 個人情報の開示を請求できる者  
何人も、実施機関に対し、行政情報に記録された自己の個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 開示請求の受付

開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ウ) 個人情報の開示義務

実施機関は、その個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

[不開示情報]

- a 法令秘情報
- b 第三者情報
- c 個人評価情報
- d 審議、検討等に関する情報
- e 事務事業執行情報
- f 国等協力関係情報
- g 公共安全情報

[不開示情報の例外的取扱い]

a 公益上の理由による裁量的公開

個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

b 個人情報の存否に関する情報

開示に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができます。

c 部分開示

個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

イ 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(7) 決定

- a 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）
- b 不開示決定

(イ) 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、例外として延長することができます。

(ウ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書

を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(エ) 開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、個人情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ 訂正請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

エ 削除請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて収集されたと認めるときは、その削除を請求することができます。

オ 利用及び提供の停止請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、その利用及び提供の停止を請求することができます。

カ 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

キ 苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

(7) 事業者が保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務

イ 事業者の自主的対応の促進

ウ 苦情の対応

エ 国又は他の地方公共団体との協力

(8) 費用負担

個人情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止に係る手数料は無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(9) 出資法人等への要請

市長は、規則で定める出資法人等に対し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとします。また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

(10) 罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

## Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報開示等の実施状況概要

令和元年度の処理件数は、表2-2のとおり開示請求が369件で、処理区分の内訳は、開示が253件、一部開示が83件、不開示が33件でした。開示請求の内容は、介護保険認定調査票等が243件と特に多くなっています。

なお、開示請求の実施状況の詳細は表2-3のとおりです。

表2-1 個人情報開示請求等件数

	件数
開示請求	375
訂正請求	0
削除請求	0
利用の停止請求	0
提供の停止請求	0
合計	375

表2-2 個人情報開示請求等内容及び処理状況

	開示請求		訂正請求		削除請求		利用・提供の停止請求	
請求件数	375		0		0		0	
処理件数	369		0		0		0	
処理状況	開示	253	訂正	0	削除	0	停止	0
	一部開示	83	一部訂正	0	一部削除	0	一部停止	0
	不開示	33	不訂正	0	不削除	0	不停止	0

表 2-3 個人情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
1	岩1	4/2	岩槻区 役所 区民生 活部	区民課	住民票の請求書(委任状を使用し たものに限る)		4/8	不開 示		文書不 存在
2	桜1	4/8	保健福 祉局 長寿応 援部	介護保 険課	介護保険事業者等事故報告書	介護保険事業者等事故報告書	4/15	一部 開示	記載者職、氏名、法人の代 表者印	第14条 第2号
3	桜2	4/9	緑区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書、戸籍個人事 項証明書、住民票の請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	4/16	開示		
4	桜3	4/9	保健福 祉局 長寿応 援部	介護保 険課	介護保険事業者等事故報告書		4/15	不開 示		文書不 存在
5	浦3	4/9	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	住民票等の証明書関連の書類の 発行履歴申請用紙		4/15	不開 示		文書不 存在
6	浦4	4/12	保健福 祉局 長寿応 援部	介護保 険課	介護保険事業者等事故報告書	介護保険事業者等事故報告書	4/15	一部 開示	記載者職、氏名、法人の代 表者印、他利用者の特定 に繋がる部分	第14条 第2号
7	大4	4/16	大宮区 役所 区民生 活部	収納課	市税を来庁納付したことがわかる 書類	市税を来庁納付したことに係る交渉 経過記事	4/17	開示		
8	大5	4/16	大宮区 役所 区民生 活部	大宮駅 支所	印鑑登録の印影がわかるもの	印鑑登録原票(正本)	4/18	開示		
9	南1	4/16	南区役 所 区民生 活部	区民課	住民票及び戸籍の附票の交付請 求書		4/24	不開 示		文書不 存在
10	西4	5/9	西区役 所 区民生 活部	区民課	住民票の請求書(委任状も)	住民票・印鑑・戸籍・身分証明等交 付請求書、住民票請求書	5/24	一部 開示	受付職員欄、住民票請求 書	第14条 第2号 第5号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
11	南3	5/14	南区役所 区民生 活部	区民課	住民票及び戸籍の請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	5/24	一部 開示	職員記入欄の受付・領収 欄	第14条 第2号
12	浦5	5/15	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	住民票取得に係る請求書		5/24	不開 示		文書不 存在
13	西6	5/15	西区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍附票全部証明、戸籍全部事項 証明書(委任状含む)	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 申請書	5/27	一部 開示	業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由、上記に 該当する具体的事由	第14条 第2号
14	大13	5/21	大宮区 役所 区民生 活部	区民課	住民票交付請求書のうち、代理人 による交付請求書		5/30	不開 示		文書不 存在
15	西8	5/22	保健福 祉局 長寿応 援部	介護保 険課	事故報告書(本報告)、勤務実績表	介護保険事業者等事故報告書、勤 務実績表、サービス提供の記録一 式	5/28	一部 開示	法人印影、記入者(報告 者)職・氏名、従業者の氏 名、職、医療機関名称、事 故発生後の対応における 対応者の職名、他の利用 者氏名	第14条 第2号
16	北10	5/27	北区役 所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	6/6	一部 開示	利用目的の種別(業務の 種類、依頼者の氏名又は 名称、依頼者について該 当する事由、上記に該当 する具体的事由)、請求者 の印影	第14条 第2号
17	浦6	5/27	保健福 祉局 長寿応 援部	介護保 険課	事故報告書	介護保険事業者等事故報告書	5/29	一部 開示	法人印影、記入者(報告 者)氏名、担当介護支援専 門員の氏名、医療機関名 称、他事業所の名称	第14条 第2号
18	緑1	5/30	緑区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び戸籍の 附票の写しの職務上請求書	戸籍謄本等職務上請求書及び住 民票の写し等職務上請求書	6/11	一部 開示	業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する理由及び具 体的理由、請求者の職印 及び捨て印、利用目的、利 用目的の内容、業務の種 類	第14条 第2号
19	西9	5/31	西区役 所 区民生 活部	区民課	特定通知書番号の交付請求者の 第三者の開示 改製原戸籍謄本(委任状含む)	戸籍謄抄本等請求書	6/7	一部 開示	「筆頭者」欄に書かれて いる筆頭者の氏名以外の氏 名及び生年月日、「請求 者」欄の住所・氏名・捺印・ 連絡先、「請求者と必要な 方戸籍との関係」欄、「使 いみち」欄 他	第14条 第2号
20	浦7	6/3	浦和区 役所 区民生 活部	地域商 工室	浦和区地第367号 令和元年5月31日 付	浦和区地第367号 行政情報開示請 求補正依頼書について(令和元年5 月31日決裁)	6/7	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
21	大15	6/4	大宮区 役所 区民生 活部	区民課	住民票の戸籍の附票及び戸籍の 交付依頼書	住民票の写し等交付請求書	6/18	一部 開示	開示請求者以外の個人の 住所、氏名、ふりがな、生 年月日、住民票の写し等 交付請求書内の社印、委 任状及び事務委託契約書 内の職印	第14条 第2号
22	南5	6/5	南区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書、附票全部証 明書を交付する元となった申請書		6/7	不開 示		文書不 存在
23	浦8	6/11	都市局 北部都 市・公 園管理 事務所	開発指 導課	都北開第731号令和元年5月29日 行政情報開示請求補正依頼書	都北開第731号 令和元年5月29日 行政情報開示請求補正依頼書の 決裁文書一式	6/20	開示		
24	桜4	6/11	桜区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書、戸籍全部証 明書の申請書	戸籍謄本・住民票の写し等請求書	6/13	一部 開示	請求の代理請求、利用目 的の内容、利用を必要とす る事由、請求者の印影	第14条 第2号
25	南6	6/12	南区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び附票全 部証明書の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	6/17	一部 開示	筆頭者の氏名、業務の種 類、依頼者の氏名又は名 称、依頼者について該当す る事由、上記に該当する具 体的自由、請求者の職印	第14条 第2号
26	南7	6/13	南区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び附票全 部証明書の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	6/19	一部 開示	筆頭者の氏名、請求に係 る者の氏名、生年月日、業 務の種類、依頼者の氏名 又は名称、依頼者につい て該当する事由、上記に該 当する具体的自由、請求 者の職印	第14条 第2号
27	北16	6/14	保健福 祉局 保健部	こころ の健康 セン ター	さいたま市こころの健康センターの 保有する個人情報	相談記録、退院請求についての記 録、精神医療審査会の記録	6/28	一部 開示	相談員による本人の評価 等、開示請求者以外に関 する情報、相談員の対応 について、さいたま市精神 医療審査会委員の氏名 他	第14条 第2号 第3号 第5号
28	見7	6/14	見沼区 役所 健康福 祉部	高齢介 護課	施設に入所していた時の給付がわ かるもの	当該施設利用に係る給付実績	6/26	開示		
29	浦9	6/18	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	住民票の請求書及び添付書類	戸籍謄本・住民票の写し等職務請 求書	6/27	一部 開示	請求者の職印	第14条 第2号
30	浦10	6/19	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び改製原 戸籍謄本の請求書	戸籍謄本等職務上請求書	6/27	一部 開示	請求に係る者の氏名、業 務の種類、依頼者の氏名 又は名称、依頼者につい て該当する事由、請求者 の職印	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
31	北18	6/20	北区役所 区民生活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び改製原戸籍謄本	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	7/1	一部開示	利用目的の種別(業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由)、請求者の印影、区民課委託職員の印影	第14条第2号
32	南10	6/25	財政局 税務部	市民税課	平成31年度市民税・県民税税額算定に際し用いた「扶養控除チェックリストシステム更新」のうち、請求者にかかる部分	「平成31年度 扶養控除チェックリストシステム更新(普徴未設定分)」のうち、請求者にかかる部分	7/9	開示		
33	南12	7/5	南区役所 区民生活部	区民課	戸籍等交付請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書	7/10	一部開示	窓口に来られた方欄の住所、氏名、電話番号、使いみち、会社の使用者のとき欄の代理人の職印、戸籍欄の筆頭者・必要な方の氏名、職員記入欄の受付、作成、本人確認書類 他	第14条第2号
34	北23	7/8	教育委員会事務局 中央図書館	北図書館	埼玉県警察に事情聴取を依頼した情報		7/12	不開示		文書不存在
35	北24	7/8	教育委員会事務局 中央図書館	大宮西部図書館	埼玉県警察に事情聴取を依頼した情報		7/16	不開示		文書不存在
36	北25	7/8	教育委員会事務局 中央図書館	管理課	埼玉県警察に事情聴取を依頼した情報		7/11	不開示		文書不存在
37	北26	7/8	北区役所 区民生活部	総務課	埼玉県警察に事情聴取を依頼した情報		7/12	不開示		文書不存在
38	北27	7/8	スポーツ文化局 文化部	文化振興課	埼玉県警察に事情聴取を依頼した情報		7/12	不開示		文書不存在
39	見9	7/9	見沼区役所 区民生活部	区民課	住民票、戸籍謄本、戸籍の附票の交付請求書		7/16	不開示		文書不存在
40	西10	7/10	北区役所 区民生活部	区民課	戸籍全部事項証明書の交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	7/22	一部開示	利用目的の種別(業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由)、請求者の印影、区民課委託職員の印影	第14条第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示 情報区分
41	浦11	7/11	浦和区役所 区民生活部	区民課	戸籍の全部事項証明書の申請書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	7/24	一部 開示	開示請求者以外の住所、 氏名(住民票欄及び筆頭 者を除く)及び電話番号、 証明書の使いみち、請求 者の身分確認欄	第14条 第2号
42	見10	7/16	見沼区役所 区民生活部	区民課	戸籍・住民票等の請求書	戸籍謄抄本等請求書	7/29	一部 開示	住所、氏名、連絡先、印 影、使いみち欄のうち被相 続人と相続人について、請 求者の本人確認書類写し2 点、代理人の住所、氏名 (事務所を含む)被相続人 の氏名、受遺者の氏名、続 柄、生年月日 他	第14条 第2号
43	北29	7/17	北区役所 区民生活部	区民課	戸籍附票交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	7/25	一部 開示	利用目的の種別(業務の 種類、依頼者の氏名又は 名称、依頼者について該 当する事由、上記に該当 する具体的事由)、請求者 の印影、区民課委託職員 の印影	第14条 第2号
44	見11	7/24	見沼区役所 区民生活部	区民課	住民票と戸籍謄抄本の請求書	戸籍証明書等の交付について 住民票の写し等職務上請求書 戸籍謄本等職務上請求書	8/2	一部 開示	利用目的欄のチェック欄、 利用目的の内容、業務の 種類、請求者の印影、事件 の種類、代理手続の種類 及び戸籍の記載事項の利 用目的、請求者の印影	第14条 第2号
45	浦13	7/26	浦和区役所 区民生活部	区民課	戸籍の証明書を発行した申請書及 び添付書類	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	8/7	一部 開示	窓口に来られた方、住民 票、印鑑証明及び戸籍欄 (開示請求者自己に関する 個人情報及び通数を除 く)、請求者の身分確認欄	第14条 第2号
46	南13	7/29	南区役所 区民生活部	区民課	改製原戸籍謄本の交付申請書		8/5	不開 示		文書不 存在
47	中4	7/30	教育委員 会事務局 学校教育 部	指導2 課	平成29・30年度いじめに係る状況 報告	平成30年度いじめに係る状況報告	8/6	一部 開示	平成29年度いじめに係る 状況報告	文書不 存在
48	浦14	8/6	浦和区役所 健康福祉 部	保健セ ンター	田中ピネー知能検査V記録用紙 記入があるページ	田中ピネー知能検査V記録用紙 記入があるページ	8/15	一部 開示	テスター一名	第14条 第2号
49	浦15	8/6	教育委員 会事務局 学校教育 部	教職員 人事課	平成32年度の教員採用試験第1次 試験 面接試験採点表	平成32年度採用さいたま市立学校 教員採用選考試験第1次試験 面 接試験採点票について	8/9	一部 開示	採点記入者氏名	第14条 第5号
50	浦16	8/14	浦和区役所 健康福祉 部	高齢介 護課	介護保険料徴収に関わる訪問記録	介護保険料徴収員の訪問記録表	8/20	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
51	浦17	8/16	見沼区 役所 区民生 活部	区民課	住民票の請求書		8/27	不開 示		文書不 存在
52	南19	8/22	南区役 所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本の交付の元となっ た申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	8/28	一部 開示	筆頭者の氏名、請求に係 る者の氏名、生年月日、業 務の種類、依頼者の氏名 又は名称、依頼者につい て該当する事由、上記に該 当する具体的自由、請求 者の職印	第14条 第2号
53	南20	8/26	南区役 所 区民生 活部	区民課	住民票及び戸籍の交付請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	9/3	一部 開示	窓口に来られた方欄の氏 名・電話番号・使いみち、 対象者の生年月日、職員 記入欄の受付・領収欄、及 び本人確認書類	第14条 第2号
54	南21	8/27	南区役 所 区民生 活部	区民課	住民票・戸籍・印鑑証明書の請求 書		9/3	不開 示		文書不 存在
55	浦19	9/4	南区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書・附票一部証 明書の交付申請	戸籍謄本・評価証明書等請求書	9/5	一部 開示	筆頭者の氏名、請求に係 る者の氏名、生年月日、業 務の種類、依頼者の氏名 又は名称、依頼者につい て該当する事由、上記に該 当する具体的事由、請求 者の職印	第14条 第2号
56	浦20	9/5	見沼区 役所 区民生 活部	区民課	戸籍の全部事項証明書の申請書		9/17	不開 示		文書不 存在
57	南23	9/17	南区役 所 区民生 活部	区民課	印鑑登録廃止届書		9/24	不開 示		文書不 存在
58	岩12	9/20	岩槻区 役所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本及び除籍謄本の 請求書(代理人の請求によるもの に限る) 戸籍個人事項証明書及び附票一 部証明書の請求書(第三者(法人) の請求によるものに限る)	戸籍・住民票等取得請求書 戸籍謄本及び戸籍の附票の交付 申請について	10/3	一部 開示	開示請求者以外の個人情 報及び法人、個人の印影	第14条 第2号
59	南25	9/24	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	児童票	児童票	9/26	開示		
60	岩13	9/30	財政局 債権整 理推進 部	債権回 収課	交渉経過記録	交渉経過記事	10/4	一部 開示	民間委託の専門オペレー ターの氏名	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
61	岩14	10/1	岩槻区 役所健康福 祉部	高齢介 護課	交渉記録	特定人に係る記録	10/15	不開 示		本人の 個人情 報でない
62	北44	10/1	北区役 所区民生 活部	区民課	印鑑証明書発行件数	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	10/11	一部 開示	本人確認書類欄、区民課 委託職員の印影	第14条 第2号
63	岩15	10/3	岩槻区 役所区民生 活部	区民課	印鑑登録廃止届書、印鑑登録申請 書	印鑑登録票	10/11	一部 開示	印鑑登録廃止届書、印鑑 登録申請書	文書不 存在
64	岩18	10/9	教育委 員会事務 局学校教 育部	指導2 課	いじめ状況報告書	いじめに係る状況報告	10/21	開示		
65	南28	10/10	南区役 所区民生 活部	区民課	住民票、印鑑、戸籍身分証明書の 交付請求書		10/23	不開 示		文書不 存在
66	中8	10/16	中央区 役所区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本の請求書、添付資 料	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	10/24	一部 開示	本籍、筆頭者の氏名、請求 に係る者の氏名、業務の 種類、依頼者の氏名、依頼 者について該当する事由、 上記に該当する具体的事 由、職印、使者の氏名と印 影、委託社員の印影 他	第14条 第2号
67	浦27	10/18	都市局 都心整 備部	水川参 道対策 室	特定地の用地実測図	特定地の用地実測図	10/23	開示		
68	北50	10/18	北区役 所区民生 活部	区民課	戸籍、附票、改製原戸籍の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	10/24	一部 開示	利用目的の種別(業務の 種類、依頼者の氏名又は 名称、該当する事由)、請 求者の印影、区民課委託 職員の印影、第三者の本 籍、第三者の戸籍の筆頭 者	第14条 第2号
69	見17	10/21	見沼区 役所健康福 祉部	支援課	家庭訪問時の調査記録、電話連絡 した際の調査記録	家庭訪問時の調査記録、電話した 際の調査記録	10/30	開示		
70	南30	10/25	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	児童相 談所	児童相談所における本人の記録 (面接記録、所内会議記録等)	取扱経過記録	11/8	一部 開示	第三者に関する特定の個人 を識別できる情報、言動 及び行動、児童相談所の 所見や評価	第14条 第2号 第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
71	浦28	10/25	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	住民票の写しの申請書	住民票の写し等請求書	11/6	一部 開示	請求者の職印、請求担当 者の氏名、請求に係るもの の氏名及び生年月日、代 理人の住所、氏名及び役 職、委任状記載の委任内 容の一部、委任者の氏名、 生年月日及び印影	第14条 第2号
72	南31	10/28	南区役 所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本に対する請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書	11/5	一部 開示	窓口に来られた方欄の住 所、氏名、電話番号、使い みち、戸籍欄の筆頭者、筆 頭者の生年月日、必要な 方の名前、職員記入欄の 本人確認書類	第14条 第2号
73	中9	10/31	建設局 南部建 設事務 所	建築指 導課	軽微な変更説明書(日付・文書番号 特定)	建築基準法第12条第5項の規定に 基づく報告について(回答)、軽微な 変更説明書	11/11	一部 開示	担当者氏名	第14条 第2号
74	大24	11/1	大宮区 役所 区民生 活部	区民課	戸籍の交付請求書(本人からの請 求を除く)		11/15	不開 示		文書不 存在
75	大25	11/1	大宮区 役所 区民生 活部	区民課	住民票、戸籍(除籍、原戸籍含 む)、戸籍の附票の交付請求書(本 人の請求は除く)	生活保護法による要(被)保護者等 の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸 籍謄本及び住民基本台帳法による 附票の写しの送付依頼書、戸籍等 請求書	11/15	一部 開示	要(被)保護者の氏名、生 年月日、職員記入欄の受 付、作成、領収、本人確認 手段、同意書の住所、前住 所、氏名、同意者の印、戸 籍等請求書	第14条 第5号
76	大26	11/1	大宮区 役所 区民生 活部	区民課	住民票、戸籍(除籍、原戸籍含 む)、戸籍の附票の交付請求書(本 人の請求は除く)	生活保護法による要(被)保護者等 の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸 籍謄本及び住民基本台帳法による 附票の写しの送付依頼書、戸籍等 請求書、住民票・印鑑・戸籍・身分 証明書等交付請求書	11/15	一部 開示	戸籍筆頭者の氏名、生年 月日、職員記入欄の受付、 作成、領収、本人確認手 段、窓口に来られた方の氏 名、電話番号、関係、戸籍 等請求書	第14条 第5号
77	北53	11/1	北区役 所 区民生 活部	区民課	住民票の発行履歴	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書、自動交付機による住 民票等の発行状況	11/13	一部 開示	区民課委託職員の印影	第14条 第2号
78	緑2	11/7	緑区役 所 区民生 活部	区民課	特定日に交付された戸籍全部事項 証明書、戸籍の附票の写し、改製 原戸籍謄本の職務上請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	11/19	一部 開示	業務の種類、依頼者の氏 名又は名称、依頼者につ いて該当する事由及び具 体的事由、請求者の職印	第14条 第2号
79	北54	11/11	北区役 所 区民生 活部	区民課	印鑑登録の履歴	印鑑登録申請書・印鑑登録廃止届 書・さいたま市民カード(印鑑登録 証)交付申請書・暗証番号登録届 書、住民票・印鑑・戸籍・身分証明 書等交付請求書	11/22	一部 開示	区民課委託職員の印影	第14条 第2号
80	南32	11/11	南区役 所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本が請求された時の 請求書類	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	11/18	一部 開示	請求者の職印、筆頭者の 氏名、請求に係る者の氏 名、業務の種類、依頼者の 氏名又は名称、上記に該 当する具体的事由、請求 者の職印	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
81	浦30	11/11	保健福 祉局 保健部	動物愛 護ふれ あいセ ンター	動物愛護ふれあいセンターの訪問 の理由(通報内容等)及び報告(復 命書等含む)等のすべて	指導処理票	12/6	一部 開示	依頼者の住所、氏名、性 別、電話番号、依頼の内容 中、本市の方針に係る記 述	第14条 第2号 第4号
82	浦31	11/14	総務局 人事部	人事課	請求者が人事課に申し立てた苦情 (スマホ、名札、名前等)に関する行 政情報 H30年度～現在まで(私の提案をの ぞく)	問合せ報告書、H30苦情受付簿、 H31苦情受付簿	11/27	一部 開示	職員番号	第14条 第2号
83	大27	11/18	財政局 債権整 理推進 部	債権回 収課	請求者と債権回収課の記録の交渉 経過等	交渉経過記事	11/26	一部 開示	調査先金融機関名称及び 支店名称	第14条 第5号
84	岩20	11/18	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	児童相 談所	一時保護時の眼科の診断書	診断書	12/2	一部 開示	医療機関の所在地、名称、 院長氏名、電話番号及び 印影	第14条 第5号
85	浦33	11/25	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び改製原 戸籍謄本の申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	12/2	一部 開示	請求者の職印、請求担当 者の氏名、業務の種類、依 頼者の氏名または名称、 依頼者について該当する 事由、上記に該当する具 体的事由、開示請求者以 外の氏名および関係	第14条 第2号
86	南35	11/29	南区役 所 区民生 活部	区民課	本人の住民票交付請求書(本人請 求分を除く)		12/9	不開 示		文書不 存在
87	岩22	12/12	岩槻区 役所 区民生 活部	区民課	住民票交付請求書及び委任状(本 人の請求は除く)		12/19	不開 示		文書不 存在
88	北61	12/12	北区役 所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等請求書 【司法書士用】(戸籍法第10条第1 項、第10条の2第1項及び住基法第 12条第1項、第12条の3第1項、第20 条第1項、第3項による請求	12/18	一部 開示	利用目的の種別(自己の 権利を行使し、又は義務を 履行するために戸籍・住民 票等の記載事項を確認す る必要がある場合)、請求 者の印影	第14条 第2号
89	北62	12/12	北区役 所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	12/16	一部 開示	利用目的の種別(業務の 種類、依頼者の氏名又は 名称、依頼者について該 当する事由、上記に該当 する具体的事由)、請求者 の印影	第14条 第2号
90	浦34	12/13	浦和区 役所 区民生 活部	区民課	戸籍全部事項証明書、改製原戸籍 謄本及び戸籍の附票申請書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等 交付請求書、戸籍の請求書	12/27	一部 開示	窓口に来られた方の住所、 フリガナ、氏名、電話番号 及び使いみち、筆頭者そ のフリガナ欄及び筆頭者 の生年月日の訂正部分、 筆頭者から見た請求者の 関係、請求者の本人確認 欄他	第14条 第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
91	桜12	12/16	桜区役所 区民生活部	区民課	戸籍全部事項証明書の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等請求書	12/20	一部 開示	業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、職務上請求書の印影	第14条 第2号
92	大31	12/19	見沼区役所 区民生活部	区民課	住民票交付請求書		12/25	不開 示		文書不 存在
93	大32	12/20	大宮区役所 区民生活部	区民課	住民票の写し等交付通知書に関する交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	12/27	一部 開示	開示請求者以外の氏名、生年月日、請求者の職印、使用者の印、使用者の職員番号	第14条 第2号
94	大33	12/20	大宮区役所 区民生活部	区民課	住民票の写し等交付通知書に関する交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	12/27	一部 開示	開示請求者以外の氏名、請求者の職印、使用者の印、使用者の職員番号	第14条 第2号
95	浦37	12/23	財政局 債権整理推進部	債権回収課	国税徴収法による家宅捜索にかかる情報		1/15	不開 示		補正不 応答
96	岩25	12/24	岩槻区役所 健康福祉部	福祉課	ケース記録	ケース記録	1/7	一部 開示	開示請求者に関する評価、判定、所見及び協議内容等を記載した部分、客観的事実と認められない部分、関係機関等に関する情報、調査項目に関する情報	第14条 第3号 第5号
97	浦39	12/26	浦和区役所 区民生活部	区民課	戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1/6	一部 開示	業務の種類、依頼者の氏名、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、請求者の職印	第14条 第2号
98	南39	1/8	保健福祉局 長寿応援部	介護保険課	介護保険事業者等事故報告書		1/14	不開 示		文書不 存在
99	西13	1/9	西区役所 区民生活部	区民課	改製原戸籍の写し等交付通知書にかかわる交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1/16	一部 開示	「請求の種類」欄の請求証明書、「2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合」欄の業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由 他	第14条 第2号
100	南41	1/20	緑区役所 区民生活部	区民課	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書	1/31	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
101	浦44	1/21	教育委員会事務局 学校教育部	教職員人事課	面談履歴、面談の内容を記した報告書、教育委員会で教師への聞き取り調査結果をまとめた資料、小学校からの報告資料及び受領資料	教職員人事課対応記録、面談記録、教員等聞き取り記録、面談資料	2/4	一部開示	第三者の氏名、発言内容及び個人の評価に係る情報	第14条第2号第3号
102	浦45	1/21	教育委員会事務局 学校教育部	指導2課	面談履歴、面談の内容を記した報告書、教育委員会で教師への聞き取り調査結果をまとめた資料、小学校からの報告資料及び受領資料	電話対応記録、面談記録、教頭と保護者の対応についての報告記録、小学校からの報告記録	2/4	一部開示	児童名	第14条第2号
103	桜14	1/22	桜区役所 区民生活部	区民課	戸籍謄本の発行履歴		2/4	不開示		文書不存在
104	大36	1/23	大宮区役所 区民生活部	区民課	戸籍謄本(除籍・原戸籍含む全て)、戸籍の附票の交付請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書、戸籍謄本等職務上請求書、住民票の写し等職務上請求書	2/5	一部開示	開示請求者以外の氏名、フリガナ、生年月日、筆頭者から見た請求者の関係、請求者の職印	第14条第2号
105	浦47	1/29	保健福祉局 福祉部	障害支援課	介護給付費・訓練等給付費等明細書、就労継続支援提供実績記録票	介護給付費・訓練等給付費等明細書および就労継続支援提供実績記録票	1/31	開示		
106	北97	1/30	北区役所 区民生活部	区民課	改製原戸籍謄本・除籍謄本の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	2/4	一部開示	利用目的の種別(業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由)、請求者の印影	第14条第2号
107	北99	2/3	北区役所 区民生活部	宮原支所	印鑑証明書の発行履歴		2/7	不開示		文書不存在
108	浦48	2/4	浦和区役所 区民生活部	区民課	住民票の写しの請求書	住民票・印鑑・戸籍・身分証明書等交付請求書	2/17	開示		
109	西17	2/4	西区役所 区民生活部	区民課	戸籍全部事項証明書、戸籍附票一部証明書の写し等交付通知書に関わる交付請求書(委任状含む)	戸籍謄抄本等請求書	2/10	一部開示	「請求者」欄、「筆頭者から見た請求者の関係」欄、「使いみち(提出先)」欄	第14条第2号
110	桜15	2/12	桜区役所 区民生活部	区民課	戸籍全部事項証明書の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	2/18	一部開示	請求者に係る者の氏名、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由、職務上請求書の請求者の印影	第14条第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
111	大41	2/18	大宮区 役所 区民生 生活部	区民課	住民票の交付請求書(本人の請求は除く)		2/28	不開示		文書不 存在
112	浦52	2/21	教育委 員会事 務局 学校教 育部	指導2 課	中学校在籍中の部活内で起こった問題、市教委に上げている報告全て、学校側に出している通達・支持の文書やメール、学校・市教委間でやり取りされた記録	小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録 他	3/31	一部 開示	生徒及び保護者の氏名、発言内容、教職員、生徒及び保護者の体調及び相談内容、教職員への聞き取り調査に係る内容、警察との連携内容	第14条 第2号 第5号 第6号
113	中20	2/21	中央区 役所 健康福 祉部	福祉課	妊娠に関する内容、ケースワーカーが保持している記録、関係各所に問い合わせた内容	ケース記録	3/5	一部 開示	一部支援機関の発言、やり取りに関する部分	第14条 第3号
114	中21	2/21	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	児童相 談所	妊娠に関する会議の内容、職員が保持している記録、関係各所に問い合わせた内容		3/6	不開示		文書不 存在
115	中22	2/21	中央区 役所 健康福 祉部	保健セ ンター	妊娠に関する会議の内容、職員が保持している記録、関係各所に問い合わせた内容	ケース記録	3/6	一部 開示	個人の評価、相談に対する対応方針	第14条 第3号
116	中23	2/21	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	児童相 談所	妊娠に関する会議の内容、職員が保持している記録、関係各所に問い合わせた内容		3/6	不開示		本人の 個人情報 でない
117	中24	2/21	中央区 役所 健康福 祉部	福祉課	妊娠に関する会議の内容、ケースワーカーが保持している記録、関係各所に問い合わせた内容	ケース記録	3/5	一部 開示	一部支援機関の発言に関する部分	第14条 第3号
118	中25	2/21	中央区 役所 健康福 祉部	保健セ ンター	妊娠に関する会議の内容、職員が保持している記録、関係各所に問い合わせた内容		3/6	不開示		本人の 個人情報 でない
119	北 100	2/25	北区役 所 区民生 生活部	区民課	戸籍謄本、改製原戸籍の交付請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	3/4	一部 開示	利用目的の種別(業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由、上記に該当する具体的事由)、請求者の印影、使者の氏名及び印影	第14条 第2号
120	大42	2/26	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	児童相 談所	特定人に関する特定施設から特定施設へ入所した前後おおむね1ヶ月がわかるケース記録すべて	ケース記録	3/10	一部 開示	第三者の行動、状況や評価、当所の所見や評価	第14条 第2号 第4号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
121	岩29	3/3	岩槻区 役所 区民生 活部	区民課	転入届に関する書類一式	住民異動届 本人確認票 本人確認書類の写し 転出証明書 転入オーダーシート(さいたま市へ 引越し)	3/6	一部 開示	窓口業務委託業者の担当 者のサイン及び印影	第14条 第2号
122	浦54	3/6	保健福 祉局 福祉部	障害支 援課	障害児通所給付費・入所給付費等 明細書、児童発達支援提供実績記 録票	障害児通所給付費・入所給付費等 明細書および児童発達支援提供実 績記録票	3/9	開示		
123	岩30	3/10	岩槻区 役所 区民生 活部	区民課	改正原戸籍謄本の請求書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	3/16	一部 開示	本人以外の個人情報及び 法人の印影	第14条 第2号
124	緑3	3/12	緑区役 所 区民生 活部	区民課	印鑑証明及び住民票の発行の履 歴		3/25	不開 示		文書不 存在
125	南45	3/13	財政局 南部市 税事務 所	個人課 税課	課税対象となった資料全て 税理士提出済の対象申告書(特定 年分)	平成26年度(25年分)公的年金支払 報告書、所得税及び復興特別所 得税の確定申告書、修正申告書、更 正決議書、市民税・県民税申告書、 平成24年度(23年分)公的年金支払 報告書、所得税の決定決議書	3/18	開示		
126	西19	3/23	西区役 所 区民生 活部	区民課	改製原戸籍謄本の写し等交付通知 書に係る交付請求書(委任状を含 む)	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書	3/30	一部 開示	「請求の種類」欄の請求証 明書、職印、欄外にある司 法書士の職印及び書かれ ている個人情報に関わる 職員のメモ書き、印	第14条 第2号

※ 上記の他、介護保険認定調査票及び主治医意見書に関する開示請求処理件数243件／取下げ件数6件

※ 【参考】不開示情報区分について  
 ・第14条第2号 第三者情報  
 ・第14条第3号 個人評価情報  
 ・第14条第4号 審議・検討等情報  
 ・第14条第5号 事務事業執行情報  
 ・第14条第6号 国等協力情報  
 ・第17条 存否応答拒否

## 2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況

令和元年度の審査請求の件数は2件でした。実施機関別の内訳は、市長2件でした。取下げは0件でした。また、審査請求の内容については、表2-4のとおりです。

表2-4 個人情報開示等決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	5/9	市長	3/1	南36	住民基本台帳事務における支援措置申出書(特定期間)自分が加害者として記載のあるものと理由(相談機関等の理由など)自分に関する記載(旧姓のものも含む)の不開示決定に対する審査請求	540	7/8	184	2/28	棄却	5/27
2	12/5	市長	11/14	浦31	請求者が人事課に申し立てた苦情(スマホ・名札・名前等)に関する行政情報 H30年度～現在まで(私の提案をのぞく)	545	2/10	-	-	-	-



◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆



## I 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実効あるものとするため、実施機関が行った不開示処分等に対する請求者からの審査請求（異議申立て）について、実施機関から諮問に応じて第三者的立場から審査し、公平かつ客観的な答申を行います。

表 3-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

任期 2 年（平成 29 年 10 月 22 日から令和元年 10 月 21 日まで）

役 職	氏 名	備 考
会長	池 上 純 一	大学教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	伊 藤 一 枝	弁護士
委員	塚 田 小百合	弁護士
委員	吉 田 聰	弁護士

任期 2 年（令和元年 10 月 22 日から令和 3 年 10 月 21 日まで）

役 職	氏 名	備 考
会長	池 上 純 一	大学教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	伊 藤 一 枝	弁護士
委員	塚 田 小百合	弁護士
委員	吉 田 聰	弁護士

### 2 開催状況

令和元年度の審査会の開催回数は、12回でした。

表 3-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

No.	開 催 年 月 日	主 な 内 容
1	平成 31 年 4 月 18 日（木）	(1) 諮問第 531 号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） (2) 諮問第 533 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (3) 諮問第 534 号の審議（新規） (4) 諮問第 535 号の審議（新規）
2	令和元年 5 月 23 日（木）	(1) 諮問第 533 号の審議（審査請求人の口頭意見陳述） (2) 諮問第 435 号、第 440 号、第 441 号、第 442 号の審議（新規） (3) 諮問第 528 号の審議（答申案）
3	令和元年 6 月 20 日（木）	(1) 諮問第 531 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 535 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (3) 諮問第 442 号の審議（答申案）

No.	開催年月日	主な内容
4	令和元年7月18日(木)	(1) 諮問第535号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第432号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第533号の審議(継続審議)
5	令和元年8月8日(木)	(1) 諮問第532号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第534号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第537号、第538号、第539号の審議(新規) (4) 諮問第540号の審議(新規)
6	令和元年9月19日(木)	(1) 諮問第537号、第538号、第539号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第529号、第530号の審議(答申案) (3) 諮問第531号の審議(答申案) (4) 諮問第532号の審議(答申案) (5) 諮問第533号の審議(答申案) (6) 諮問第535号の審議(答申案)
7	令和元年10月17日(木)	(1) 諮問第540号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第435号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第542号の審議(新規) (4) 諮問第432号の審議(答申案)
8	令和元年11月21日(木)	(1) 諮問第537号、第538号、第539号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第540号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第543号の審議(新規) (4) 諮問第534号の審議(答申案)
9	令和元12月19日(木)	(1) 諮問第448号、第450号、第452号、第458号の審議(新規) (2) 諮問第435号の審議(答申案) (3) 諮問第440号の審議(答申案) (4) 諮問第441号の審議(答申案)
10	令和2年1月16日(木)	(1) 諮問第452号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第537号、第538号、第539号の審議(答申案) (3) 諮問第450号の審議(答申案) (4) 諮問第458号の審議(答申案)

No.	開催年月日	主な内容
11	令和2年2月20日(木)	(1) 諮問第543号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第544号の審議(新規) (3) 諮問第540号の審議(答申案) (4) 諮問第458号の審議(答申案) (5) 諮問第448号の審議(答申案)
12	令和2年3月19日(木)	(1) 諮問第544号の審議(審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第546号の審議(新規) (3) 諮問第542号、第546号の審議(実施機関の口頭意見陳述)

表3-3 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 諮問内容一覧(諮問番号順)

諮問番号	内容
第432号	「特定法人の産業廃棄物不適正処理に関する対応状況について(報告)」(文書番号、フォルダ名、担当課、登録年度、保存期間、完結日を特定)の一部開示決定に対する審査請求
第435号 (新規)	桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるものの不開示決定に対する審査請求
第440号 (新規)	本太中学校の校庭の水たまり(水没)に関する行政情報(苦情、通報を含む)の一部開示決定に対する審査請求
第441号 (新規)	行財政改革推進部が保有する(仮)岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報の開示決定に対する審査請求
第442号 (新規)	北部建設事務所土木管理課が保有する人事課からの通知等のうちスマホ、名札、電話応対に関するもの(カガミを含む)の開示決定に対する審査請求
第448号 (新規)	北建、建築審査課が保有する西区大字宝来52番地1における建築基準法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定の一部開示決定に対する審査請求
第450号 (新規)	(仮称)岩槻人形博物館整備事業アドバイザー業務委託に関する行政情報全て 旧岩槻区役所第二別館アスベスト事前調査の一部開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第452号 (新規)	行財政改革推進部が行政情報開示請求に伴い特定株式会社に意見を聞いたことがわかる行政情報 平成28年度の不開示決定に対する審査請求
第458号 (新規)	桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報のすべて 桜エコフェスタ2015を除くの一部開示決定に対する審査請求
第528号	平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ特定人に関して通告した内容の一部開示決定に対する審査請求
第529号 第530号	特定動物取扱業者にかかわる一切の文書の一部開示決定に対する審査請求
第531号	大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書平成30年6月版の一部開示決定に対する審査請求
第532号	今後の税の収納方針等行政情報開示請求を求めます。の不開示決定に対する審査請求
第533号	南部建設事務所建築指導課と本人との平成23年度以降、本日までの打合せ議事録
第534号 (新規)	さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべての不開示決定に対する審査請求
第535号 (新規)	岩槻区の特定期間農地(5筆)の維持管理について ・指導書・催告書・警告書の不開示決定に対する審査請求
第537号 第538号 第539号 (新規)	西大宮駅周辺の土地区画整理事業における変更の経緯がわかる記録等の不開示決定に対する審査請求
第540号 (新規)	住民基本台帳事務における支援措置申出書(特定期間)自分が加害者として記載のあるものと理由(相談機関等の理由など)自分に関係する記載(旧姓のものも含む)の不開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第542号 第546号 (新規)	番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切の一部開示決定に対する審査請求
第543号 (新規)	7月18日に京都アニメーションが放火され、同社員35人が殺害された事件の容疑者が受給していた生活保護や、精神保健などの福祉制度の利用状況に関して、さいたま市が作成・編纂した記録（添付資料を含む）の不開示決定に対する審査請求
第544号 (新規)	都市計画道路「田島大牧線3・3・16」の拡幅工事に伴う今後の工事内容（工程・工期の詳細）を計画で決まっている全てを開示請求します。（南区太田窪2丁目特定街区付近）南区太田窪二丁目（さいたま市所有の土地）の今後の利用方法も合わせて開示請求します。別紙地図参照。の一部開示決定に対する審査請求

**Ⅱ 情報公開・個人情報保護審査会 答申**

さ情審査答申第170号  
令和元年5月31日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年11月26日付けで貴職から受けた、「平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ子に関して通告した内容」(以下「本件対象個人情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年7月23日付け子家児第2138号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報のうち、不開示とした通告内容の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人は妻と子と別居状態にある。

ある日、審査請求人は子が通う幼稚園に出向き、園長に子の通園状況を尋ねたところ、子はしばらく通園していないと言われ、さらに園長から、児童相談所に通報しようと思っていたことを聞かされたため、通報してもらうよう依頼した。

(2) 数日後、再び幼稚園に電話をかけ、児童相談所に通報したのかを園長に確認したところ、確かに通報したとの回答だった。別居中の妻にも子の通園状況を確認すると、幼稚園と妻の主張に相違があったため、どちらの主

張が正しいのかを確認するため、児童相談所に対して子に関する通報内容の開示を求めている。

- (3) 幼稚園による子に関する通報は、審査請求人の依頼であり、その内容は、条例第14条第2号に該当しない情報であり、開示することで第三者の正当な権利利益を害するおそれはない。また、条例14条第3号に該当しない情報であり、開示しても当該事務の適正な執行に支障を生じさせない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 「平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ子に関して通告した内容」という個人情報開示請求に対して、子に関係する情報として、第三者から子に関する電話を受けた際のもの、審査請求人からの電話を受けた際のものとの2件の受付処理票を、本件開示請求にかかる対象情報として特定した。
- (2) 相談者からの児童相談所への相談内容の秘密は守られるべきものである。また、相談者は秘密が守られることを前提として相談するものであり、それが覆されることは相談業務を受け持つ児童相談所の信用に疑義を生じさせ、当該事務の適正な遂行を困難にするおそれがあるものと言わざるを得ない。よって、条例第14条第2号及び第3号に該当するため不開示とした。
- (3) 審査請求人は、自らの依頼により幼稚園の園長が児童相談所に通告したことを確認したと主張しているが、そのことは、審査請求人と幼稚園の間の話である。
- (4) また、審査請求人は幼稚園と妻との主張に相違があったため、どちらの主張が正しいのかを確認するため開示を求めていると主張しているが、そのことは、審査請求人と幼稚園及び審査請求人の妻との間の話である。
- (5) さらに、審査請求人は、自らの依頼による子に関する通告の内容を開示するのであるから、第三者の権利利益を害するおそれはなく、当該事務の適正な執行に支障を生じさせないと主張しているが、特定した情報は、第三者からの電話に対応した受付処理票である。よって、(2)で述べた理由により相談内容及び児童相談所の所見や評価は条例第14条第2号及び第3号に該当するため不開示とした。

### 第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

- (1) 審査請求人が開示を求めた文書は、「平成30年5月に特定幼稚園が児童相談所へ子に関して通告した内容」を記録したものである。

これに対して実施機関が特定した文書は、児童相談所に対する電話による通告につき、児童相談所が相談に応じたものとして事務遂行上作成した「受付処理票」と題された文書のうち、審査請求人の子に関するものである。

実施機関は、条例第14条第2号及び第3号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は特定した「受付処理票」の全部開示を求めて本件審査請求に及んだものである。

- (2) 特定された受付処理票は、①児童の氏名等個人に関する情報及び児童相談所担当者欄、②統計項目としての通告経路・相談種別・主訴欄、③受理・処理・終結の各年月日と処理内容欄、④相談内容欄、⑤所見及び指導内容欄、⑥担当者・決裁者欄の各項目に分類されている。

## 2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求をした具体的な理由につき、審査請求人が特定幼稚園園長から受けた子の登園状況の説明が、妻の主張と相違するので、園長が児童相談所に通報した内容を自己情報として知る目的であると述べている。

- (2) 児童相談所は、児童等の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導等を行うものとされている(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条、同第11条、同第12条)。また、児童の福祉は児童の人権及びその家庭のプライバシーと密接不可分である。したがって、児童相談所の相談業務はこれらの人権及びプライバシーに対する最大限の配慮が不可欠であり、そのためには児童相談所が相談内容を秘匿するという前提によって児童相談所に対する信頼を維持し、もって当該事務の適正な遂行を確保しているところである。

- (3) 条例第14条第2号は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすると定めており、同条第3号は、個人の相談等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるものは不開示とすると定めている。

- (4) 本件対象情報である「受付処理票」は、前記のとおり、通告者からの通告によって収集された相談内容と、それに対する児童相談所の所見及び指導内容を、項目毎に分類して記録したものである。

本件において、通告者名及び通告内容は、審査請求人にとっては第三者情報であり、同時に、児童相談所にとっては相談等に関する事務事業に係る情報である。更に、相談等に対する児童相談所の所見及び指導内容は児童相談所の専門的知見に基づく事務事業に係る情報である。

前述したとおり、相談者は秘密が守られることを前提として児童相談所

に相談するものであるから、仮に、受付処理票の通告者名及び通告内容等が開示された場合、それが原因で児童相談所の相談業務に対する疑義と不信を招きかねず、通告者との信頼関係が損なわれることによって、児童相談所の当該事務の適正な遂行が困難になるおそれがある。

更に、児童相談所の所見及び指導内容が開示されるとすると、児童相談所は、通告内容に関する検討に際し、福祉の専門的知見に基づいて率直な意見や所見表明に抑制を感じるなどする結果、適切な事案処理に支障を及ぼすおそれが生ずることは否定できず、ひいては児童の福祉に反する結果を招来するおそれを否定できないと言うべきである。

- (5) 以上の理由から、実施機関が開示とした情報は、条例第14条第3号の個人の相談等に関する事務事業に係る情報であり、これを開示することは実施機関の事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるから、上記分類項目に対応して不開示とされるべきである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年11月26日	諮問の受理（諮問第528号）
②	同 年 12月20日	審議
③	平成31年 1月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年 2月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和元年 5月23日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第171号  
令和元年7月10日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年12月7日付けで貴職から受けた、「北部建設事務所 土木管理課が保有する人事課からの通知等のうちスマホ、名札、電話応対に関するもの（カガミを含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月12日付け建北土第401号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと他の文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

本年度の文書のみが特定されたが、同文書は軽易なものでないため第4種に該当し、(3) 職員の服務に関する文書であり、3年間以上保存されるべきであり他の文書があると思う。よって、再度特定し開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

本件開示請求に対して、人事課長から各所属長宛てに出された通知で、電話や窓口等における接遇、サービス中の名札の着用、勤務時間中の携帯電話等の使用などに関して注意を促す通知である、平成28年4月8日付け「職員の接遇及

び服装等について（通知）」を特定した。

審査請求人は、平成28年度の文書のみが特定されており、平成27年度以前の文書があると思われると主張している。同様の通知は平成27年度以前にもあったが、イントラネットの全庁掲示板による通知であり、課職員各々が確認しているため、課内周知の供覧は行わず、保存も行っていない。

したがって、行政情報開示決定で特定した文書以外に北部建設事務所土木管理課においては行政情報が存在しないため、本件処分は妥当である。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年5月6日に開示請求を行った「北部建設事務所 土木管理課が保有する人事課からの通知等のうちスマホ、名札、電話応対に関するもの（カガミを含む）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年4月8日付け「職員の接遇及び服装等について（通知）」を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、3年以上保存されるべき文書であるから、他の文書が存在するはずだという主張から、処分の取消しと他の文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 審査請求人が主張する審査請求は、さいたま市文書管理規則（平成13年規則第14号）（以下「文書管理規則」という。）第34条別表第4種（3）に該当することを根拠として、当該文書は3年保存とされているはずであるから、保有している平成27年度以前の同通知を開示せよとの内容である。これに対して実施機関は、イントラネット機能の一つである「全庁掲示板」による通知であったため、職員各々が確認するものとして供覧の処理は行わず、保存も行っていないため、開示した文書の他には存在しないとの主張である。

(2) そこで、当該行政情報の存否に関わる実施機関と審査請求人の主張について考察すると、仮に実施機関が平成27年度以前の同通知を保有していれば、当該通知を開示しないことは考えられない。そうすると、平成27年度以前の通知を実施機関として保有していないと考えるのが相当であり、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

(3) よって、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する本件対象行政情報を全部開示しているので、本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てである。すなわち、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」に該当せず、

本件申立ては、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てであるので却下されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月7日	諮問の受理（諮問第442号）
②	令和元年5月23日	審議
③	令和元年6月20日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第172号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

貴職から受けた、諮問第529号及び諮問第530号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の審査請求人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成30年11月29日付け諮問第529号「特定動物取扱業者①にかかわる一切の文書」(以下「本件対象行政情報①」という。)の一部開示決定(以下「本件処分①」という。)に対する審査請求
- 2 平成30年11月29日付け諮問第530号「特定動物取扱業者②にかかわる一切の文書」(以下「本件対象行政情報②」という。)の一部開示決定(以下「本件処分②」という。)に対する審査請求

#### 第1 審査会の結論

本件各審査請求に係る、平成30年7月5日付け保保動第1177号及び第1178号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分①及び②はいずれも妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件に係る①及び②の審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした部分のうち、個人に関する情報を除く情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 不開示理由及び不開示箇所が条例及び行政機関の保有する情報の公開

に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という）の条文・趣旨に照らして正当なものではない。

- (2) 動物取扱業登録申請書及び第一種動物取扱業登録更新申請書について、従業員の配置や人事、特に従業員数や役職者にかかわる担務や人事は、多くの企業・団体で開示されているものであり、これら情報の開示が「当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」という主張は合理的なものではない。

また、「飼養施設の構造及び規模」と「営業設備の大要」については、当該事業者は一つの施設内で猫の「繁殖」及び「販売」を行っており、営業施設（飼養施設）内には購入を希望する一般市民が立ち入ることができるため同業他社も知ることができる。よって、開示することが、「当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」という主張は合理的なものではない。

- (3) 犬猫等販売業者定期報告届出書について、企業が自社製品の販売個数等について公表する事例は、自動車業界や食品業界、電気業界、住宅業界等々様々な業界の複数の企業で行われており、枚挙にいとまがない。このため、犬猫等販売業者定期報告届出書にある各項目を開示することが「当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」とする合理的な理由は存在しない。

また、主張の中に「販売実績を推察することが可能であるため」とあるが、当該事業者は「繁殖」も行っていることから、犬猫等販売業者定期報告届出書中の「年度当初に所有していた犬及び猫の合計数」「年度中に死亡の事実が生じた犬及び猫の月ごとの合計数」「年度末に所有していた犬及び猫の合計数」を不開示とするには、この主張は不十分であることも申し添えておく。

- (4) 立入検査票について、立入検査票には日付が明記されていることから、「この時点での状況のみを捉え、あたかも現在も続いているかのように、明らかにその後の事実と異なる内容が伝えられ」という事態が起こりえる蓋然性は全くない。

また、「さいたま市の検査項目については、広く一般に公開しているものではない」とあるが、地方自治体による第一種動物取扱業者への立ち入り検査や指導等は、第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）に従って行われるものであり、この細目を逸脱して検査項目が設定されることはありえない。このため、第一種動物取扱業者は、どのような事項を検査されるかについて事前に把握できており、また、そうでなければ動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」とい

う。)にかなった適正な飼養管理は行えない。このため、指摘事項の各項目を開示したからといって、「不備を隠蔽されるおそれがある」という主張は合理的な理由になり得ていない。

(5) 立入結果報告書について、「さいたま市の方向性について考察を加えている部分について不開示とすれば十分であり、該当部分以外を不開示にしていることは不当である。条例第1条にある「市民の知る権利」を著しく侵害するものであり、かつ「市の諸活動を市民に説明する責務」を放棄する行為でもあり、到底受け入れられない。

(6) 指導処理票について、「事業者や関係者から説明を受けたものについては私見や類推も多く」と断定する根拠が全く示されておらず、不開示とする理由になっていない。

また、「仮に違反等が強く疑われる情報とすれば」とあるが、仮定を前提に不開示事項を決定するのであれば、それは条例第1条にある「市民の知る権利」、を著しく侵害するものであり、かつ「市の諸活動を市民に説明する責務」を放棄する行為でもあり、到底受け入れられない。

(7) 弁明書には、指導につづいて「勧告、命令といった処分」を行うことや「罰則の適用を視野に入れた対応」を行うことが、さも一般的な流れであるかのように記されているが、さいたま市においては過去、勧告は5件、命令は1件、登録取り消しは1件しか行われていない。つまり勧告、命令、罰則適用はきわめて特異な事例となっており、これらきわめて特異な事例をもって情報を不開示とする理由にしていることは不当である。条例第1条にある「市民の知る権利」を著しく侵害するものであり、かつ「市の諸活動を市民に説明する責務」を放棄する行為でもあり、到底受け入れられない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 市内で動物取扱業を営む施設に係る行政情報開示請求があり、登録に係る申請書類等、定期報告書類、実施機関が行う立入検査等に係る文書を特定した。個人情報その他、施設に関する情報は店舗の営業の状況が類推されるおそれがあること、継続して指導等を行うにあたり、今後の方針への影響が懸念されることから、条例第7条各号に照らし、一部開示決定とした。

(2) 審査請求人の主張は、動物取扱業者の情報を開示することにより、市民が適正な動物の管理が行われていない施設を知ることができ、動物を護ることにもつながることから、開示は業者の権利権益に優先するという趣旨と解する。また、審査請求人は個人情報を除くすべての不開示箇所について、情報公開の趣旨に照らして正当ではないと主張して

いることから、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分については審査請求人との認識をほぼ一にするものとする。

- (3) 特定した文書は、登録業の申請に係る文書(登録、更新、変更等に係る申請書、定期報告届出書)、指導に係る文書(職員が行う立入検査に伴う検査票、報告書、指導処理票)に大別される。なお、各申請書類及び届出書類の様式については、本市ホームページ上で公開しており、だれでも閲覧することが可能となっている。また、動物愛護法施行規則(平成18年環境省令第1号)(以下「動物愛護法施行規則」という。)第7条により第一種動物取扱業者への標識の掲示が義務付けられていることから、同条で規定されている情報については、同じく本市ホームページ上での公開を行っている。その他の情報については、開示することにより事業者他、関係者に不利益を与えるおそれが想定されることから、実施機関の事務事業の進行の状況等を鑑み、条例第7条各号に基づき判断を行ったものである。

- (4) 動物取扱業登録申請書について

記載項目のうち、「飼養施設」、「権原の有無」及び職員の配置にかかるとは営業方針に関する情報である。また、添付書類のうち「営業設備の大要」は、記載事項が、同業他社が容易に知ることができない情報であり、開示によって事業者の生産活動の状況を推し量ることが可能となることから、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

- (5) 犬猫等販売営業届について

記載項目のうち「犬猫等健康安全計画」については、動物及び施設の管理に関する内容で、施設の運営方針を記したものであることから条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

- (6) 動物取扱業変更届出書について

記載項目のうち、「変更理由」については変更内容によって様々な理由が記載されるが、総じて施設の運営方針、生産活動に係る内容であることから、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

- (7) 犬猫等販売業者定期報告届出書について

記載項目のうち、動物の異動にかかる情報については、この情報により、店舗の販売実績を推察することが可能であることから、営業の状況に関するものとして、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

- (8) 第一種動物取扱業登録更新申請書について

当該申請書の記載事項は、(4)に記載した動物取扱業登録申請書の内容と同様であることから、不開示の理由についても同様である。

- (9) 立入検査票について

指摘項目及び結果は、開示することにより、この時点での状況のみを捉え、あたかも現在も続いているように、明らかにその後の事実と異なる内容が伝えられ、当該事業者の不利益をもたらすおそれがあることから、

条例第7条第3号アに該当するため不開示とした。

また、使用している立入検査票の項目は、広く一般に公開しているものではない。そのため、開示することにより、今後本市が行おうとする立入検査の際に、不備を隠蔽されるおそれがあることから、同条第5号アに該当するとして、指摘事項の各項目を不開示とした。

(10) 立入結果報告書について

当該報告書は、立入検査票の検査結果についての説明だけではなく、今後の本市の方向性について考察を加えたものが記載されることもある。仮に立入検査を受けた事業者に状況が伝わった場合、その後の監督指導の際にその場限りで隠蔽されるなど、影響を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号ア及び第5号アに該当するため不開示とした。

(11) 指導処理票について

市民から提供された情報や立入検査での聞き取り、また、立入検査報告書と同様、今後の本市の方向性など、事業者への監視指導の経緯を記載したものである。そのため、事業者や関係者から説明を受けたものについては私見や類推も多く、それを裏付けるための調査権限を当センター職員が有していないことがしばしばあり、現状において確認を取ることができていないなど、不確実な情報もそれまでの経緯として記載されることがある。このような情報の開示については、事業者への風評につながるおそれがある。また、仮に違反等が強く疑われる情報とすれば、後に権限を有する部署に情報提供することで別の観点からの対応が期待され、今後実施機関が行う監視指導及び処分の内容に影響を及ぼすことも想定される。結果、条例第7条第3号ア及び第5号アに該当とするとしたものである。

(12) 立入検査や調査等は、業を行う者が登録業としての水準を維持、向上させ、管理を適正化することで、飼養管理されている動物の健康の保持に寄与するものである。一般的な指導では、立入検査時の指導事項について、例えばその後も著しい問題が認められる場合は勧告、命令といった処分を行い、その後においても改善の見込みがない、指導、勧告に従わない場合は罰則の適用を視野に入れた対応を行う流れとなる。

したがって、事業者への指導は基本的に継続するものであり、繰り返すことによって改善されることを期待するものである。本件開示請求については、今後の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、決定日の時点における判断として一部開示決定としたものであり、適法と考える。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

(1) 本件対象行政情報①及び②は、審査請求人が開示請求を行った「特定動物取扱業者①及び②にかかわる一切の文書」である。

実施機関が、本件審査請求①及び②で特定した文書は、登録業の申請に係る文書（登録、更新、変更等に係る申請書、定期報告届出書）と指導に係る文書（職員が行う立入検査に伴う検査票、報告書、指導処理票）に大別される。登録業の申請に係る文書としては、動物取扱業登録申請書、動物取扱業変更届出書、犬猫等販売業者定期報告届出書、第一種動物取扱業登録更新申請書犬猫等販売営業届があり、いずれも条例第7条第3号アに該当するため、不開示としている。また、指導に係る文書としては、立入検査票、立入検査報告書、動物取扱業の指導処理票があり、いずれも条例第7条第3号ア及び第5号アに該当するため、不開示としている。

(2) これに対し、審査請求人は、不開示理由及び不開示箇所について、条例及び情報公開法の条文・趣旨に照らして正当なものではないとして、不開示とした箇所の開示を求めている。

## 2 本件処分の当否について

(1) 動物取扱業登録申請書について

記載項目のうち、「飼養施設」、「権原の有無」、「職員の配置」、また添付書類の内容のうち「営業設備」については、総じて施設の運営方針や生産活動に関する内容であることから、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(2) 動物取扱業変更届出書について

記載項目のうち、「変更理由」については変更内容により様々な理由が記載されるが、総じて施設の運営方針や生産活動に関する内容であることから、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(3) 犬猫等販売業者定期報告届出書について

記載項目のうち、動物の異動にかかる情報については、店舗の販売実績を推察することが可能になるため、営業の状況に関することとして、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(4) 第一種動物取扱業登録更新申請書について

記載項目のうち、「飼養施設」、「権原の有無」及び職員の配置にかかることは営業方針に関する情報であり、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(5) 犬猫等販売営業届について

記載項目のうち、「犬猫等健康安全計画」については、開示すれば、事業者の生産活動の状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(6) 立入検査票について

立入検査の指摘項目及び結果を開示すれば、それらは、当該検査時の状況であるにもかかわらず、あたかも、その後も続いているかのようになり、事実と異なる内容が伝えられる可能性があり、そうすると事業者に不利益をもたらすおそれがあることから、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした点、また、立入検査票の項目は広く一般に公開しているものではないため、開示すれば、今後の立入検査の際に、不備を隠蔽されるおそれがあり、検査に際し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、違法または不当な行為の発見を困難にするおそれがあると考えられることから、条例第7条第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(7) 立入検査報告書について

立入検査報告書は、立入検査の検査結果の説明のみではなく、今後の市の方向性についての考察等が記載されることもある。このことが、立入検査を受けた事業者に伝わった場合、その後の監督指導に際して、その場限りの隠蔽を図るなど、不当な影響を及ぼすおそれが否定できないことから、条例第7条第3号ア及び条例第7条第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

(8) 動物取扱業の指導処理票について

指導処理票には、提供された情報や立入検査での聞き取り、今後の市の方向性、事業者への監視指導の経緯など、様々な事項が記載されている。事業者や関係者から受けた説明内容については、私見も多く、客観的な裏付けを取ることができない不確実な情報も記載されることがある。このような情報が開示されれば、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第7条第3号アに該当すると考えられ、また、事業者の違反が疑われ

る場合には、監視指導の内容を開示すれば、今後、実施機関が行う監督指導の及び処分の内容に影響を及ぼす可能性も否定できないことから、条例第7条第5号アに該当するとして不開示とした処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年11月29日	諮問の受理（諮問第529号） 諮問の受理（諮問第530号）
②	同 年 12月20日	審議
③	平成31年 1月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和元年 9月19日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第173号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成31年2月5日付けで貴職から受けた、「大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書 平成30年6月版」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年9月19日付け都都心大東第1229号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文章の全文の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示請求した地区以外の様式A、様式Bの他地区の部分を開示しても混乱を生じるとは考えられないから、開示されるべきである。
- (2) 様式1の施設建築物等価額の金額及び単価に関する部分については、浦和駅東口駅前再開発予算要望書の同部分が開示されたが、そのことによって法人の事業活動又は競争が阻害されたとは聞いていない。

非常に高価な市民ホールが建設されるため、多額の交付金が使われ、また公有地も使われているので公平、公正、適切に使われているか、開示、公知されるべきと考える。公的な補助金が出た場合には、市民の税金や公

金が使われているわけだから、これは当然公開されるべきものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成30年9月5日付けで、審査請求人より「大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書 平成30年6月版」について、行政情報開示請求書が提出された。
- 2 本件開示請求を受けて、大宮駅東口まちづくり事務所（以下「本件所管事務所」という。）にて、文書を特定するため、審査請求人に開示を求める文書の内容を確認し、平成30年6月18日作成の「大門2 平成31年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について」を請求された行政情報として特定した。平成30年9月19日付けで行政情報一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 本件開示請求に対して特定した上記文書は、大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業（以下「本件再開発事業」という。）を行うにあたり、国土交通省に対して社会資本整備総合交付金の交付要望を行う際に、本件所管事務所が、取りまとめ課に対し報告を行うために起案した文書である。

この文書は、国から補助金をもらうために市が民間業者である市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）から提供された図面、計算書や金額に関することが記載されている資料を基に国が定める様式にデータを入力して作成し提出するものである。再開発組合から届いた書類をダイジェストにしたものを国土交通省に提出しているので、再開発組合が作成した書類に書かれていることが大部分を占めていることになる。

市は、市民会館部分を取得するという主体・組合員としての機能もあるが、本件事業を審査して補助金を支出するという役割があり、この補助金を支出するためには、再開発事業全体が執行されているかを審査することが市としての義務である。

- 4 市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）には、第一種と第二種の方式がある。

本件再開発事業は第一種であり、民間事業者である再開発組合が、土地の利用によって生み出される新たな床の処分などにより事業費を賄い、民間事業者が自分の権利を変換して取得する権利変換方式で行われる整備手法である。

他方、審査請求人が、開示請求した情報がすべて開示されたと主張する浦和駅東口駅前地区の再開発事業は第二種であり、市が一旦施行区域内の全ての土地建物等の権利を買い取り、公共事業費を投入して再開発事業を行った

上で、民間に売却するという用地買収方式で行われる整備手法である。

すなわち市が主体となり市の予算が全ての部分に組み込まれて施行された事業であることから、施設建築物等価額の金額・単価についての情報が全て開示されたものである。

本件再開発事業においては、再開発事業における総事業費のうち、共同施設整備費、土地整備費、調査設計計画費（以下「補助対象事業費」という。）について国土交通省が三分の一、地方自治体が三分の一の割合で補助金の交付が行われている。また、市民会館を含む公益的施設部分に係る費用については市費と国費が充てられている。このことから、本件においては、公費が充てられている部分については、情報を開示したものである。

しかし、国からの補助金も市の予算も投入していない再開発組合の独自の資金で賄われている部分の施設建築物等価額の金額・単価部分については、再開発組合の情報であるため、法人の生産活動に関する情報であって、公開することにより、当該情報そのもの又は他の情報との照合により、容易に床取得に要する費用を把握できることから、事業活動が損なわれ、他社との競争における正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に基づき不開示としたものである。

5 特定した行政情報のうち、「他地区に関する部分」については、同時に調査対象となっている他地区の回答作成過程の情報であり、所管課でない本件所管事務所がこれを開示することは、不確かな情報が開示され、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第4号により不開示部分としたものである。

6 審査請求人の「開示しても混乱を生じるとは考えられない。」との主張について

取りまとめ課から依頼された入力用ファイルには各地区の数値が入力されていたが、該当する大宮駅東口地区のみを当該年度の数値に置き換え入力した。他のまちづくり事務所が所管している地区の数値については、未確定の情報で確認が出来ないと判断した。他地区の情報は曖昧なところがあるので不開示にした。

7 審査請求人の「非常に高価な市民ホールが建設されるため。多額の交付金が使われ、また公有地も使われているので公平、公正、適切に使われているか、開示、公知されるべきと考える。」との主張について

不開示部分は、上記4のとおり、当該情報そのもの又は他の情報との照合により保留床を取得する法人と再開発組合の間の契約金額が推測できる情報である。法人が他者といかなる金額で契約を締結するかは、通常は公にされない法人の生産活動に関する情報であり、これを開示することにより、法人の契約金額の前例となって今後の事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示と

したものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

実施機関は、本件対象行政情報として「大門2 平成31年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について」を特定し、他地区に関する部分は他地区の回答作成過程の情報であり、不当に混乱を生じさせるおそれがある情報であるため条例第7条第4号に、施設建築物等価額のうち、さいたま市を除く、金額・単価に関する部分は法人の生産活動に関する情報であって、公開することにより事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがある情報であるため条例第7条第3号に各該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しと不開示部分の全部開示を求めて審査請求したものである。

##### 2 本件処分の当否について

###### (1) 他地区に関する部分について

様式A（H31社会資本整備総合交付金の執行予定内訳）、様式B（H31補助金概算要望調書）は、本件所管事務所フォルダーの入力用ファイルに、各まちづくり事務所（以下「事務所」という。）の欄に数字が記入された状態を取りまとめ課から依頼され、本件所管事務所は所管している地区の部分のみを当該年度の数値に置き換え入力したとのことである。フォルダー・入力用ファイルは事務所ごとに用意され、各事務所が所管している地区の部分の数値を入力することになっているので、本件所管事務所以外の地区の部分の数値は未確定の情報で確認が出来ないとのことである。

したがって、他地区に関する部分の情報を開示すると、他地区の事務所の該当部分の情報と相違するため、市民の間に無用な混乱を生じさせるおそれがあると考えられる。実施機関が、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

###### (2) 様式1の施設建築物等価額のうち、さいたま市を除く金額及び単価に関する部分について

審査請求人は、浦和駅東口駅前再開発事業においては施設建築物等価額の金額・単価の部分は全て開示されたが、法人の事業活動又は競争が阻害されたとは聞いていないと主張するが、本件再開発事業は再開発組合施行の権利変換方式で行われる第一種の再開発事業であるのに対して、浦和駅東口駅前再開発事業は市施行の用地買収方式で行われる第二種の再開発事業であるから、同列には論じられないと思料される。

実施機関は、当該部分について、法人の生産活動に関する情報であつ

て、開示することにより事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがある情報であるため条例第7条第3号に該当するとして不開示とした。これに対し審査請求人は、多額の交付金が使われ、公有地も使われているので、当該部分も開示、公知されるべきと主張している。

本件再開発事業は、第一種再開発事業の方式を採用しており、総事業費のうち補助対象事業費について国土交通省が三分の一、地方自治体が三分の一の割合で補助金が交付されている。また、市民会館部分を含む公益的施設部分に係る費用は市費と国費が充てられており、それ以外の費用については、民間事業者である再開発組合の独自の資金で賄われているとのことである。そして、当該部分は、本件再開発事業における権利床若しくは保留床の金額及び単価に関する情報であり、補助金をもらうための資料として再開発組合から提供を受けた情報であり、もっぱら民間の資金によって賄われる部分に関する情報とのことである。

当該部分の情報が上記の内容であるとすれば、当該部分は法人等の営業・販売活動に関する情報であって、開示することにより事業活動が損なわれると認められるから、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、ということが出来る。

よって、実施機関が当該部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 2月 6日	諮問の受理（諮問第531号）
②	同 年 2月21日	審議
③	同 年 3月28日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 4月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和元年 6月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 9月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第174号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成31年2月6日付けで貴職から受けた、「西区の特定地番における今後の税の収納方針等行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年8月20日付け西区収第1613号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件納税額を納付すべく現在の土地管理者らが提起している事項であり、さいたま市の行を預かる窓口が行政情報は存在しないだけでは了解出来ない。
- (2) 区役所課税課より、公租証明書を発行してもらったところ、当該地は課税地目墓地から課税地目宅地となった。区役所はこのことについて公示送達等のみで、所有権者を過去帳・墓地簿石碑と承継人戸籍謄本等の現地に赴いて聞き取りもせず、明治25年前後の税務署管理であったものが、戦後の法務局管理に移行の際、添付書類の見落としも懸念されている今日、当時の行政に不備があった点等も定かではない。現在の法務局書類を照会照合し、机上での作業で上記の通知すべく方々に対しての行動が無いよう

に感じている。現在この内容については、所有権者の多くの皆さまから同意署名をいただき、納付すべく努力を重ねている。

私たちは他人ではない。収納方針のホームページも見ている。時効取得も担当者に言われた。

- (3) 審査請求人は納税の義務者適宜なのに他人扱いであり、納税届書を行政窓口上添付書類として持参したが、納税届書なるものは無いと返却された。
- (4) 情報を西区役所では作成していないだけでは住民は迷う。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 税の収納業務に関しては地方税法やさいたま市市税条例等に定められたとおりに事務手続きを行っていくことから、個々の事案について行政情報となる収納方針を作成していない。
- 2 審査請求人が納税義務者であるとの確認が取れないため、納付を受け付けることはできない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人が平成30年8月4日、課税地目墓地から課税地目宅地となった当該土地の税の収納方針について情報開示請求を行ったところ、実施機関が行政情報不存在を理由として行った本件処分を不服としてなされたものである。

#### 2 本件処分の当否について

審査請求人は当該土地の登記上の所有者の一人の相続人であることを主張し他の所有者の代表として当該土地の課税額の納付を申し出たが受け付けられなかったことから、当該土地に係る税の収納方針の開示を求めている。これに対し、実施機関は法令及び条例等の定めにより手続きを行っていることから個々の事案について行政情報となる収納方針を作成しておらず、条例第11条第2項に基づき不開示処分を行ったと説明している。この実施機関の説明について不合理な点はなく、当該土地に関する収納方針は作成していないと考えるのが相当である。

#### 3 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

#### 4 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 2月 6日	諮問の受理（諮問第532号）
②	同 年 2月21日	審議
③	同 年 3月28日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和元年 8月 8日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 9月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第175号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成31年2月25日付けで貴職から受けた、「南部建設事務所建築指導課と本人との平成23年度以降、本日までの打合せ議事録」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年11月21日付け建南建指第1685号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、打ち合わせ議事録の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示しない理由に嘘偽りがある。
- (2) 行政担当との打合せ当事者である審査請求人が延べ30回以上の打合せ会議を実施した。その打合せ議事録は、電子媒体に記録保管されている事を聞いている。
- (3) 打合せ議事録につき、平成27年9月8日さいたま市本庁舎10階カウンターにおいて元建築指導課職員から、打合せ議事録は電子媒体（建築指導課のパソコン）に記録した旨を確認している。
- (4) 今般の個人情報開示請求の目的は、平成22年7月9日南部建設事務所3階会議室にて行った職員5名との打合せ会議録の閲覧を要求するもの

だが、開示請求の時点で記録を1年誤ったが、請求どおり23年度以降でよい。

- (5) 打合せ会議は、何月何日に来てほしいと電話があつて出向いている。こちらから押しかけたものではなく会議日時は南部建設事務所建築指導課の課長や係長と連絡し、双方で調整された会議体であった。また、会議体では私から文章を投げている。こんなことを言ったではないかという証拠の品を渡しているのだから、そういうものがあるのだったら議事録があつてもおかしくない。議事録をとっていた職員は4年前まで南部建築指導課に在席していた。打合せ会議に出席したのは17、8回ぐらいだったと思う。その前任者は、6回から8回程度出席したと思う。その際、上司から議事録をとるように指示されていた。
- (6) 旧浦和市時代に建築指導課の職員からこの土地には家が建たない、道路幅が2.7メートルしかないので100年建たないと言われたのに法律が変わり家が建ってしまった。無料法律相談で、100年建物は建たないと言われたことと、法律が変わったら建ってしまったこと、どちらが優先されるのかという質問に、法律相談では100年建たないと言われたことの方が優先すると言われた。だから、議事録をオープンにできないのではないかと受け止めている。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分の内容

審査請求人と実施機関との打合せ議事録の個人情報開示請求に対して、当該個人情報は、実施機関では作成しておらず、存在しないため、個人情報不開示決定（文書不存在）とした。

#### 2 本件処分の理由

審査請求人は実施機関職員の過去の発言等に関し、平成20年度から複数回にわたりメールや文書等による提案や要望を行っている。それに対する回答は実施機関が文書にて行っているが、審査請求人は回答内容に納得ができないことから、実施機関に複数回来庁している。その際事前の連絡はなく突然来庁することが多い。

個人情報開示請求にあたり審査請求人に対し、請求内容は実施機関が示したメールや文書によるやり取りの記録ではなく、「打ち合わせ会議の議事録」であることを確認した。そのうえで、実施機関は審査請求人に関して保有している個人情報を確認するために、電子文書管理システム及びファイリングシステムによる保管文書や課共有の電子データ、共用ロッカー等を調査したところ、文書による回答及び電子メール並びに簡易な一覧表形

式のやり取り記録は保管されていることを確認したが、議事録またはそれに類するようなものの存在は確認できなかったため、さいたま市個人情報保護条例第18条第2項の規定に基づき開示しない旨の決定を行った。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求の理由の「開示しない理由に虚偽りがある」の主張は、否認する。審査請求人と平成23年度から個人情報開示請求日（平成30年11月8日）までの打合せ議事録は存在しない。
- (2) 「行政担当との打ち合わせ当事者である審査請求人が延べ30回以上の打合せ会議を実施した」の主張は、否認する。審査請求人はこれまで、実施機関に対しメールや文書による提案や要望を繰り返しているが、その回答内容に納得ができないために、実施機関に複数回来庁している。

したがって、実施機関職員が審査請求人と30回程度対応したことは事実であるが、実施機関としては打合せ会議を行ったという認識はない。

審査請求人の話の主旨は、平成8年頃自宅南側の土地には「100年家が建たない」と実施機関から説明を受けたが、その土地に平成18年頃住宅が建設されたことについて、光熱費等の補償と謝罪を求めるといふものである。これに対する実施機関の対応は、平成8年当時に実施機関が説明を行った事実は確認できないが、当時予知していない建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正が平成11年に行われたことによって住宅が建てられることになったこと及び補償や謝罪はしないという一貫した内容を繰り返し回答しているにすぎない。

「その打合せ議事録は電子媒体に記録保管されていることを聞いている」のうち、「その打合せ議事録は電子媒体に記録保管されている」の部分是否認し、その余については不知。実施機関は、審査請求人の主張する電子媒体を確認するために、電子文書管理システム及びファイリングシステムによる保管文書や課共有の電子データ、共用ロッカー等を調査したところ、電子メールでのやり取り記録、簡易な対応記録は保管されていることを確認したが、審査請求人が主張する打合せ議事録は確認できなかった。対応時の発言については詳細な記録が残っていないため不知。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件対象個人情報と審査請求について

- (1) 審査請求人が開示を求める文書

審査請求人が開示を求める文書は、「南部建設事務所建築指導課と本人（審査請求人）との平成23年度以降、本日（平成30年11月8日）までの打合せ議事録」である。

審査請求人は、自身が行政担当者と延べ30回以上の打合せ会議を実施し、その打合せ議事録が電子媒体に記録保存されていることを元担当者から直接聞いていると主張してその議事録の開示を求めた。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、審査請求人からの平成20年度から複数回にわたるメールや文書等による提案や要望に対し文書で回答しているところ、回答に納得できない審査請求人が複数回実施機関に来庁したので実施機関職員が面談対応した経緯があるとしたうえで、①実施機関のこの面談対応は審査請求人との会議ではなく、市民に対して市の考え方を説明したにすぎず、したがって会議議事録は作成していないこと、②審査請求人がいつ来庁し、対応者は誰か、その内容を簡潔に記載した一覧表形式の対応記録は作成してあること、③念のため、電磁的記録を調査したが議事録またはそれに類するようなものの存在は確認できなかったとして、開示を求められた議事録は作成されていない(文書不存在)ことを理由に本件不開示処分をした。

審査請求人は、この不開示決定処分を不服として審査請求を行った。

2 本件処分の当否について

(1) 本件において議事録が作成されたと審査請求人が主張している審査請求人と実施機関側との面談を、便宜的に以下「打合せ」とする。

打合せがあったとする日時場所については、審査請求人と実施機関側にほぼ異同がない。また、それぞれの打合せにつき、当事者双方が、予め、あるいは事後的に、議事録を作成する旨を合意した事実は窺われない。

そうすると、打合せにつき、実施機関によって議事録が作成されたか否かは、実施機関が議事録を作成すべき会議であると認識していたか否かに関わる。

(2) 実施機関は、各打合せにつき、審査請求人が「100年建たない」と説明を受けたとする審査請求人自宅南側土地に建物が建築されたことにつき、日照権に基づく損失補償や市長の謝罪を求める審査請求人に対し、建築基準法の改正経過を説明し、光熱費等の補償等の問題については市が補償すべき問題ではなく、市長が謝罪する問題ではないとの考え方を一貫して説明してきたにすぎないのであって、意思決定が必要な事柄について意見交換をする会議ではないと説明している。

(3) 一般的に会議とは各種各級の組織において複数人が集まり、意思決定を要する議題について話し合う会合を指し、そのような会議では内容が文字によって記録されることがある。その記録が議事録あるいは会議録である。しかしながら全ての会議において議事録が作成されるわけではないことは、例えば普通地方公共団体の議会(地方自治方法(昭和22

年法律第67号。)第123条)、株主総会(会社法(平成17年法律第86号。以下「法」という。))第318条)、取締役会(法第369条)等が、議事録の作成を法律で義務づけられていることの反対解釈から明らかである。

さいたま市文書管理規則(平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。))第4条は、「職員は、事案の処理を行う場合は、審議、検討の経緯その他の意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績について、合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。」と規定し、意思決定をとまなう事案の処理について、(事案が定例的かつ軽易なものを除き)意思決定の過程を跡付け・検証するための文書の作成を義務付けている。

以上のことから、さいたま市は、意思決定をとまなう議題について話し合う会合を会議と理解し、かつ、その会議の内容を文字によって記録することを義務付けし、その記録(議事録あるいは会議録等)を行政文書として保管するものと理解できる。

- (4) 審査請求人が打合せの場に提起した問題は、審査請求人宅南側土地に建築された建物の建築確認処分に対する不満と、同建物による日照障害によるさいたま市に対する損失補償要求等である。この対応にあたり、行政庁として意思決定を必要とする事案処理が存在するとは考えられず、実施機関は、同建物が改正建築基準法に則って建築確認されたこと、さいたま市は損失補償の当事者ではないこと等を縷々解説し説明してきたにすぎなかったものと推認できる。

そうすると、打合せの議事録を作成しなかったという実施機関の説明は、前記文書管理規則に照らして不自然・不審な点は存在しない。

- (5) 審査請求人は、打合せに同席していた元建築指導課職員から直接、「打合せ議事録は建築指導課のパソコンに記録した」と聞いたと主張する。

これにつき当審査会で調査を行ったところ、当該職員が打合せに同席したのは、平成25年6月の1回のみであったこと、同席した打合せの記録は、ノートに話の要点のみをメモしたもので、誰がどのような発言をしたかについて記録した議事録形式ではないこと、ノートに記した内容は、同席時点から1ヶ月以内程度に課の共有サーバーに残したと職員が記憶していることを把握した。

そうすると、当該職員は「17、18回ぐらい」同席していたと主張する審査請求人の記憶は全般的に不確かと言わざるをえず、しかも当該職員が議事録を作成すべき職務を担当していた事実は窺えず、「打合せ議事録は電子媒体(建築指導課のパソコン)に記録した旨を確認している」との審査請求人の主張を根拠に議事録の存在を推認することはできないと言ふべきである。

なお、議事録は必ずしも発言者の一言一句を記録する必要はないものであるが、文書管理規則第4条によると、少なくとも意思決定の過程を跡付け・検証できる程度の形式と内容を備えている必要があり、そのような観点によっても、本件において議事録あるいはそれに類するような文書の存在は窺えないところである。

その他、議事録の存在を推認できる具体的な事情も確認できないことから、議事録は不存在と認めるのが相当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 2月25日	諮問の受理（諮問第533号）
②	同年 3月28日	審議
③	同年 4月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和元年 5月23日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同年 7月18日	審議
⑥	同年 9月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第176号  
令和元年9月30日

さいたま市農業委員会  
会長 若谷 茂夫 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成31年4月4日付けで貴委員会から受けた、「岩槻区の特定農地（5筆）の維持管理について・指導書・催告書・警告書」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年1月10日付け農委振第1729号により、さいたま市農業委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 個人の権利、利益の侵害とのかについて納得しかねます。
- (2) 当該農地は、登記上の地目は農地であるが、現況は原野であり、雑草雑木に覆われ耕作不可能な状態であり、耕作可能な状態にするためには、かなりの努力と資金が必要と思われる。
- (3) 行政指導の有無を知りたい為審査をお願いしたく請求します。  
行政は農地としての管理指導を行ってきたのかについて確認したい。  
過去における指導内容を開示していただきたい。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人より、「岩槻区の特定農地（5筆）の管理について 指導書、催告書、警告書」について、行政情報開示請求書が提出された。

当該開示請求については、当該行政情報の存否を回答するだけで、特定の所在地について指導の有無を開示することになり、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第10条に該当するとして、行政情報不開示決定（存否応答拒否）を行ったものである。

- 2 今回の開示請求は、遊休農地に対して、農地の維持管理ができないことについての指導歴という内容なので、農地の維持管理を所管している農業振興課が担当になっている。農業振興課が行っている農地の維持管理業務についてであるが、農地の維持管理に対する指導は、まず土地全筆の調査を行い、問題がある農地については、再度調査を行い、遊休農地として認められた場合は、農地の維持管理についての通知を出している。

具体的には、まず維持管理通知を出す。この通知は、実施機関が全筆調査を行った際に一括で出すというのが主であるが、近隣住民からの通報により、現地調査を行い、通知を出すこともある。維持管理通知で一定の期限を設け、そこまでに草刈りなどをしてくださいというお願いをし、その結果返答がないものについては、今後の方針についての意向調査を行うという形になる。

- 3 審査請求人の「個人の権利、利益の侵害とのことについて納得しかねます。」との主張について

特定の農地における地権者に対する指導等の行政情報については、記載された内容が個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、当該行政情報は、条例第10条「開示請求に対して、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」の規定に該当するため、本件開示請求に対して存否応答拒否による行政情報不開示決定を行ったことは妥当である。

#### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

実施機関は、岩槻区の特定農地5筆の農地維持管理についての指導書、催告書、警告書の開示請求に対し、当該行政情報の存否を回答するだけで、特定の所在地について指導の有無を開示することになり、個人の権利利益を侵害するため条例第10条に該当するとして存否応答拒否の不開示処分を行った。

審査請求人は、個人の権利、利益の侵害との事について納得できかねる、として本件処分の取消しと対象行政情報の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

実施機関は、本件行政情報開示請求に対し、条例第10条に該当するとして不開示決定をしているので、条例第10条の該当性について以下検討する。

- (1) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

本条は、実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報がある又はないと答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

- (2) 開示請求されている指導書、催告書、警告書について

遊休農地や耕作放棄地に対する農業振興課の指導としては、維持管理通知を出して（さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領第7条）一定期限までに草刈りなどしてくださいというお願いをする、ということであるから、審査請求人の主張する「指導書」は、この維持管理通知書のことと思料される。

そして、この維持管理通知に対し返答がないものについては、今後の方針についての意向調査を行うということであるから、審査請求人の主張する「催告書」は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第32条に基づく利用意向調査書のことであると思料される。

なお、法第36条第1項は、利用意向調査を行っても農地の所有者等からその農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がない場合等には、当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする、と規定しているので、審査請求人の主張する「警告書」は、当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告する書面のことであると思料される。

上記のことから、審査請求人が開示請求している指導書、催告書、警告書は、当該土地に関する土地所有者に対する行政指導等の来歴に関する個人情報であると認められる。

- (3) 以上のとおり、本件対象行政情報は、審査請求人以外の第三者である当該土地所有者の土地に関する行政指導等の来歴に関する個人情報であるから、この情報を開示するということは、その個人情報を当該土地所有者以外の第三者に知らしめるということになる。

すなわち、本件対象行政情報は、個人に関する情報であり、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、不開示情報（条例第7条第2号）に該当する。

したがって、本件開示請求に対し、本件対象行政情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報である当該農地に対する指導等の有無を答えるのと同様の結果を生じることになるため、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものと認められる。条例第10条に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年4月4日	諮問の受理（諮問第535号）
②	同年4月18日	審議
③	令和元年6月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年7月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同年9月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第177号  
令和元年10月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年10月6日付けで貴職から受けた、「特定法人の産業廃棄物不適正処理に関する対応状況について（報告）」（文書番号、フォルダ名、担当課、登録年度、保存期間、完結日を特定）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年6月16日付け環資産第1154号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、提出物の文書名を特定し、精査の上で提出物及び報告書別紙の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。  
誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。  
提出物の文書名を特定し、精査の上で開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件開示請求の対象となった行政情報は、特定法人が産業廃棄物の不適正処理を行ったことについての文書勧告及び改善措置を求めたことに対する当該法人の改善措置の完了状況、市による立入検査の結果等を報告した起案文書である。当該行政情報中、特定法人から提出された改善措

- 置の完了を確認するための書類については、一定期間の当該法人の取引先からの産業廃棄物の受入量及び処理の状況など当該法人の事業活動全般に関する情報であり、開示することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当し不開示とした。
- (2) また、それらの書類は、市による検査の対象として提出を求めた情報であり、その名称及び内容を公にすることにより、市が行う検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、条例第7条第5号に該当し不開示とした。
- (3) 当該行政情報中、確認検査結果の書類については、検査の手法が明らかとなる部分及び当該法人の事業活動に関する情報について、前述と同様の理由から不開示とした。
- (4) 当該行政情報中、関係書類として添付した勧告文書（写し）及び改善措置通知（写し）に記載されていた氏名に係る直筆のサインについては、特定の個人が識別できる個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し不開示とした。
- (5) 審査請求人は、実施機関が特定した文書について、誤った文書特定の瑕疵があると主張しているが、実施機関は行政情報開示請求書に記載されていた「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」のとおり、文書番号、文書件名、フォルダ名、担当課、登録年度及び完結日が一致している行政情報を特定したものである。したがって、行政情報開示請求に係る行政情報の特定に誤りはなかった。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年6月2日に文書番号、文書件名、フォルダ名、担当課、登録年度、保存期間、完結日を特定して行った行政情報開示請求に対して、実施機関が特定した「環資産003385特定法人の産業廃棄物不適正処理に関する対応状況について（報告）（平成27年11月13日決裁）」である。

実施機関は本件開示請求に対し、該当する文書のうち、勧告文書及び改善措置通知を受取った者の氏名が直筆で書かれた部分を条例第7条第2号に該当するとして、また、特定法人から提出された書類については法人の事業活動に関する情報であることから条例第7条第3号に該当するとして、更に、特定法人に提出を求めた書類が何であるのかわかる部分については、市が行う検査事務に関する情報であることから条例第7条第5号に該当するとして、それぞれの該当部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査

請求人は、処分の取消しと、不開示とした特定法人からの提出物及び報告書別紙の開示を求めるとともに、文書特定の瑕疵があることを理由に本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

### (1) 文書の特定について

審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵を主張している。

当審査会において、実施機関が開示した文書を見分したところ、当該文書は開示請求書の「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」の欄に記載された内容と、「文書番号」「文書件名」「フォルダ名」「担当課」「登録年度」「保存期間」「完結（決裁）日」についてそれぞれ一致していた。したがって、文書の特定に瑕疵はなく適正に行われたと認められる。

### (2) 提出物及び報告書について

審査請求人は、提出物及び報告書別紙の開示を求めている。

当審査会において、実施機関が特定した文書を確認したところ「提出物」とは、違反行為を行った特定法人が改善措置を講じたことを示すために実施機関に提出した書類のことであり、また、「報告書別紙」とは、平成27年9月11日に特定法人から提出された報告書に添付された書類であり、どちらも特定された文書の一部であった。

これらの提出物及び報告書別紙は、当審査会が見分した限り、法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえることから条例第7条第3号に該当すると認められる。また、提出を求めた情報の名称又は内容を公表することは、事業者が検査手法を習得し、それをくぐり抜ける方策を講ずることにつながるおそれがあり、条例第7条第5号に該当すると認められる。よって実施機関が当該部分を不開示とした処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年10月6日	諮問の受理（諮問第432号）
②	平成30年7月19日	審議
③	令和元年7月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年10月17日	審議

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第178号  
令和元年11月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成31年3月13日付けで貴職から受けた、「さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて。」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年1月25日付け出出第2229号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は取り消されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

平成30年12月17日付けで行政文書開示請求を行ったところ、さいたま市長から行政文書不開示決定処分を受けた。しかし、本件処分は、不当であること。

- (1) 開示請求の内容＝「さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだとき、取得した文書すべて」である。
- (2) 不開示処分の理由＝「当該行政情報は、実施機関では取得しておらず存在しないため。」

- (3) 「取得していない」の主張は、騙す目的で記載した虚偽内容である。
- (4) さいたま市は、(指定金融機関等) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。) 第168条第2項により、指定金融機関制度を選択している。
- (5) 指定金融機関制度によれば、公金の収納を行えるものは、金融機関のみである。
- (6) 公金収納とは、公金を預かり、指定された口座に振り込む一連の行為である。
- (7) この行為は、(定義) 銀行法(昭和56年6月1日法律第59号) 第2条2項に規定する「為替取引を行うこと。」に該当する行為であり、銀行の固有業務である。(最高裁平成13年3月12日判決・判時1745号148頁)。
- (8) 一方で、コンビニ収納が行われていること。
- (9) このことは、コンビニ店舗が金融機関であることが必要である。
- (10) 日本郵政公社は平成19年10月1日に民営・分社化されたこと。  
民営化に伴い、金融機関ではない郵便局は、従前行っていた公金取扱いができなくなってしまうこと。
- (11) 郵便局に、従来通り、公金の取扱ができるようにするため、平成18年4月1日施行の銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号)により、新たに銀行代理業制度が創設された。
- (12) 平成18年施行の改正銀行法により、出資規制と兼業規制の規制が廃され、一般事業者も銀行代理業を行うことができるようになった。コンビニ店舗が、公金収納を行うためには、銀行代理業者になることが必要である。
- (13) さいたま市が、コンビニ収納契約を結ぶ場合、コンビニ本部が銀行代理業者であることが前提条件である。
- (14) 開示請求の内容＝「さいたま市は、公金の収納について、コンビニ店舗納付を行っています。りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだとき、取得した文書すべて」に対し、不開示処分の理由＝「当該行政情報は、実施機関では取得しておらず、存在しないため。」と理由を述べていること。
- (15) さいたま市長が、「取得していない」と主張していることは虚偽である。
- (16) よって、審査請求の趣旨通りに、「処分を取り消す」との裁決を求める。
- (17) さいたま市は、指定金融機関制度を選択して、市税の収納を行っている。
- (18) 指定金融機関制度では、1つの地方公共団体が指定する指定金融機関は1つに限られる。

指定金融機関となった金融機関は、別途、地方公共団体が指定する金融

機関を指定代理金融機関に指名することができる。(自治法施行令第168条第3項)。さらに、当該地方公共団体に支店を持つ金融機関(ゆうちょ銀行および代理店業務を行う郵便局の貯金窓口含む)などを収納代理金融機関として収納業務のみを行わせることができる(自治法施行令第168条第4項)。

- (19) コンビニ店舗での公金収納は、コンビニ店舗で預かった公金を、コンビニ本部が集めて、当該地方公共団体の指定する指定金融機関の口座に送金を行っている。

コンビニが行っている行為は、銀行法第2条第2項の所定する「為替取引を行うこと」に該当する行為である。

「為替取引を行うこと」は銀行固有の業務であり、民間業者は行うことは、できない。

- (20) 銀行法等の一部を改正する法律 金融庁 平成17年11月上記の改正法は、平成18年4月1日施行され、新たに銀行代理業制度が創設された。

銀行代理業制度の目的は、民間業者に銀行業務の兼業を認める内容である。郵政民営化に伴い、郵便局は金融機関でなくなり、従来扱っていた公金収納が行えなくなる。民営後の郵便局でも従来扱っていた公金収納が行えるようにした内容である。そのためには、郵便局はゆうちょ銀行を所属銀行とした銀行代理業者になる必要があった。

- (21) コンビニは民間業者であること。銀行業務を兼業するには、銀行代理業者になる必要があること。

コンビニ納付とは、民間事業者であるコンビニが兼業として銀行固有業務を行う行為である。

契約時には、コンビニが銀行代理業者であることの資格証明が必要であること。

- (22) さいたま市は「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」という取得文書を保有している。

- (23) コンビニ収納の契約を行うにあたり、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」が「必要でないこと」について、310305 弁明書では情報提供が行われていないこと。

さいたま市長が行った情報提供は、(情報の提供) 行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第84条に違反する行為であること。違反を認めること。

- (24) 310125 不開示決定通知でも、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」が「必要でないこと」について理由付記が行われていないこと。

このことは、(理由の提示) 行政手続法(平成5年法律第88号) 第8

- 条に違反していること。違反を認めること。
- (25) コンビニ収納の契約を行うにあたり、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」が、「必要でないこと」について、説明を行うこと。
- (26) 説明できなければ、不開示決定は不当であること。  
不開示決定を取り消すこと。  
開示請求文言通りに、「取得文書すべて」を開示すること。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 平成30年12月17日付けで、審査請求人より、「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関において該当の文書を特定するにあたり、審査請求人とのメールでのやりとりの中で審査請求人より「さいたま市市税等収納業務契約書とそれに付随して取得した文書総て」という回答を得たため、実施機関として「さいたま市市税等収納業務契約書(平成30年3月23日付)」を特定し、平成30年12月28日付行政情報一部開示決定通知書を送付した。

その後、審査請求人とのメールでのやりとりの中で「契約書は、作成文書で、取得文書ではありません。」との指摘を受け、平成31年1月25日付で行政情報一部開示決定の取消しを行うとともに、実施機関では、契約書以外の該当する行政情報を取得しておらず存在しないため、行政情報不開示決定を行ったものである。

- (2) 審査請求人の主張は、コンビニ収納の契約を行うにあたり、コンビニが銀行代理業者であることの資格証明が必要であるので、資格証明書を取得しているのではないかということであると思われる。

実施機関は、収納代行を私人に委託するに当たっては、自治法施行令第158条及び第158条の2の規定に基づき行っており、この政令では、当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができることとされていることから、さいたま市市税条例施行規則(平成13年規則第64号。以下「規則」という。)第8条の2により基準を定めている。当該基準は5項目にわたり記載されているが、この中に銀行代理業を営むことについての資格要件は求められていない。

よって、銀行代理業を営んでいるか否かは、収納事務における委託基準の条件になっていないため、審査請求人が、求めているコンビニが銀行代理業者であることの資格証明はそもそも存在しない。

- (3) また、前項の基準を満たしていることを確認するための書類として、りそな決済サービス株式会社よりコンビニ収納代行サービスに係る公金収納代行の説明資料が提出されているが、これは、協議段階で事前を取得した文書であり、契約を結んだときに取得した文書には当たらないという整理をしている。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

- (1) 本件開示請求に係る行政情報として「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて」との記載があり、該当文書の特定にあたっては、実施機関と審査請求人とのやりとりを通じて、実施機関は「さいたま市市税等収納業務契約書（平成30年3月23日付）」を特定し、行政情報一部開示決定を行った。その後、さらに、審査請求人とのやりとりの中で、「契約書は、作成文書で、取得文書ではありません。」との指摘があり、実施機関は、先の行政情報一部開示決定の取消しを行うとともに、契約書以外の該当する行政情報を取得しておらず、存在しないとして、行政情報不開示決定を行った。
- (2) 一方、審査請求人が開示を求める行政情報は、さいたま市が、コンビニ収納の契約を行うにあたっては、コンビニが銀行代理業者であるはずであるとの考えから、「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」を取得しているはずであるとの主張であると考えられる。
- (3) しかしながら、収納代行を私人に委託するにあたっては、自治法施行令第158条及び第158条の2の規定があり、第158条の2第1項においては、当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができることとされていることから、さいたま市は、規則第8条の2により基準を定めている。当該基準では、銀行代理業を営むことについての資格要件は求められていないため、審査請求人が求めている「コンビニが銀行代理業者であることの資格証明」はそもそも存在しないと言える。
- (4) もっとも、さいたま市が、コンビニ収納の契約を行うにあたっては、規則第8条の2の基準を定めている。当該基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができることとされているため、基準充当性の判断にあたっては、何らかの資料の提出を求めることが考えられる。

この点、実施機関は、事前に当該基準を満たすか否かの判断のための資料として、りそな決済サービス株式会社より、コンビニ収納代行サービスに係る公金収納代行の説明資料が提出されているが、これは、協議段階で事前を取得した文書であり、契約締結時に取得した文書には当たらないという判断をしたとのことである。

## 2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関は、本件開示請求の「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに、取得した文書すべて」という記載を、あくまで契約締結時という一時点に限定して捉え、契約時には文書を取得していないとして、文書は不存在であるため不開示としている。
- (2) しかしながら、さいたま市が、コンビニ収納契約を締結するにあたっては、自治法施行令第158条及び第158条の2の規定に基づき、規則第8条の2の基準を定めているところであり、同基準を満たすか否かの判断に当たっては、当然に、判断の前提となる資料を取得することが考えられ、現に、実施機関も協議段階では、説明資料を受領したことを認めている。
- (3) 本件開示請求の「りそな決済サービス株式会社と収納代行契約を結んだときに」という記載は、契約締結時という一時点に限定する趣旨ではなく、本件開示請求に至った経過やその後の審査請求人と実施機関とのやりとりに鑑みれば、契約締結にあたって取得した資料と考えるのが合理的である。そうすると、契約締結にあたって取得した資料は存在することが認められ、契約締結の一時点に限定して、取得した文書はないから不存在として不開示とした本件処分は不当であり、取り消されるべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求について、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 3月13日	諮問の受理（諮問第534号）
②	同 年 4月18日	審議
③	令和元年 8月 8日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 11月21日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第179号  
令和2年1月8日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年11月21日付けで貴職から受けた、「桜環境センターホームページにある◎さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月15日付け環施環施第1184号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対して実施機関が行った本件処分を取り消し、文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

指定管理者との協定に基づき本件請求による文書を開示せよ。

弁明書によれば、すでにホームページからは◎さいたま市桜環境センターの表記は削除されているとなっているが、それならば、削除されたことを情報提供してくれてもよかったのではないか。

ホームページの運営やその他を指定管理者にまかせるだけではなく、現場に出向くなどして監視を厳しく行って欲しい。

指定管理者が、ホームページに市の写真を使用するならば、◎さいたま市と写真に表記する方法もあるのではないか。掲載許可や利用許可があった方が良い。また、ホームページの管理者責任が指定管理者になるならば、表記

については、十分検討し、さいたま市としての判断をしてほしい。

著作権については、損害賠償を請求されるような大きな問題になりかねない。過去にも、さいたま市で問題になっている事案も発生しているので、十分注意して欲しい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件審査請求に係る処分の内容は、平成28年8月2日付けで開示請求のあった行政情報「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」について、当該行政情報に係る文書が不存在であることから、行政情報不開示決定としたものである。
- 2 当該開示請求は、桜環境センターの指定管理者である株式会社Aが作成・開設した、さいたま市桜環境センターのホームページについて、そのページの下部に記載している著作権表記の著作者として、当時、「©さいたま市桜環境センター」とあったことから、その表記を見て、その理由を示すものとして請求されたものである。
- 3 ホームページ上の著作者の記載については、必ずしも表記しなければならないものではないが、悪用防止のために指定管理者の判断で記載したものである。しかしながらホームページは指定管理者である株式会社Aが作成・開設したものであるため、著作権法上の著作者は権利の譲渡がない限り、株式会社Aであり、当該表記は正確な表記とは言えないものであった。実施機関は、本件開示請求を受け、指定管理者に修正を求め、現在のホームページ上の表記は「©株式会社A」となっている。
- 4 さいたま市桜環境センターホームページは「さいたま市新クリーンセンター整備事業要求水準書(平成21年7月3日)」(以下「要求水準書」という。) 第Ⅱ編 維持管理・運營業務編4. 2. 9 広報宣伝 に基づき、特別目的会社(指定管理者)である株式会社Aが独自に作成・開設しているものであり、実施機関は作成に関わっていない。したがって、実施機関には当該ホームページの作成・開設に係る文書は作成及び取得していないため、不存在による不開示決定としたものである。
- 5 ホームページの作成・開設を行っている、株式会社Aからは、掲載にあたっての理由を示す文書は存在しない(作成していない)と口頭での報告を受けているほか、当時の作成担当者からは「ホームページの内容が、さいたま市が所有する桜環境センターであること、また、写真等がさいたま市から提供されたものであることなどからこのような表現とした。」との報告を受けており、作成・開設時の確認洩れから当該記載となったものと考えられる。
- 6 審査請求人は、「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境

センターとする理由のわかるもの」について指定管理者との協定に基づき開示せよと主張しているが、上述したとおり、実施機関及び指定管理者（株式会社A）において、開示請求に係る行政情報は作成しておらず、文書不存在のため、不開示としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月2日に開示請求を行った「桜環境センターホームページにある©さいたま市桜環境センターとする理由のわかるもの」である。

実施機関は本件開示請求に対し、該当する文書を保有していないことから、不存在による不開示決定を行ったところ、審査請求人は処分を不服として処分の取消しと請求した情報の開示を求めて本件審査請求を行った。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) さいたま市桜環境センターは、ごみ処理施設のほか、リサイクルセンターや環境啓発施設、余熱体験施設などが整備された公の施設である。さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例（平成22年条例第42号）第18条では、「市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに、余熱体験施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。」と規定しており、株式会社Aは、この規定に基づき議会の議決を経て指定された指定管理者である。
- (2) 実施機関の説明によると、桜環境センターのホームページは指定管理者である株式会社Aが、要求水準書第Ⅱ編 維持管理・運営業務編4. 2. 9 広報宣伝に基づき独自に作成・開設したもので、実施機関は作成にかかわっておらず、当該ホームページの作成・開設に係る文書は作成及び取得していないとのことである。また、ホームページ上の著作権表記は義務付けられてはいないが、たしかに「©さいたま市桜環境センター」という表記は誤りであり、株式会社Aに対して修正を求め、現在は正しく「©株式会社A」と表記されているという。
- (3) 当審査会において、要求水準書の該当部分を確認したところ、管理・余熱体験施設の利用促進を図るため、積極的かつ効果的に、広報・宣伝活動を行うこと及び管理・余熱体験施設の各種情報を含んだホームページをインターネット上に開設し、随時更新を行うことが明記されていた。そうすると、当該ホームページの開設及び運用は、株式会社Aが要求水準書に基づき行うべきものであり、株式会社Aによる誤表記の理由がわかる行政文書を実施機関が保有しないことに不合理な点はない。

したがって、実施機関の文書不存在を理由とする行政情報不開示の判

断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年11月21日	諮問の受理（諮問第435号）
②	令和元年 5月23日	審議
③	同 年 10月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 12月19日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第180号  
令和2年1月8日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成28年11月29日付けで貴委員会から受けた、「本太中学校の校庭の水たまり（水没）に関する行政情報（苦情、通報を含む）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年10月7日付け教管学施第2832号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示する行政情報に特定されなかった文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

市立小・中学校管理規則第36条に基づく台帳が特定されていない。同台帳の特定もれにつき再決定を求める。

さいたま市立小・中学校管理規則第35条では「校長は、学校の施設、設備等を運営管理し、その整備保全に努めなければならない。」とあり、第2項は「職員は、校長の定めるところにより、前項に規定する施設、設備等に

関する台帳を作成し、その現況を明らかにしておかなければならない。」とあり、第36条で「校長は、学校の施設、設備等を運営管理し、その現況を明らかにしなければならない。」とあり、台帳を作成するよう記載されている。したがって、当然学校の台帳が存在すると思うが、作成していないという弁明書もらった。信じられないので、みせたくないと思えない。

台帳は想像すると、土地の賃貸借から始まり、校舎の竣工、増築、改修、撤去、アスベストの除去。定期的な点検など記載されているのではないか。

台帳はあると思っているので、出してほしい。なお、学校にどのような文書があるのか調べるには、ファイル基準表の整備をする必要があるということをつけ加える。

実施機関に「台帳については旧市時代のことなのか、さいたま市には台帳はそもそも存在しないのか」と質問を行ったところ、回答は「旧市で有る無しではなく第36条の台帳は存在しないと考えている」とのことであった。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 平成28年9月23日付けの行政情報開示請求に対して「教管学施第4267号 本太中学校グランド排水溝清掃作業（平成28年1月19日決裁）」、「作業写真帳」、「支出負担行為伺書兼支出命令書（件名:本太中学校グランド排水溝清掃作業）（平成28年3月31日決裁）（伝票番号：113066296-00-01）」を行政情報として特定し、法人の口座情報を除き開示とする一部開示決定処分を行った。なお、さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年教育委員会規則第14号）第36条に規定する台帳（以下「台帳」という。）は作成されていない。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年9月23日に開示請求を行った「本太中学校の校庭の水たまり（水没）に関する行政情報（苦情、通報を含む）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「教管学施第4267号 本太中学校グランド排水溝清掃作業（平成28年1月19日決裁）」、「作業写真帳」、「支出負担行為伺書兼支出命令書（件名:本太中学校グランド排水溝清掃作業）（平成28年3月31日決裁）（伝票番号：113066296-00-01）」を特定し、法人の口座情報を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、台帳が特定されていないと主張し、本件処分の取消しを求めるとともに、台帳の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の当否について

- (1) 開示請求の方法を定める、条例第6条第1項第2号の規定によれば、開示請求書に「行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載して実施機関に提出することとされている。行政情報の特定は、開示請求にかかる本質的な内容をなすものであるから、実施機関の職員が、当該記載から請求者が求める行政情報と他の行政情報とが識別できる程度に記載されている必要がある。

審査請求人は、今次の審査請求に当たって台帳を特定し開示を求めているが、当初の開示請求書に記載されている内容からは、当該台帳を特定することはできない。

- (2) よって、実施機関による行政情報の特定に瑕疵があったとは認められず、審査請求人が台帳の開示を求めるのであれば、不服申立てではなく、別に開示請求すべきである。
- (3) また、本件処分は、法人の口座情報を不開示とする一部開示決定であるが、審査請求人は不開示部分に対し不服を申し立てていない。
- (4) すなわち本件審査請求は、実施機関の不開示決定部分についての開示は求めておらず、本件審査請求は審査請求の利益がないと言わざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年11月29日	諮問の受理（諮問第440号）
②	令和元年 5月23日	審議
③	同 年 12月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第181号  
令和2年1月8日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年12月5日付けで貴職から受けた、「行財政改革推進部が保有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年4月28日付け都行第170号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと請求した情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報を請求したが、旧岩槻区役所跡地への建設の行政情報が特定されている。よって2ヶ所に建設する云々についての行政情報を開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

審査請求人が平成28年4月15日付で行った開示請求は、「行財政改革

推進部が所有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」である。行財政改革推進部は、「都行第1294号公共施設整備事前協議における見解等（（仮称）岩槻人形会館整備事業）」が該当すると判断し、行政情報開示決定を行った。

「岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報を請求したが、旧岩槻区役所跡地への建設の行政情報が特定されている」との主張について平成28年4月28日付け都行第170号により開示決定した行政情報は、（仮称）岩槻人形会館の施設規模、機能、管理運営コスト等に関する行財政改革推進部及び事業所管課の間の事前協議に係る行政情報であるが、当該協議の範囲には、「旧岩槻区役所敷地利用計画」の策定（平成27年6月）以前の「（仮称）岩槻人形会館建設予定地」が含まれている。したがって当該行政情報が、「行財政改革推進部が保有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」との表現で審査請求人が開示を請求した行政情報であると判断したものである。

また、当該行政情報以外には、審査請求人が開示を請求した行政情報に該当する行政情報は、行財政改革推進部には存在しない。

なお、現在（仮称）岩槻人形会館整備事業は、（仮称）岩槻人形博物館整備事業に名称変更している。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月15日に開示請求を行った「行財政改革推進部が保有する（仮）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「都行第1294号公共施設整備事前協議における見解等（（仮称）岩槻人形会館整備事業）」を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、特定し開示した情報は審査請求人が開示請求を行った内容とは異なるという主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 当審査会において、開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した行政情報から、（仮称）岩槻人形会館建設予定地及び旧岩槻区役所敷地の2ヶ所の用地に、（仮称）人形会館を整備するために各機能の導入について検討している文書であることが読み取れる。したがって、開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「行財政改革推進部が保有する（仮称）岩槻人形会館を2ヶ所に建設する件についての行政情報」であることが認められる。

(2) そうすると、請求した内容に対する文書の特定が適正になされ、特定さ

れた文書がすべて開示されていることになる。したがって、処分に対する  
審査請求の利益を有しないものである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月5日	諮問の受理（諮問第441号）
②	令和元年5月23日	審議
③	同年12月19日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第182号  
令和2年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成31年4月26日付けで貴職から受けた、「西大宮駅周辺の土地区画整理事業における変更の経緯がわかる記録等（以下「本件対象行政情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問3件について、次のとおり答申します。

なお、当該諮問3件は同一請求人による上記土地区画整理事業における施行地区内の特定施行箇所における施設の変更等に係る経緯の分かる記録等の開示を求める同一趣旨の審査請求であるため、併合して審査しました。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年1月7日付け建北道維第5651号、平成31年1月7日付け建北道維第5652号及び平成31年1月7日付け建北道維第5654号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分はいずれも妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) さいたま都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理事業について事業認可変更計画中の案件について、第2回目の事業変更申請中の事柄について、審議会議事録案件でもあります。その当時は、栄学園グランド用地と駅前通り線間の用地は計画住宅用地として事業認可を受けていました

第1回国土交通大臣事業認可時は住宅用建設用地として発表され、換地計画を地権者借地権者縦覧及び説明を丁寧にしてきたところであり、その後についてですが、栄学園より上記住宅用地を学校用地として確保したい旨の要望書が出され、この案件についてUR都市機構と市行政担当課と計画変更等についての協議がなされ第2回の事業変更申請に至りました。この間、事業変更について認可が降りる前に、西大宮駅前通り線西区役所北側段差5mコンクリート擁壁工事が着手され、道路構造が完成してしまいました。計画住宅用地が学校用地にとURと栄学園との覚書により担保され、申請中に道路構造変更工事着手に至りました。これらの事柄については、審議会でも問われています。それも覚書によりお互いを縛り、一般競争入札無しのように決した。

これらの事柄について、変更申請に至った事前協議等を含む市行政とUR都市再生機構との合意された駅前通り線道路構造構想、行政情報開示の請求をします。

(2) 第2回事業認可変更申請中の中にありながら計画住宅用地を学校用地として購入する、売買についての覚書が存在し認可前に駅前通り線現在栄学園校舎東側擁壁と道路工事が着手され現在にいたった事項であります。これらについては行政情報公開請求しても、存在しない。つまり、第2回の国土交通大臣に対する事業認可変更申請を行政は何も議事録が無いですまして行政情報は不開示となっていますがどうしても納得できません。変更申請に対し行政は何を根拠に議事録が存在しないというのか問います。UR都市再生機構は、さいたま市・埼玉県との行政の皆さまと協議抜きで変更申請を通過させたのでしょうか。計画住宅用地から学校用地にする事柄を問います。今のままでは栄学園用地全体が低地部に有り集中豪雨に対応できない高さにグラウンドと校舎が有ります。十分な環境にあるか心配であります。

(3) さいたま都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理エリア内都市計画道路大谷場・高木線道路直近と扇通り線道路構造については、市立指扇中学校が有り文教ゾーンとして位置付けされた中での国土交通大臣事業認可による区画整理事業であり、又直近には文部科学省認可の私立の学校がある中で、扇通り線を挟む南側には、歩道が有りません。指扇公民館方面から来る扇通り線道路は両面に歩道が有ります。そんな中、指扇地区東西交通の要であります扇通り線が有ります。公共交通東武バス・シャトルバスも運行しています。この扇通り線が学校ゾーンに来たら歩道が片方しか無くなります。防災減災対応構造南北両方に歩道が必要であります。

これまでに至った市行政とUR都市再生機構との合意された道路構造南側コンクリート擁壁の上に白いガード柵付帯地部分と絶壁下の壁からの

水抜きを受けるU字溝施設付帯地等に至った行政情報開示の請求をします。

(4) 埼玉栄学園・指扇中学校のある文教ゾーンにある道路環境には、審議会委員の意見と異なる道路構造になっており、公共交通バス通り線・扇通りは幅員も凹凸が有り、南側栄学園側には歩道もありません又、指扇中学校校門出入り口に信号機もありません。昭和30年指扇中学校が出来たままの出入り口であります。生徒さんや歩行者自転車健常者以外の人達にも信号機と道路南側には歩道が必要で有ります。更に西方に進みますと手押し信号交差点が有り、その交差点から先はまた歩道が有りません。幅員も一部のガードレールが外側帯に接近して道路が絞られています。危険な道路環境に有ります。更に東へ行くと信号交差点、西大宮駅前通り線栄学園用地隣接地は全て擁壁が有りそれは道路幅員を守るための擁壁とガードフェンス構造がセットされた構造であります。擁壁の水抜き穴からは水が学校用地に垂れ流されています。道路構造等内に行政の用地に有る工作物排水路があつてしかるべきです。

(5) さいたま都市区画整理事業大宮西部特定土地区画整理エリア内埼玉栄中学高等学校旧正門前の道路については6m幅員の道路であるはずが、正門を過ぎると急にガードレール73cmが有り(40m位)その一体は道路U字溝含んで5.27m道路幅員しかなく全体道路が6mなのに变形道路となっている。急に道路が狭くなり大きな車、車両のすれ違い、車両の自転車・歩行者の追い越しの際ガードレールが飛び出てきて道路の中ほどへ寄って通行しなければならず、交通事故等誘発する原因にもなって危険です。近隣には指扇歩道橋をわたつての指扇小学校・指扇中学校・埼玉栄中学・高等学校と有り学生さんの通学路であります。この栄学園グランドまわりの擁壁に白い市用ガードフェンスが西側から続きそれは6m道路+擁壁上ガードフェンス付帯地?が有り途中から6m幅員の中にガードレールU字溝工作物が突き出ている危険道路であります。

なぜその部分も上記のように付帯地作らなかつたのか。これらに対する行政情報開示の請求をします。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分は、平成30年12月25日付けで、審査請求人から行政情報開示請求を受けたことに対して、実施機関が開示請求に係る行政情報を作成及び取得していないため不存在による不開示決定を行ったというものである。

(2) 本件開示請求に係る土地区画整理事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条の2に基づき独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）が施行者となっているものであり、道路についても都市再生機構が整備を行う。

都市再生機構が道路を造る場合は、法令等に定められた技術水準に従って事業を進めている。その際、市に意見を聴いてくることはあるが、市の担当部署で将来引き継いだあとに問題がないようやり取りをした可能性はあるが、書類としては残っていない。

事業計画の変更申請に対し、法に基づき市に意見を聴くこととなっているが、意見を聴く際に市に提出される事業計画書は、全体的な図面のみが記載され、詳細な道路構造等に関する図面は載っていない。

事業完了後において、道路、河川、下水道などの公共施設については市へ引き継がれることになるが、道路の引継ぎに際しては、事業完了時に該当する道路に関する完成図面のみを引き渡しを受けたが、それ以外の書類の引き継ぎは受けていない。また、関係課も含めて対象となる文書の存在は確認できなかった。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

審査請求人は、大宮西部特定土地区画整理事業（以下「本件土地区画整理事業」という。）の施行地区内の特定施行箇所における施設の変更等に関し、実施機関が保有する文書の開示を求めたが、これに対し文書不存在による不開示決定を受けて、審査請求を行ったものである。

##### 2 本件土地区画整理事業について

本件土地区画整理事業は都市再生機構が施行者の事業である。都市再生機構は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合において、施行地区の土地について当該土地区画整理事業を行う（法第3条の2第1項）。

事業の施行に当たっては、施行者である都市再生機構が土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を設け、審議会は換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について法に定める権限を行う（法第71条の4第1項、第3項、第56条第3項）。

また、事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない（法第71条の3第3項）。事業計画を変更しようとする場合についても同様である（法第71条の3第14項、第15項）。

### 3 本件処分の当否について

- (1) 都市再生機構は、本件土地区画整理事業について平成10年10月に事業計画決定（国の認可）、平成11年4月に審議会設置、平成29年11月に換地処分公告を行った。当該審議会には上述した法定の審議事項に加えて、諸種の内容が議題となり、審議会委員から意見を聴き、また委員から出された要望事項等について審議が進められる。審議会は、施行地区内の宅地の所有者、学識経験者などの委員で構成され、さいたま市は委員ではなく関係者として出席している。土地区画整理事業は、審議会での審議に加えて、事業の地元市であるさいたま市の関係課所との事業施行に係る意見聴き取りや調整も踏まえて進められる。

総じて、都市再生機構による土地区画整理事業自体は法に基づいて進められるが、道路、河川、公園などの諸施設はそれぞれの関係法令にも則り整備が進められるものである。

- (2) 以上の都市再生機構による土地区画整理事業の施行の様態を踏まえて、審査請求人からの本件土地区画整理事業に係る行政情報開示請求について、以下に検討を行う。

審査請求人は、本件土地区画整理事業の施行地区内の特定施行箇所における道路構造について都市再生機構とさいたま市との間で施行に係る諸調整の内容を記録した行政情報の開示を求めている。

実施機関の説明は、本件土地区画整理事業が事業計画により進められその施行中において事業計画の変更や実際の施行に係る口頭の意見照会を受けたときは口頭で回答するが、文書としては記録していない。都市再生機構が土地区画整理事業の施行者の場合、法又は道路、河川などの関係法令により適法な事業の施行が求められ、照会により得た意見を反映するか否かは都市再生機構の判断によるものであり、その結果は実施機関としては事業計画変更書類又は完成図面により了知することとなる。文書により照会を受けたときは文書による回答を行うことが考えられるが、今回の審査請求に係る事案について文書の存在は確認できなかった。また、これら照会・回答は、口頭又は文書によるものであっても事業施行に係る所要の協議であるが、審査請求人の言う「合意」の形や性格を持つものでない。

以上のとおり実施機関は説明しているが、都市再生機構が施行者となる土地区画整理事業について、都市再生機構とさいたま市の関係から首肯できるものである。したがって、審査請求人が求める行政情報が他の事情も含めて存在する状況は窺えず、不存在とすることが相当であると結論する。

- (3) なお、審査請求人は覚書により計画住宅団地が学校用地に変更になったことの問題点、事業計画変更について都市再生機構が国の認可前に工事を進めたことへの問題点、本件土地区画整理事業の施行地区内の特定

施行箇所における道路幅員の狭小変更の問題点などの指摘をするが、事務・事業の進め方等に係る当否については、当審査会の審査の対象と権限の範囲外の事項に関することであるから言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年4月26日	諮問の受理（諮問第537号） 諮問の受理（諮問第538号） 諮問の受理（諮問第539号）
②	令和元年 8月 8日	審議
③	同 年 9月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 11月21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和2年 1月16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第183号  
令和2年1月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年3月13日付けで貴職から受けた、「(仮称)岩槻人形博物館整備事業アドバイザー業務委託に関する行政情報すべて 旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年1月13日付けス文文第3696号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

不存在は違法

添付した「建設工事発注の際には石綿にご注意ください」のチラシのとおり

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書においておおむね以下のように説明している。

- 1 (仮称)岩槻人形博物館(以下「岩槻人形博物館」という。)はさいたま市初のDB(設計・施工一括発注)方式で事業を進めており、事業者募集時

の入札説明書別添資料1 要求水準書において、遵守すべき法令等として、アスベスト調査に係る「さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年条例第46号。以下「生活環境保全条例」という。）を挙げている。

- 2 同条例第70条では、発注者の配慮として、建設工事の発注者は、当該建設工事の施工者に対して、石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならないとあるため当該事業においては、今後事業者と契約締結後に実施設計のなかで、建設予定地にある既存の建築物である旧岩槻区役所第二別館の解体を行う前にアスベスト事前調査を実施することとしていた。
- 3 審査請求人は、岩槻人形博物館の建設工事の発注に当ってアスベスト事前調査をしていないのは違法と主張しているが、本業務は設計と施工の一括発注方式を採用しており、契約締結後に実施設計のなかで、事前調査を実施することとしており、審査請求人の主張は妥当ではない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年12月1日に開示請求を行った「(仮称) 岩槻人形博物館整備事業アドバイザー業務委託に関する行政情報すべて 旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、契約事務に関する情報11件、事業者選定に関する情報3件、参加資格に関する情報3件、岩槻人形博物館基本設計業務工事費概算書、岩槻人形博物館整備事業におけるコスト管理支援業務評価報告書及び評価書の併せて20件を特定し、本件処分を行った。

本件処分に対して審査請求人は、生活環境保全条例第61条第1項に規定された、旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査にかかる文書が存在するはずであるという趣旨の主張から、該当する文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は本件処分により特定し開示された文書については不服を申立てておらず、不存在とした文書についてのみ開示を求めている。したがって、当審査会は、不存在とした「旧岩槻区役所第二別館のアスベスト事前調査にかかる文書」の存否について審議を行う。
- (2) 岩槻人形博物館は、令和2年2月22日に開館する、さいたま市の新たな施設である。当該施設は旧岩槻区役所の敷地にその一部が建てられており、同敷地内にあった、「旧岩槻区役所第二別館」は、当該施設の建設に伴って解体されたものである。
- (3) 審査請求書に添付されたチラシとは、石綿飛散防止対策としてさいたま市が作成したものであり、「石綿含有建築材料の事前調査の徹底を！！」

と記載されており、根拠法令として、生活環境保全条例第70条が挙げられている。

- (4) 実施機関の説明によれば、岩槻人形博物館は、設計と施工の一括発注方式（以下「DB方式」という。）を採用しており、事業者募集時の入札説明書に添付された（仮称）岩槻人形博物館整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）には、遵守すべき法令等に生活環境保全条例が明記されているので、当該条例にしたがい、事前調査は受注した事業者が行うことになることである。当審査会において要求水準書を見分したところ、実施機関の説明のとおり記載があることを確認した。
  - (5) ところで、本件開示請求は平成28年12月1日に行われているが、さいたま市が一般競争入札の告示（さいたま市告示第1655号）を行ったのは平成28年12月12日であり、入札の日時は平成29年2月24日（金）午前10時であることが、市ホームページから確認された。
  - (6) そうすると、本件開示請求があった時点は、入札前であり、当然、契約締結前ということになる。したがって、本件開示請求日時点で対象行政文書が存在していないことは明らかである。
  - (7) したがって、文書不存在により不開示とした実施機関の処分は妥当である。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 3月13日	諮問の受理（諮問第450号）
②	令和元年 12月19日	審議
③	令和2年 1月16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

（五十音順）

さ情審査答申第184号  
令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和元年7月8日付けで貴職から受けた、「住民基本台帳事務における支援措置申出書（特定期間）自分が加害者として記載のあるものと理由（相談機関等の理由など）自分に関係する記載（旧姓のものも含む）」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年3月14日付け南区区第3173号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、存否を明らかにしたうえで文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、補正書、反論書、口頭意見陳述、10月17日弁論時質問への捕足によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 約4年ほど前、当時、審査請求人夫婦及び未成年の子の住民登録があるA市役所に住民票交付申請をしたところ、夫及び子が転居していることが分かった。同時期に、本籍地であるB市役所で戸籍を請求した際、「支援措置が出ている」と言われた。このとき支援措置申出書（以下「申出書」という。）という書類があるということ、その書類が提出されているということは言われていない。その後もう一度、A市役所に行き、支援措置とは何か聞いたが、「加害者には教えられない」と言われた。その後、夫及び子の転出先であるさいたま市C区役所で子の住民票交付申請をしたと

ころ、交付されなかった。交付されない理由については、「止められているので住民票は見せられない」と言われただけであり、A市及びB市で言われたことと同じだろうと思ったので理由は聞いていない。

そして、今年の3月1日にさいたま市の情報公開窓口に行った。目的は4年前何故住民票が取れなかったのかという理由を知るためである。情報公開の窓口担当が住民票・戸籍の担当課（以下「区民課」という。）に案内してくれた。区民課の職員は、このようなものがあると言って何も書かれていない申出書の様式を見せてくれて、そのようなものが出ているだろうからと言った。

- (2) 一担当者又は課が、無実の私を加害者として扱っている。そして、親として子供の住所を知りたいのに、知ることに必要な行政サービスが受けられず被害がでている。外部に意見を聴き、確認したことで支援が行われるので、その加害者として決定することとした書面を開示し、加害者として決めた理由を公表してほしい。未成年の子供の情報を開示請求しようとしたが、親子関係を証明する書類を取得することができず、子供本人名での請求は断念した。普通の親なら住民票は普通に取れるはずなのに何故住民票を取ることができないのか。公共サービスを受けられない理由を教えて欲しい。書類がないということは、私が公共サービスを受けられない理由もないと思う。私が公共サービスを受けられなかったのは、戸籍課の職員が好き嫌いで、交付するしないを勝手に決めている可能性もある。公共サービスは国民のニーズに応えるためにあると基本法に書いている。
- (3) 支援措置申出者（以下「申出者」という。）が書いた紙であっても、私個人の名前を書いた部分は私の個人情報である。申出者と違う人の名前を記入して、書かれた人の行政サービスに変更が出るなら、記入された人全部の同意を取るべきである。元夫の提出した書類に子の名前が書いてあるからといって、子の住民票を私が取得できないのは子の意思に反し、おかしな扱いである。子どもの権利条約から見て年齢制限をつけることなく、子に影響を与える全てのことについて、自由に子の意見を言えるように保障すべきという勧告が国連からも出ているので、子の意思を確認したのかどうかも確認して欲しい。
- (4) 職員から、加害者だから住民票等が開示出来なかったと説明されている。申出書にも加害者欄があり、そこに私の名前が書かれている可能性が高い。私の名前があるかどうかはわからないとのことだが、あるかどうかはわからない状態で、職員が一般市民を加害者呼ばわりするのは名誉毀損だと思う。今は支援措置も外れていて私は加害者ではないので、元夫の住所も電話番号も知っている。私を加害者と危険扱いする内容は何もない。この状態で、当時何故教えてもらえなかったのかを請求したら、あなたは加害者だから教えられないと言われた。職員が申出書の様式を出してきて、加害

者欄にあなたの名前が書いてあるから、あなたが加害者だからと繰り返し私を加害者と呼び、説明をしてきた。

- (5) 戸籍を出せないということは支援措置が出されているだろうからと言っていた。出せない理由を尋ねても、支援措置で多分加害者になっているのだろうからという説明しかされなかった。多分で加害者と言われたくない。申出書には加害者欄があるので、あなたが加害者だからと思うと説明しているのだろうが、職員も結局本当のところは言えないし、では調べて欲しいと言ったら、出せないと言う。本当に書類があるのかないのかもわからないのに、加害者扱いされたくない。推定有罪になってしまっている。職員に理由を尋ねても多分あなたが加害者と登録されているから見せられないと言う。加害者だと言うのであれば、その証拠を出して欲しい。しかし、市は出せないと言っており、整合性がとれていない。
- (6) 私個人がもともとできることができなかつたことについてしかお尋ねしていない。私が私の子供の住民票を取ることが、他人のどういう利益を害しているのか理解できないので、説明してほしい。
- (7) 私は警察、指導相談者等から事実確認を受けたことがなく、一方的に加害者として扱われている。事実調査しない審査書類が適切なものなのかは、調査判断した施設に問い合わせしたい。各施設からの意見は書面にて確認することが適当と総務省からも通達（ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について（平成16年総行市第218号））が出ているので、手続きを進めるに至った私に関する意見書面を開示してほしい。
- (8) 申出者の名前、住所等の開示を私は求めているし、さいたま市の様式は私の名前と申出者の情報は行も別に記されているので、私個人にかかわる部分的な開示が可能である。（さいたま市情報公開条例第8条（平成13年さいたま市条例第17号））元夫の住所や電話番号欄などは全部知っているから不開示でもいい。加害者欄に書いてある私の名前は私の個人情報なので、私の部分は存否を明らかにして公開して欲しい。加害者だと認定する理由を記載する欄もあったので、その理由も教えて欲しい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分の内容と理由

- (1) 平成31年3月1日、審査請求人が開示請求のために実施機関の窓口に来た。

窓口係員は、審査請求人の話を総合して、申請にかかる住民票を不交付とする場合の一般的説明として、申出書の様式を審査請求人に示し、これ

が提出されていると交付できない制度になっていることを説明した。その用紙を見た審査請求人は「加害者」欄に自分の氏名が記載された申出書が提出されたと考えたと思われる。しかし、係員は、審査請求人を関係当事者とする申出書が提出されていると発言したことはなく、あくまで申出書に関する一般的な説明をしたにとどまる。

- (2) 本件開示請求に係る申出書は、申出者の個人情報であって、審査請求人の個人情報ではないため、他人の個人情報に対する開示請求に対して条例第17条に該当するものとして存否を明らかにしないで不開示としたものである。
- (3) 仮に申出書が存在しない場合、不存在を理由に不開示決定をすると、支援措置の申し出がなされていないことが明らかになり、また仮に申出書が存在した場合、開示請求者以外の個人情報保護を理由に不開示決定や一部開示決定をすれば、前住所、住所、本籍地、前本籍地のいずれかが市内にあることが明らかになってしまう。

## 2 審査請求人の主張について

- (1) 「不開示決定処分を取消し、開示を求める」との主張だが、本件開示請求に対しては、仮に申出書が存在しない場合、不存在を理由に不開示決定をすると、支援措置の申し出がなされていないことが明らかになり、また仮に申出書が存在した場合、開示請求者以外の個人情報保護を理由に不開示決定や一部開示決定をすれば、前住所、住所、本籍地、前本籍地のいずれかが市内にあることが明らかになってしまう。いずれにしても申出書が存在しているか否かを答えるだけで不開示内容を開示することになる。したがって、申出書の文書の存否を回答することは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、申出書が存在するか否かを明らかにすることはできず不開示決定とした。
- (2) 「無実の私を加害者として扱っている」との主張だが、仮に審査請求人を加害者とする支援措置の申出があったとしても、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令書の写し若しくはストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)に基づく警告等実施書面等の提出を求めることその他適切な方法により確認を行っており、審査請求人を一方的に加害者として扱うことはない。
- (3) 審査請求人が窓口に来た際、申出書はどういうものなのか見せてほしいということだったので、白紙の用紙を見せながら順に手続の仕方を案内した。申出書の様式には、申出者、加害者と明示されているので、その形で説明をした。あくまでも申出書の一般論としての受付方法を説明したに過ぎず、申出書が出されているとも出されていないとも言っていない。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件対象個人情報について

- (1) 審査請求人が開示を求める個人情報は、特定期間に提出されたと主張する自分が加害者として記載がある申出書である。
- (2) 審査請求人は、4年ほど前、さいたま市C区役所で子の登録住民票の交付申請をしたところ、交付されなかった。
- (3) 平成31年3月1日、審査請求人は、前記の住民票が取れなかった理由を知るためさいたま市の情報公開窓口に来た。その際、区民課職員は審査請求人に対し何も書かれていない申出書の様式を示し、そのようなものが出ていると戸籍等は出せない。この書類が出されていたので(数年前の交付申請時に住民票は)出なかったのではないかと思うと説明された。審査請求人は自分が加害者扱いされるのは心外であり、自分が加害者と決定された理由(外部機関の意見も含めて)を知る目的で、自分が加害者と記載がある、前記主張の期間内に提出された申出書の開示を求めた。
- (4) 実施機関は、該当する申出書の存否を回答することは、不開示情報を開示することと同様の結果となり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、存在の有無を明らかにできないとして存否応答拒否をした。
- (5) これに対し、審査請求人は、本件不開示決定処分を取り消し、文書の存在を明らかにしたうえで、文書の開示を求めるとして本件審査請求をした。

### 2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、平成31年3月1日、さいたま市の区民課職員から示された何も書かれていない申出書の様式を見て、以前、夫・子の住民票の交付を申請した際に住民票が交付されなかった理由は、夫が申出書の「加害者」欄に審査請求人氏名を記載して提出したからだと推測し、その推測に基づき本件開示請求をしたものである。
- (2) 申出書は、ストーカー規制法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)に根拠を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)とその関係省令及び住民基本台帳事務処理要領に基づく支援措置を求める書面であり、各市町村が、住民の平穏・安全な日常生活を保障し、児童の福祉(通園・通学、監護権の保障、子供の心身への重大な影響等)の確保等のために、相談機関等の意見等も踏まえて、住民登録上の住所情報を秘匿する制度上の書面である。

申出書の主な記載項目としては、①申出者欄及び加害者欄(氏名、住所、生年月日等)、②申出者の状況欄(上記各根拠法が適用される状況あるい

はこれに準ずる状況)、③添付書類欄、④相談先欄、⑤支援措置を求めるもの欄(支援を求める事務、現住所等)、⑥併せて支援を求める者欄(氏名、生年月日、申出者との関係)、⑦相談機関等の意見欄、⑧備考欄等である。

- (3) 市町村及び住民基本台帳事務担当職員は同申出書の受理及び住所情報の秘匿等制度の適正な運用を担う者である。

ストーカー規制法第8条第1項及び配偶者暴力防止法第23条第1項は、職務関係者に対して、支援を求める者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすることを求めている(児童虐待防止法上も当然である。)。このことを考慮すると、申出書の開示を求められた場合、市町村は極めて慎重な対応をすべきことになり、市町村において同支援措置申出制度の運用および関連職務に携わる職員は、前記各法令の趣旨を十分理解し、自身の職務上の守秘義務(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条1項)を遵守しつつ職務を遂行すべきことが求められる。

- (4) 仮に、実施機関が、加害者欄に審査請求人が記載された申出書を保有している場合、これを開示すると審査請求人は次の情報を得ることになる。
- ア 申出者等を識別することができる氏名、住所、生年月日等。
  - イ 上記により特定される申出者が審査請求人を加害者として支援措置申出を行ったという事実。
  - ウ 上記により特定される申出者の前住所、本籍及び前本籍(記載がある場合のみ)。

これらの情報は、当該申出者にとって、加害者欄に記載した者である審査請求人に知られることを想定していないものであって、支援措置申出制度の目的に鑑みて、明らかにすることができない情報であると言ふべきである。

- (5) これらの情報を条例に則していえば、条例第14条第2号に規定する開示請求者以外の者に関する情報(第三者情報)であって、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

また、相談機関等の意見欄記載の情報は、条例第14条第3号に規定する相談機関等の事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがある情報(個人評価情報)に該当する。

- (6) このように、仮に実施機関が申出書を保有しているとしても、開示することはできないことから「不開示」と回答することになるが、この場合、申出者が申出書をさいたま市に提出しているということや申出者の住所がさいたま市内にあるということが推測されることが明らかである。

他方、仮に実施機関が申出書を受理していない場合は、「不存在」の回

答となるが、この場合、申出者足り得る者が申出書をさいたま市に提出していないということが推測されることが明らかである。

そこで、上記の支援措置制度の趣旨を踏まえて慎重を期し、申出書の存否自体を明らかにしないという態度が期待されることになる。

そうすると、実施機関が条例第17条によって存否の応答を拒否したことには十分な合理性があるものといえる。

よって、本件開示請求に対し、実施機関が条例第17条によって存否応答拒否を理由に不開示決定としたことは妥当である。

(7) 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので言及しない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年 7月 8日	諮問の受理（諮問第540号）
②	同年 8月 8日	審議
③	同年 10月 17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同年 11月 21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和2年 2月 20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第185号  
令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年12月27日付けで貴職から受けた、「北建、建築審査課が保有する西区大字宝来52番地1における建築基準法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年8月26日付け建北建審第379号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、南側RC造にかかる建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく通知の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

不存在は違法。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書においておおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人より、「北建、建築審査課が保有するさいたま市西区大字宝来52番地1における法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定」との行政情報開示請求を受けたことから、1棟については法第18条

第2項に基づく通知を特定し、南側RC造については通知が無く、また通知された記録もないことから不存在として一部開示決定を行った。

- 2 審査請求人が開示を求める法に基づく通知は、建築主が建築しようとする場合において作成し、北部建設事務所建築審査課が通知の受付及び審査を行うものである。審査請求人が求める南側RC造については、法に基づく通知を受けていないので不存在とした。
- 3 この通知は、法第18条第2項の定めによるもので、通知に係る工事に着手する前に、その計画を担当課に通知するものであり、担当課は現に存する建築物又は工作物の状況に関する行政情報の作成をするものではない。また、法における通知を要するものは、法第2条第1号に定義される建築物のうち、法第18条第2項に規定する建築物を建築する場合（増築の場合で防火地域又は準防火地域以外の地域においては床面積が10平方メートル以内であれば不要。）である。
- 4 行政情報開示請求における南側RC造は屋根が無く、法第2条第1号で定める建築物に該当しない工作物となる。工作物の場合は、法第88条に定める政令で指定する場合に通知を要するが、南側RC造の工作物は指定に該当しない。上記の法に基づく通知を要しない建築物又は工作物の場合、通知を要しないことを証明する手続きは無く、また、通知に代わる行政手続きを要さない。
- 5 以上のことから、特定した文書の他に、審査請求人が主張している物件の法に基づく通知および行政情報は存在しない。
- 6 審査請求人は、不存在は違法であると主張しているが、実施機関は、計画通知及び計画通知の審査に関する行政情報を保有するものであり、通知を行わないものについての通知を保有していないので、違法ではない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月19日に開示請求を行った「北建、建築審査課が保有する、西区大字宝来52番地1における法に基づく通知のうち「スラグストックヤード」等2棟特定」である。

当該地には市有の環境施設があり、当該施設はごみ焼却炉及び粗大ごみ処理設備並びに灰溶融炉設備等を備えている。本件開示請求があったのは、施設の敷地内にある2棟に関するものであり、実施機関は2棟のうちの1棟については、法第18条第2項の規定による計画通知書（以下「通知書」という。）1件を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除いて開示した。しかしながら、もう1棟のスラグストックヤードと呼ばれる、ごみ処理後の灰から生産した溶融スラグを保管するための工作物については通知書が存在しないとする決定を行った。

これに対して審査請求人は、スラグストックヤードについて通知書が不存在なのは違法であるとの主張から、処分の取り消しと当該通知書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

### (1) 計画の通知を要件とする建築上の手続きについて

法第18条第2項は通知が必要となる手続きについて規定しており、法第6条第1項の規定によって建築する建築物は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならないとされている。法第6条第1項の規定とは、いわゆる建築確認の申請が必要な建築物のことを指す。また、法第88条は、工作物について前述の規定を準用することとしている。

### (2) 「建築物」の定義及び工作物への準用について

法第2条第1号にいう「建築物」とは、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。」とされる。また、法第88条の規定により、通知が必要とされる工作物のうち政令で指定するものとは、法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に列挙されているとおりである。

### (3) 本件審査請求に係るスラグストックヤードについて

当審査会において、関係法令を参照し、また、航空写真により屋根の有無を確認したところ、建築物としての要件のひとつである屋根は無く、また、法の規定が準用される工作物にも該当しなかった。よって、当該スラグストックヤードは通知が不要であることが明らかであるため、実施機関が通知書を不存在とした本件処分は妥当である。

## 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年12月 27日	諮問の受理（諮問第448号）
②	令和元年 12月 19日	審議
③	令和2年 2月 20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授

委 員	伊 藤 一 枝	弁 護 士
会 長 職 務 代 理 者	柴 田 雅 幸	行 政 経 験 者
委 員	塚 田 小 百 合	弁 護 士
委 員	吉 田 聰	弁 護 士

(五十音順)

さ情審査答申第186号  
令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年5月31日付けで貴職から受けた、「桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報のすべて 桜エコフェスタ2015を除く」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年12月21日付け環施環施第2272号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、「不許可となった申請書」及び「利用日のわかるもの」の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

課長から不許可とした申請があった旨を聞いた。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本審査請求に係る処分の内容は、「桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報すべて桜エコフェスタ2015を除く」という内容の行政情報開示請求があり、一部開示決定を行った。

- 2 開示の実施中、審査請求人から、「会議室の申請は提出すれば全て許可するのか」との質問があり「環境啓発以外に使用するものについては許可しない」と口頭で回答したところ、「桜環境センター会議室の申請で不許可となった申請書等を開示せよ」との審査請求書が提出された。
- 3 桜環境センター環境啓発施設の会議室を使用する場合には、「さいたま市桜環境センター会議室使用許可基準」（以下「許可基準」という。）に基づいて「庁舎使用許可申請書」（以下「申請書」という。）を管理責任者に提出し、許可された団体が使用できる。この許可申請手続きは、管理責任者である環境局施設部環境施設管理課長（当時、環境施設課長）が提出された申請書に記載された使用目的が許可基準に当てはまることを確認したうえで許可している。よって、これまでに、許可基準に当てはまらないとして不許可決定を行ったケースはない。また、許可申請手続きの中で、一旦申請書を預かったものの申請書の内容に疑義があった場合には、申請者に対して丁寧な説明を行い、理解を得た上で申請書を一度返し、補正のうえ適宜再提出するようお願いしていた。一部の申請者には、返却を受けた申請書をそのまま取り下げる方もおり、その場合、申請書は市に存在しない。
- 4 後日「利用日のわかるものを開示せよ」との審査請求が追加された。開示日時点では、会議室の利用日の分かるものとして、「会議室使用報告書」が存在していたことから、開示可能な行政情報であり、再度一部開示する予定である。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年12月8日に開示請求を行った「桜環境センター会議室等の使用に関する行政情報のすべて 桜エコフェスタ2015を除く」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、環施環施第1983号「桜エコフェスタ2016」の開催要項について、桜環境センター会議室使用許可申請受付簿及び申請書54件を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除いて開示する決定を行った。

審査請求人は、この決定に対して、不許可とした申請書があると課長から聞いたという主張から、不許可とした申請書の開示を求めるとともに、文書特定に瑕疵があるとの主張から、「利用日がわかるもの」の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関の説明によれば、本件審査請求は、本件開示請求に対して開示した文書を審査請求人が閲覧した際、「会議室の申請は提出すれば全て許

可するのか」との質問に「環境啓発以外に使用する者には許可しない」と回答したことに対して提出されたものだという。また、閲覧の際には言及がなかった「利用日がわかるもの」を開示せよとの主張については、後日追加されたとのことであった。

- (2) 審査請求人は、開示された文書の不開示部分には不服を申立てておらず、「環境啓発以外に使用するものについては許可しない」という担当課長の発言を聞き、不許可とした申請書の開示を求めている。

これに対して実施機関は、申請書に記載された使用目的が許可基準に当てはまることを確認したうえで提出させており、内容に疑義があるときは説明を付して返却すると説明しており、そもそも許可基準に当てはまらない状態では提出させていないとのことであった。また、本件開示請求に対して実施機関は、保有するすべての申請書を特定し、開示できる部分はすべて開示している。

他に当該行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不許可となった申請書は不存在と認められる。

- (3) なお、審査請求人は「利用日のわかるもの」についての開示を主張しているが、実施機関は、利用日の記載がある「会議室使用報告書」について、開示できるとしている。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求について、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 6月 1日	諮問の受理（諮問第458号）
②	令和元年 12月19日	審議
③	令和2年 1月16日	審議
④	同 年 2月20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆



## I 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるため、実施機関の諮問に対して答申を行います。また、当該制度に係る重要事項について市長に建議を行います。

表4-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期2年（平成29年10月22日から令和元年10月21日まで）

役職	氏名	備考
会長	馬橋隆紀	弁護士
職務代理者	内田裕子	大学准教授
委員	岩崎万智子	消費生活相談員
委員	桑原菜津子	報道関係者
委員	藤巻真理子	行政経験者
委員	青木節子	団体役員
委員	阿部達哉	団体役員
委員	田中孝之	団体役員
委員	谷崎美智子	市民公募
委員	野辺明子	市民公募

任期2年（令和元年10月22日から令和3年10月21日まで）

役職	氏名	備考
会長	馬橋隆紀	弁護士
職務代理者	内田裕子	大学准教授
委員	岩崎万智子	消費生活相談員
委員	桑原菜津子	報道関係者
委員	藤巻真理子	行政経験者
委員	今川夏如	団体役員
委員	齋藤幸枝	団体役員
委員	田中孝之	団体役員
委員	谷崎美智子	市民公募
委員	野辺明子	市民公募

## 2 開催状況

令和元年度の審議会の開催回数は3回でした。

表4-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

No.	開催年月日	主な内容
1	令和元年7月24日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
2	令和元年9月25日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 要配慮個人情報の収集について(※継続審議) (事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務)</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 介護保険に関する事務)</p> <p>(4) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民年金に関する事務)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
3	令和2年1月22日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>(2) 職務代理者の指名について</p> <p>(3) 電子計算機の結合について (事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務)</p> <p>(4) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 住民基本台帳に関する事務)</p> <p>(5) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 健康増進事業に関する事務)</p> <p>(6) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>

**Ⅱ 情報公開・個人情報保護審議会 答申**

さ情審議第19号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

要配慮個人情報の収集に関する意見について（答申）

令和元年7月9日付けで、さいたま市個人情報保護条例第5条第2項第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における要配慮個人情報の収集について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

なお、要配慮個人情報の取扱いは特段の注意をもって慎重に行うことを求めます。

記

事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務

さ情審議第19号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和元年9月2日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務）について

さ情審議第19号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和元年8月29日付で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 介護保険に関する事務）について

さ 情 審 議 第 1 9 号  
令和 元 年 9 月 3 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和元年8月27日付で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 国民年金に関する事務）について

さ情審議第34号  
令和2年1月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和元年12月25日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務
- 2 結合先 児童虐待情報共有システム（埼玉県構築）

さ情審議第34号  
令和2年1月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年1月7日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 住民基本台帳に関する事務）について

さ情審議第34号  
令和2年1月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年1月7日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 健康増進事業に関する事務）について

さ情審議第34号  
令和2年1月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和2年1月7日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当であると考えます。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 予防接種事業に関する事務）について

◆ 会 議 公 開 制 度 ◆



## I 会議公開制度の概要

### 1 会議公開制度の目的

会議公開制度は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行（※））」に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市の重要な政策の意思形成過程の情報を公表し、市政運営の透明化を推進することを目的とします。

※同日、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針（平成 13 年 7 月 1 日）」を廃止

### 2 対象とする会議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等を対象とする。

ただし、次に掲げる場合に限り公開しないこともできる。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## II 会議公開制度の運用状況

### 1 会議公開制度運用状況

令和元年度における会議公開制度の運用状況は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 令和元年度 会議公開制度運用状況

開催件数	公開・非公開の区分			合計
	公開	一部公開	非公開	
	191	35	234	460
傍聴者数	98	15	—	113

## 2 附属機関、協議会等の会議別開催状況

令和元年度における附属機関、協議会等の会議別開催状況は表5-2のとおりです。

表5-2 令和元年度 附属機関、協議会等の会議別開催状況

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
—	市長公室	秘書課	文化賞選考会議			1	1	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	総合振興計画審議会	16			16	4
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	外部評価委員会	5			5	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	—	サーマルエネルギーセンター整備事業PFI等審査委員会			2	2	0
都市戦略本部	情報政策部	—	情報化計画評議会	1	1	1	3	0
総務局	総務部	アーカイブズセンター	市史編さん審議会	1			1	0
総務局	総務部	法務・コンプライアンス課	行政不服審査会			11	11	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審査会			12	12	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審議会	3			3	0
総務局	人事部	職員課	特別職報酬等審議会	2			2	0
総務局	人事部	職員課	公務災害補償等認定委員会			2	2	0
総務局	危機管理部	危機管理課	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議			1	1	0
財政局	財政部	資産経営課	財産評価委員会			3	3	0
財政局	財政部	資産経営課	(仮称)さいたま市立与野本町小学校複合施設運営準備協議会	5			5	2
財政局	契約管理部	契約課	入札監視・苦情検討委員会	1			1	0
市民局	市民生活部	市民生活安全課	市民局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
市民局	市民生活部	男女共同参画課	男女共同参画推進協議会	4		1	5	0
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動推進委員会	6		1	7	2
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動サポートセンター運営協議会	3		1	4	2
市民局	市民生活部	消費生活総合センター	消費生活審議会	2			2	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ振興課	スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会			3	3	0
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ政策室	スポーツ振興審議会	1			1	0
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	文化芸術に関する意見交換会	3		1	4	2
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	文化芸術都市創造審議会	2		1	3	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館開設準備室	岩槻人形博物館開設準備委員会	2			2	1
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館開設準備室	人形資料等選考評価委員会			2	2	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	大宮盆栽美術館運営委員会	1			1	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	盆栽資料等選考評価委員会			1	1	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	保健福祉局指定管理者審査選定委員会			5	5	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	健康づくり推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	地域保健医療協議会	1			1	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	食育推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	がん対策推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	歯科口腔保健審議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	生活衛生課	動物愛護推進協議会	2			2	0
保健福祉局	保健部	食品・医薬品安全課	食の安全委員会	2		2	4	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
保健福祉局	保健部	高等看護学院	市立高等看護学院運営委員会	1			1	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会			25	25	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	ひきこもり対策連絡協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会地域福祉専門分科会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	民生委員推薦会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくり推進協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくりモデル地区推進部会	2			2	1
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉有償運送運営協議会	5			5	1
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	令和元年台風第19号さいたま市義援金配分委員会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	生活福祉課	生活困窮者学習支援業務委託選定委員会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者政策委員会	3			3	17
保健福祉局	福祉部	障害政策課	発達障害者支援地域協議会	2			2	1
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)		2		2	5
保健福祉局	福祉部	障害支援課	地域自立支援協議会	1	1	1	3	16
保健福祉局	福祉部	障害支援課	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	3			3	0
保健福祉局	福祉部	障害者総合支援センター	発達障害者支援連絡協議会			3	3	0
保健福祉局	長寿応援部	高齢福祉課	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	2			2	0
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	地域包括支援センター運営協議会	2			2	6
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会		1		1	0
保健福祉局	長寿応援部	介護保険課	地域密着型サービス運営委員会	1		1	2	0
保健福祉局	市立病院経営部	財務課	市立病院経営評価委員会	2			2	0
保健福祉局	保健所	保健総務課	医療安全推進協議会	1			1	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	エイズ対策推進協議会			1	1	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	指定難病審査会			12	12	0
保健福祉局	健康科学研究センター	保健科学課	健康科学研究センター倫理委員会			1	1	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	子ども未来局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	3			3	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会			3	3	0
子ども未来局	子ども育成部	青少年育成課	いじめのないまちづくりネットワーク	2			2	0
子ども未来局	幼児未来部	幼児政策課	幼児教育推進協議会	2			2	0
子ども未来局	幼児未来部	幼児政策課	幼児教育指針等策定部会	5			5	0
子ども未来局	子ども家庭総合センター	総務課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護審査部会			6	6	0
環境局	環境共生部	環境創造政策課	環境審議会	2			2	1
環境局	環境共生部	環境創造政策課	空き家等対策協議会	1			1	0
環境局	環境共生部	環境対策課	環境影響評価技術審議会	2		1	3	4

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
環境局	資源循環推進部	資源循環政策課	廃棄物減量等推進審議会	2			2	0
経済局	商工観光部	経済政策課	経済局指定管理者審査選定委員会			2	2	0
経済局	商工観光部	経済政策課	C S R 推進会議	1	1	1	3	1
経済局	商工観光部	経済政策課	地域経済活性化拠点整備協議会	2			2	0
経済局	商工観光部	労働政策課	就労サポート事業運営協議会			1	1	0
経済局	商工観光部	商業振興課	商業等振興審議会	1			1	0
経済局	商工観光部	商業振興課	大規模小売店舗立地審議会	1			1	0
経済局	商工観光部	観光国際課	外国人市民委員会	3			3	0
経済局	農業政策部	農業政策課	都市農業審議会	2			2	0
経済局	農業政策部	農業政策課	農業委員選考委員会			2	2	0
経済局	農業政策部	農業環境整備課	農業振興地域整備促進協議会			2	2	0
経済局	農業政策部	食肉中央卸売市場	市場運営協議会	2			2	2
経済局	農業政策部	食肉中央卸売市場	市場取引委員会	1			1	1
都市局	都市計画部	都市計画課	都市計画審議会	3			3	5
都市局	都市計画部	都市計画課	景観審議会	1			1	0
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会	2			2	2
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会バス専門部会	1			1	0
都市局	都市計画部	交通政策課	都市交通戦略推進委員会	1			1	0
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進課	さいたまはーと推進協議会	1			1	1
都市局	都市計画部	みどり推進課	花とみどりのまちづくり審議会	1			1	2
都市局	都市計画部	開発調整課	開発審査会		2	2	4	0
都市局	まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	指扇土地地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	浦和東部まちづくり事務所	浦和東部第一特定土地地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	浦和東部まちづくり事務所	大門下野田特定土地地区画整理審議会	1			1	0
都市局	まちづくり推進部	東浦和まちづくり事務所	東浦和第二土地地区画整理審議会			2	2	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画与野駅西口土地地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画事業南与野駅西口土地地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	岩槻まちづくりマスタープラン策定協議会	2		1	3	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	岩槻駅西口土地地区画整理審議会	1			1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	江川土地地区画整理審議会			2	2	0
都市局	都心整備部	都心整備課 氷川参道対策室	氷川参道歩行者専用化検討協議会	2			2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議	1			1	24
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議まちづくり推進部会			5	5	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議基盤整備推進部会			5	5	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進会議合同部会			1	1	0
都市局	都心整備部	大宮駅西口まちづくり事務所	大宮駅西口第四土地地区画整理審議会			2	2	0
建設局	—	技術管理課	公共事業評価審議会	2			2	0
建設局	土木部	土木総務課	建設局指定管理者審査選定委員会			2	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
建設局	建築部	建築総務課	建築審査会		5	1	6	0
建設局	建築部	建築総務課	ホテル等建築審議会			3	3	0
建設局	建築部	住宅政策課	住生活基本計画等策定懇話会	2			2	0
建設局	下水道部	下水道総務課	下水道事業審議会	1			1	0
西区	健康福祉部	福祉課	西区民生委員推薦準備会			4	4	0
北区	健康福祉部	福祉課	北区民生委員推薦準備会			3	3	0
大宮区	健康福祉部	福祉課	大宮区民生委員推薦準備会			4	4	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			6	6	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	介護認定審査会			12	12	0
中央区								
浦和区								
岩槻区								
見沼区	健康福祉部	福祉課	見沼区民生委員推薦準備会			4	4	0
中央区	健康福祉部	福祉課	中央区民生委員推薦準備会			4	4	0
桜区	健康福祉部	福祉課	桜区民生委員推薦準備会			4	4	0
浦和区	健康福祉部	福祉課	浦和区民生委員推薦準備会			4	4	0
浦和区	健康福祉部	高齢介護課	中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			5	5	0
南区	健康福祉部	福祉課	南区民生委員推薦準備会			3	3	0
緑区	健康福祉部	福祉課	緑区民生委員推薦準備会			4	4	0
岩槻区	健康福祉部	福祉課	岩槻区民生委員推薦準備会			3	3	0
教育委員会事務局	管理部	教育政策室	教育行政点検評価委員会	4			4	0
教育委員会事務局	学校教育部	学事課	市立小・中学校通学区域審議会	3			3	0
教育委員会事務局	学校教育部	教職員人事課	教職員健康審査会		12		12	0
教育委員会事務局	学校教育部	指導1課	教科用図書選定委員会			3	3	0
教育委員会事務局	学校教育部	特別支援教育室	就学支援委員会		1	3	4	0
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	「人間関係プログラム」推進委員会	2			2	0
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	いじめのない学校づくり推進委員会		2		2	0
教育委員会事務局	学校教育部	総合教育相談室	心のサポート推進事業に係る推進委員会		2		2	0
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校結核対策委員会			2	2	0
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校災害救済給付金審査委員会			2	2	0
教育委員会事務局	学校教育部	教育研究所	市立教育研究所運営委員会	2			2	0
教育委員会事務局	学校教育部	館岩少年自然の家	市立館岩少年自然の家運営委員会	2		1	3	0
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育委員会議	3			3	0
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習振興課	チャレンジスクール業務委託選定委員会		1	1	2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	文化財保護審議会	2			2	0
教育委員会事務局	生涯学習部	青少年宇宙科学館	青少年宇宙科学館運営委員会	1			1	0
教育委員会事務局	生涯学習部	博物館	博物館協議会	1			1	0
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	うらわ美術館協議会	1			1	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部 公開	非 公開	合計	傍聴 人数
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	美術品等選考評価委員会			1	1	0
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	公民館運営審議会	5			5	0
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	市民大学運営委員会	3			3	0
教育委員会事務局	中央図書館	管理課	図書館協議会	2			2	2
教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	視聴覚ライブラリー運営委員会	2			2	0
水道局	業務部	経営企画課	水道事業審議会	2		1	3	7
消防局	総務部	消防企画課	次期消防力整備計画協議会	1	1		2	1
合 計				191	35	234	460	113

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和元年度版

発行年月 令和3年2月

編集 さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048-829-1118

FAX 048-829-1983

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和元年度版

さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

この冊子は 50 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 1,013 円（概算）です。

